

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の教育・研究誌

経済科学通信

第27号

1980年春季

—シンポジウム・現代の階級理論と労働者階級（Ⅲ）—

第2部 現代日本の労働者階級

〔報告1〕 中小企業労働者の状態

——大和硝子労組の闘いを通して——…………中原 優 (1)

〔報告2〕 階級論の最近の動向と官僚機構研究の重要性…池 上 悅 (7)

〔報告3〕 新しい労働者階級としての公務労働者……柳ヶ瀬 孝三 (10)

税務労働論……………小森治夫 (17)

流域下水道をめぐる諸問題……………小林秀樹 (22)

研究展望

国家独占資本主義論争と国家独占の概念……………芦田亘 (35)

海外論調・翻訳

カール・マルクスと今日のブルジョア政治経済学（上）

……………ヘルベルト・マイスナー

(訳) 津波古充文 (48)

書評

J. ニューフィールド他『ニューヨークが死ぬ時』…………佐々木雅幸 (56)

小野一郎『現代社会主義経済論』……………音羽周・田中宏 (61)

A・ハント編『階級と階級構造』……………湯本誠 (65)

雑誌文献紹介（4）…………… (67)

基礎研だより

第2回研究大会の報告……………鶴田廣己 (74)

研究所定例総会・研究科開講式を終えて…………… (76)

衣笠支部活動報告…………… (77)

基礎経済科学研究所

第2部 現代日本の労働者階級

〔報告1〕 中小企業労働者の状態

——大和硝子労組の闘いを通して—— 中原 優

〔報告2〕 階級論の最近の動向と官僚機構研究の重要性 池上 悅

〔報告3〕 新しい労働者階級としての公務労働者 柳ヶ瀬 孝三

〔編集局まえがき〕

前2回の報告と討論をひきつぎ、本号では現代日本の変革の展望との関わりで、階級論をどう具体的に展開すべきか、またどう展開してはならないかについて、3人の所員から問題提起をしてもらいました。この特集についての意見・疑問・自説の展開など、積極的な「通信」を編集局にお寄せ下さい。次号で読者参加の企画をくむ予定です。

〔報告1〕

中小企業労働者の状態

——大和硝子労組の闘いを通して——

中原 優

おだやかな春の瀬戸内の海面に朝日が照りかがやく。

「まだねてるやつは起こしたってや」とせわ役のH君が船室をまわって歩く。ゆうべは久しぶりにしこたま酒をのみ、あげくの果てはケンカになった仲間の面倒をみたH君の目は赤い。

「いつもは無口で、いい奴なんだけど、酒ぐせ悪くてね。船の上だから、ほおりだされたらおしまいだから、おさえてなだめるのに必死よ。……いやあ、今朝は、もうケロッとして、あやまりに来よった。全く、松山にいくまでが一仕事だ。ハハハッ。」そういうながら朝食をかきこんで、また足早に出ていく。度重なる街頭行動で黒びかりしたジャンパーに朝日がたり

返る。

松山とは、伊予銀行本店の所在地。海を越えて向かう一行は、大和硝子の組合員と支援の化学一般や、守口の地域の仲間、200余名である。会社倒産のまくひきであった、背景資本伊予銀行本店へのりこんで、会社再建や労働債権についての交渉をするためである。大衆的行動はこれで二度目。予備交渉は数度続けたが、会うことさえ少ない。のりこむとは、せいがいいが、背景資本の倒産会社労働組合との交渉を義務づける法律はまだない。唯一の手がかりは、先日出た大阪地方労働委員会の勧告のみである。(1978年3月16日、銀行側に対して、本

件の解決については、当事者として形式にこだわらずに話し合いを開始してはどうかというものの。)

今治に着くと、波止浜造船の、やはり「造船不況」で、首を切られた仲間2人が出迎えてくれて激励と連帯のあいさつをしてくれる。日本失業列島の感を抱き、共に頑張る熱い握手をして一行は松山へむかった。

大和硝子が倒産したのは、1975年9月5日であった。

ここでは、一升ビン、牛乳ビン、ナメ蒼のビンなど食品ビンをつくっていたが、これらのビンは、どこのビン屋でもできるため、競争が激しく、値引き合戦で、中小企業から順番に経営危機に陥り、大手の東洋ガラス・日本硝子・山村硝子は外国との技術提携をして自社独自の製品と市場確保でのしあがっていくが、中小は片っぽしから、つぶれていった。高度成長の頃は、それでも、資本金一億円、従業員450名の中企業である大和硝子はなんとか生き残れたが、1973年の「石油ショック」によるインフレには、原料高製品安、それに大手のとりひきメーカーの紙コップ・プラスチック容器への切り替えによって打撃をうける。インフレによるビンの価格値上げの業界での検討が、公正取引委員会による「摘発」により、成らず、価格転化できず、乱売に一層の拍車をかけ、ついに背景資本による倒産が引き起こされた。その間、幾度かの経営危機の度に、背景資本（伊予銀行・兼松江商・富国生命の三者があるが、主力は伊予銀行）の介入は強くなり、他銀行を排して伊予銀行の動向が大和硝子の生命の綱となった。

「会社更生法」の開始決定が1975年11月26日に出たが、背景三社の協力体制ができないままの開始は、およそおぼつかなく、一号窯停止、100名の希望退職を出し、組合はその間、会社再建のため少ない人員でしんぼう強く生産を守ったが、ついに1977年3月4日窯の火はすべて消えた。伊予銀行の度重なる裏切りである。

今まですぐれた機械工であった中年の労働者が希望退職後の少ない人員で生産を守るために、

自ら労働条件を下げ、配置転換に応じて、そのぶつけ手で、なれないそろばんやボールペンを持った。「なんで俺は、こんなことまでせんならん」というくやしさが一挙に伊予銀行への抗議となってふき出る。

伊予銀行に対する「抗議と要求書」はいう。「……再建は、貴社の協力いかんにかかっていたのである。しかるに、貴社は一貫して積極的な態度を示さず、非力な大和硝子が自力で懸命に企業活動を支えながら助力を求めてきたことに背を向けて、現下の厳しい経済情勢下において、見殺し同然に放置してきたのである。その結果、ついに力つきて、生命線として死守してきた窯の火はとだえ、3月4日管財人より全従業員の解雇がいいわたされたのである。……9月2日兼松江商、富国生命と共に大和硝子の再建方針を協議し、9月15日までに会社再建方針を検討し、9月5日の決済は三社が協調して乗り切ることを決定しておきながら、わずかばかりの協調融資を不調に終らせて、不意打ち的な倒産をひきおこし……更生手続き開始決定後も主力銀行としての直接的な責任および金融機関としての社会的な責任を徹底して回避しつつ、ついに企業活動の維持を断念せざるを得ない状態に追いこんだ。……退職金も支払わず、多数の労働者の離職と不当な解雇をひきおこし、厳しい労働市場に放り出して、生活を根底から破壊する反社会的行為をしたことに……強く抗議するものである。……貴社に対して次のことを要求する。①……解雇を撤回し、解雇期間中の賃金支払いを保障する措置をとること、②生産を再開し会社再建の措置をとること、③退職金をはじめとする未払い労働債権の満額支払の措置をとること、④共斗会議代表者との交渉に応じ協議を行うこと。」要求は、きわめて当然で、ささやかである。

解雇通告をうけてからの斗いは、解雇撤回、工場再開、労働債権の完全確保の実現を背景三社に迫るという斗いであった。

伊予銀行・富国生命・兼松江商に対する直接交渉と同時に大阪地方労働委員会に対して、労

組法第7条第2項違反として不当労働行為救済申請として「当事者同士話し合う」すなわち、伊予銀行は、組合との交渉に応じよという意味の“勧告”を引き出している。その地労委でを中心となった問題は、まさに「使用者概念の拡大」であった。

伊予銀行の使用者性については今まで述べた通りであるが、富国生命については次のような点である。富国生命は、大和硝子へ社長を送りこむことによって富国の子会社三京企業が筆頭株主である日原社の硝子原料ペレットを大和に買わせ、日原社の経営危機をたち直らせ、三京・富国の犠牲を転化した。その原料ペレットは、生産コスト高になり、原料としてもよくないということで業界から見離されていたもので、すでに得意先である日本硝子がペレット使用を中止しており、そうなると日原社は崩壊せざるをえない状況にあったのである。このペレット使用が大和の製品コスト高を生み、倒産をまねいたことは言うまでもなく、富国は大和の経営を支配しており、会社債権、労働確保について交渉する能力があったといえる。

不当労働行為救済制度は、そもそも憲法28条の団結権に基き、団結を侵害する行為から労働組合を救済することを目的としたものであるから雇用契約の有無にかかわらず、労働者の生活破壊に対して客観的・社会的な力と責任を持つ地位にある者も「使用者」とすべきである。金融資本といえども例外ではなく、社会的公共性からいっても交渉に応ずる義務があるといわねばならない。それら背景資本の使用者性を立証して引き出した勧告が、冒頭にのべた「話し合え」というものである。しかし地労委勧告が、強制や罰則を伴うものではなく、労働組合の団結権が、憲法25条の生存権を保障するものとしてその本質を持つものであるならば、何とその保障とは薄っぺらなふけばとぶようなものであるとか。労働組合のねばり強い交渉と、社会的な暴露がなければ、実現されない。その間、労働者の生存は一体何によって保障されるのか。機関紙のマンガは言う。

「仙人殿、カスミを食べて生きれる方法おしえて下さい。——主婦——」とは“仙人もびっくり”である。

伊予銀行に対する抗議・要請は30数回にわたる。他の背景資本は、伊予銀行さえテーブルにつければ、応じるという態度であったからだ。その間、伊予銀行は行員と組合員とのささいなトラブルに対しても「厳重抗議文書」をおくりつけ、1977年8月30日の行員とのトラブル発生の際に行員一人が鼻血を出したことを理由に9月14日警察は星原、佐々木、久保の3名の組合員を逮捕し、家宅捜査するという暴挙ともいべき態度に出た。労働争議に対する刑事弾圧である。伊予銀行が、大和の組合員のねばり強い抗議・要請に対して手を焼き、組織的に打撃を与えて、斗いのエネルギーをそらそうとしたものであることは明らかである。ちなみに、松山でもデモ行動は、勤評斗争以来といわれ、地元のテレビ・新聞でさわがれたのだ。組合は、支援団体、弁護団と共にすぐさま反撃し、釈放させたが、久保さんは不当にも起訴され、斗いはあらたに裁判争議に発展した。

久保さんの裁判所での陳述は、中小企業に働く労働者の労働と生活と斗いをえぐり出し、支援にかけつけた労働者の胸に、自分をそこに見い出さずにはおかしいものであった。以下、陳述書から語ってもらおう。

「私は、大和硝子に入社する前は、……大平電工で勤務しておりました。そこでは、残業、公休出勤を半強制的にやらされ、それがいやで、退職したい旨を取引先の人に話すとすぐ会社に通報され、予告手当もないまま首切り同様に退職させられた苦い経験を持っています。だから働く者の権利を守るために、活動する労働組合には深い感銘を覚えて、……参加しました。」

「1958年、組合ができる前の大和硝子(当時は大庭硝子工業株式会社)は、通称『鬼の大庭』とか、『あのゴロツキ工場』とかいっており、低賃金と苛酷な労働条件の工場として名をはせていました。組合結成から今日に至

るまでの斗いの中で特筆すべき点は、労働基本権の確立と労働時間短縮です。ほとんど無視されていた日・祝日の公休化を結成間もなく勝ちとり、1969年(S. 44)4月12日には、三交替部門の四直三交替制、日勤部門の隔週土曜休日を実施させた事です。この時間短縮は、従来、深夜勤務が連続一週間、準夜勤が連続一週間でした。家族の団らんもろくに出来なかつたが、四直三交替を実施する事によって人間らしい家庭生活が出来る様になりました。」

しかし倒産、会社再建へむけての「生活権防衛斗争」は、まさに雇用を確保することが、生活を守ることであり、家族の生命をつなぐことであり、そのため窯の火を消すなを合言葉に、自ら、メチャクチャな労働条件で働くをえなかつたことを述べています。

「一旦、炉の灯を消せば、その工場を再開するのに数倍の資金を必要とするため、労働条件を自ら引下げて希望退職という名の事実上の解雇の容認など忍びがたきを忍んでできる事はすべて譲歩した。1976年3月分の賃金支払には2ヶ月におよぶ遅配が生じていた時はわずか20%，平均しても24,436円しか支給されず、労働は退職者による要員不足から、最悪の時にはフル稼動440名の要員のところを同じ作業を300名で行うという苛酷なもので、自分の仕事をやりながら他部門へ応援に行く事さえ日常茶飯事でした。私は、機械工でしたが、婦人の職場であった日勤の、ピンの検査に配置されましたが、不満も、再建のためとおし殺して、やりました。中には慣れない仕事のため、ついてゆけず、涙ながら職場を去っていく会社創設当時の先輩の姿は見るにしおりないものでした。……このように頑張っても、賃金の支払いが20%で、2.4ヶ月遅れる状況にあり、退職者が続出しました。私の仕事は総務課へかわり、在庫管理でしたが、日々の資金繩が繭わたりの状況で、必要な在庫量を確保することができず、その日の使用する在庫量をギリギリの状態までしぶる

ため、在庫管理を一步あやまれば、生産がストップするか、不良品の製品が出るという状況に置かれていて、緊張の連続でした。又、仲間に離職票を渡す仕事にもあたりましたが、何とも言いようのない、やり切れない気持でした。……このような苦勞がむくいられぬくやしい気持は、今でも一杯です。」

血のにじむような再建への協力を裏切った伊予銀行の責任追及は、組合と会社再建について話し合えという要請行動にむけられたが、不誠実な紋切型の対応しかせず、あげくのはてに傷害罪という刑事弾圧までしてくる強圧的態度に、大和の組合員でなくとも、誰もが言いしれない恐りを伊予銀行にもつたことは言うまでもない。

このようなまでに会社再建に組合員をおいやった背景として、久保さんの陳述にあるように、「社会保障が不充分なため、一たん倒産すれば、生活権さえうばわれる状況」におかれているということであることは、承知の通りである。

政府は、国際的な通貨危機が集中的に日本にあらわれた円高に伴う構造不況の中で、産業構造転換のために30数種の補助金を組んだ。「まず、1975年4月、失業保険法を雇用保険法に切りかえると共に『雇用安定四事業』のスタート。『雇用調整給付金』と『訓練調整給付金』の二つが柱。次いで、1977年には『特定不況業種離職者臨時措置法』がつくられ、さらに1978年には『特定不況地域離職者臨時措置法』がつくられた。翌1979年には『10万人の雇用創出』をスローガンに中高年令者雇用開発給付金が新設された。わずか数年の間に積み重ねられた各種給付金は、雇用保険法に基づくものだけで22種類。これに、炭鉱や米軍基地など特定職種からの離職者対策、自治体や雇用促進事業団による特例措置などを合わせると、雇用安定のための各種給付金は、実に百数十種類から200種類にものぼるのである。しかし、制度が複雑な上、手続きがややこしいから、企業はせっかくの補助金を利用することができず、例えば労働

保険特別会計に計上された『雇用安定四事業』の予算は、毎年、多額の使い残しを出している。雇用安定資金として積み立てられる使い残しは、1975年度末の40億円から1977年度末には1,081億円にもふくれ上った。」(注、1979.11.5.毎日新聞「財政のムダをつく、5」より)

このうち、大和の組合員が恩恵にあずかったものは「未払労働債権の立替払制度」のみである。この制度は1976年7月施行、1976年1月よりさかのぼって適用ということで、大和の更生開始決定は1975年11月だから適用されないと、更生会社だから適用されないという解釈で、なかなか実現が進展しなかったが、事実上の倒産であり、この制度の主旨からいっても適用すべきであると、国会議員の協力もえて、やっと実現した。しかし、ひとり最高36万円まで。「すずめの涙」とはこのことだ。この他に社会的に保障されたものは、雇用保険の仮給付、市府民税の減免・猶予、国民健保の減免猶予、生活保護(一割強がうけた)である。すべての社会保障を駆使しても、生命をつなぐにはほど遠い。

組合では斗争に必要な最少限の常駐者を残して、あとはアルバイトに出る。アルバイト先の賃金は低いし、何よりも中高年の仕事の転換は、身にこたえる。過労・心労のため、心臓マヒによる死亡。アルバイト先での労災事故による死亡。今まで3名の仲間が亡くなった。労災とは、関西電力の下請の建設会社で、電柱の下じきになって即死である。葬式の読経をかきけすような、小学生二人と共に残された奥さんの号泣のみが、参列者の胸にひびく。

退職していく者のほとんどの賃金・労働条件は大和硝子より低く、組合がない企業が圧倒的である。組合の追跡調査によると、以下のようである。

(1) 一昨年5月～昨年4月まで退職した組合員

アンケート	依頼数	213名
アンケート	回答数	79名
アンケート	内訳	男 66名 女 13名

(2) 年令 (平均45.3才)

20才～25才未満	0名	0%
25才～30才未満	3名	3.8%
30才～35才未満	5名	6.3%
35才～40才未満	17名	21.5%
40才～45才未満	13名	16.5%
45才～50才未満	14名	17.7%
50才～55才未満	11名	13.9%
55才～60才未満	16名	20.3%
60才以上	0名	0%

(3) 賃金の推移

	退職前	退職後
S51年 (所定内賃金)	S53.4月現在 (所定内賃金)	
20才～30才未満	107,600円	100,000円
30才～40才未満	143,000円	166,363円
40才～50才未満	149,400円	132,619円
50才～60才未満	143,900円	112,800円

(4) 退職後の転職回数

年令	平均回数
20才～30才未満	1回
30才～40才未満	0.59回
40才～50才未満	1.63回
50才～60才未満	0.53回

(5) 再就職先の労働者数

労働者数	率
1人～10人	7.6%
11人～50人	31.6%
51人～100人	11.4%
101人～200人	11.4%
201人～500人	0%
301人～500人	11.4%
500人以上	11.4%
無回答	7.6%

(6) 再就職先の職種

現場労働	73.4%
事務労働	8.9%
営業販売	6.3%
自営・商店	0%
その他の	3.8%
無回答	7.6%

(7) 大和硝子と比べての労働条件

年令分布	よくなつた	変わらない	悪くなつた
20才～30才未満	33.3%	0%	66.6%
30才～40才未満	13.6%	22.7%	63.6%
40才～50才未満	3.7%	33.3%	63.0%
50才～60才未満	10.7%	29.6%	60.7%
計	(8)10.0%	2227.5%	5062.5%

しかし、大和に来る前にも多くは転々と職を変っている。九州の筑豊炭田出身者が10名近くいる。何度も倒産で首切られて流れるのである。企業規模も賃金も労働条件も、たいていは前よりも下る。中高年は尚さらである。食うためにはそんなことは言つていられないのだ。

「希望退職」したSさんは四国の郷里に帰つて鉄工所に勤める。なれない仕事で指を2本おとす。毎月40～50時間の残業でやっとの生活という。子供が生まてくるのに、賃金遅配が続き、「子供の出産費用の20万まで貯金が減ったら、会社をやめよう」と決心して、それまで頑張り、やむなく退職したのだ。再建中、賃金の遅欠配が続くと、奥さんの赤い気炎の電話が組合の執行部めがけて、矢継早にかかる。金の切れ目がヒステリーをおこさせる。「金の切れ目が縁の切れ目」となる。当時440名の仲間が、現在は100名そぞろである。生活の不安は、子供に敏感にひびく。高校三年生のH君は思う。「……僕が心配したのは、学校のことである。僕が行っている学校は、私立高校で学費が高いため一ヶ月ずつ学費を払えるだろうかということが心配であった。しかし、組合員の人から新聞配達をしてみないかと言われ、これはいいと思ってやるようになった。……早く会社が立ち直ってほしいと思う。」

共働きや独身者なら、まず何とかなる。父ちゃんの腕一本にたよってきた一家は、真暗闇だ。そのため、郷里に奥さん・子供を預けて、父ちゃんひとり頑張っている人もいる。子供の小学校の先生からはげましの手紙とカンパを送ってもらって、やっと彼の胸に、いくばくかの

不安が消える。肩身のせまいみじめな思いをしていないだろうかと、親であれば誰でも子供の気持を安じるからだ。こうまでして闘わねばならないことが、まだまだ世間では理解されないからだ。

窓の火が消えたのに、工場に赤旗をたて、ピラをもって朝となく夜となく走りまわるこの闘いを地域の人に理解してもらうため近所の小学生を相手に「大和塾」という塾をやっている。1人1ヶ月1,000円也の超安値である。正月用の賃もちつきもする。どこよりも安い。100うすはつくという。

11月現在、組合の奮闘のかいあって、背景資本との話し合いはすすみ、退職金ほか労働債権を7割がた確保した形で精算の目鼻はついてきた。アルバイトで支えた人たち、常駐者たちも、いずれ、大阪に郷里に流動して職につくだろう。大和硝子労働組合という組織は守口からも、化学一般からも消える。だが、会社再建をすべく、生産管理を行い、経済的背景を浮き上らせ、金融資本と国家権力との愈着構造にまでせまつた経験は消そうにも消せない。それは来たるべき社会づくりの労働者の能力と可能性を示し、現実には、まさに「生死の問題」にしながら団結すべき組織と、かかげるべき闘争課題を鮮明にしたといえる。そして、そのことが同時に、今年1979年、第三期黒田革新政府をめざして、企業内官僚体制を総動員して地域進出をみた“世界の松下電気”を封じこめるべく、京阪「西三荘」駅で、連日のピラ合戦を展開し、同じ働く者として、松下の労働者に日々と訴えた活動に連動したといえる。

当時、同じ時期に背景資本との斗にいどんだ中小企業労組は、大阪では大和硝子の他に杉本伸線、市新、大照金属、大阪工作所などがあり、五者共斗として活躍したが、ねばり強い斗いの上で勝利し、又その方向に向かっている。どれをとっても血のにじむような斗いの結晶であり、歴史的に先駆的な斗いと言える。

〔追記〕

大和硝子の斗いは主に大和硝子労組発行のパ

ンフレット「窓の火ともすまで——倒産から1,000日の斗争記録」と「伊予銀行・警察権力一体の争議弾圧の法廷斗争記録」によった。もとより人間と組織の青春と生活と人生を

かけた斗争のすべてを汲みつくせるものではなく、非力をかえりみず綴つことをお許しいただきたい。

(筆者 所員・労組書記)

〔報告2〕

階級論の最近の動向と官僚 機構研究の重要性

池 上 慎

大橋隆憲・小山陽一ほか数氏の訳出によるA・ハント編「階級と階級構造」が法律文化社から出版された。訳者の大橋・小山氏は、その解題のなかで、日本の階級構成分析、社会階級論において、「アルチュセール革命」をくぐり抜けていないと外国の研究者から指摘があると述べている。イギリス共産党の綱領改訂に関連した諸討論を収録したこの論文集で、編者は、編集の意図について「階級」と「政治的勢力」の区別の必要性を強調し、史的唯物論における経済的土台への還元主義をきびしく批判して、政治、イデオロギー、文化などの相対的自律性に注意を喚起している。

私自身は、1965年に公刊した「国家独占資本主義論」で、土台と上部構造の相互作用のなかで、国家独占資本主義を把握すべきことを主張し、A・ハント氏の編書でも強調されているエンゲルスのプロッホにあてた書簡などを論拠として国家の経済に対する相対的自律性の重要性を強調したことがあるので、この問題提起はまさに興味ぶかく感じられた。

土台と上部構造、経済と国家などの関連を問うてゆくとき、上部構造や国家の相対的独立性を強調することはたしかに重要なことであり、従来のマルクス主義理解にはいかにも経済還元主義的なところがみられた。だが、この強調か

ら一足とびに、イデオロギーや政治勢力の相対的独立性を論じ、ここから、ルカーチやグラムシを高く評価するだけでなく、さらにすすんで、「経済学だけでは社会は解けない。したがって、政治学・法律学などとの学際的研究なしには国家論、階級論は前へすすまない」とのみ結論するとすれば、これもまた、ややゆきすぎの感をまぬがれない。私自身は、いわゆる学際的研究の必要性をいささかも否定するものではないし、実際に、現代法研究や発達論研究の分野で、法律学や教育学の専門家に多くを学んできた。しかし、学際的に研究しようとするほど、経済学研究者も他の分野に深く学ぶかわりに、他の分野の研究者からも、経済学の立場からのより深い解明を求められるのが常であって、そのたびごとに、いわゆる経済還元主義ではない形での国家や政治や文化の経済学の解明の必要性を痛感させられてきた。

前号の座談会での私の発言にもあるように、労働者階級を把握するにあたって、私は財産からの自由と共同体からの自由という二つの自由を強調した。前者が労働者階級の基本的特徴として今日に至るまで一貫して維持されてきたことはいうまでもない。問題は後者であって、家族内労働や共同体内労働が、資本主義の発展とともにどのように変化・発展してゆくのかを考

察すれば、サービス労働や公務労働の性格を考える上で、重要な手がかりがえられると思われる。保育、教育、医療、文化、といった労働は、今日では、一方ではベビー・ホテルや、営利主義の学校や病院などによってになわれ、他方では、公営の保育所、学校、病院などによってになわれている。家族や共同体内の労働が社会化され、新しい業務が、営利活動や官僚的統治の材料となってゆく過程は、これらの業務をになう新しい社会集団の発生と密接にかかわっている。これらの業務は物質的富の生産とは区別される独自の専門性をもつ。ところで、労働者階級は、共同体からの自由をえて労働者となったその瞬間からこれらの専門的業務との関連性を抜きにしては、生存することができない。これは、財産からの自由を獲得した労働者が、資本家の占有する財産、とりわけ生産手段との関連を持たずには生存できないのと同様である。いま、家族や共同体労働の社会化を基礎に生まれた社会集団を生産の社会化を基礎として生まれた階級としての資本家集団と区別する意味で、「生活の社会化をになう専門性のある集団」とよぼう。保母、医師、教師は、あきらかにかかる集団を構成しうる。これらの集団は、一方では、労働者階級が、自分たちの組織した自治体や協同組合によって雇用され、あるいは、これらと協力して生活することもできるし、他方では、資本家階級の生活や、資本家の労働者に対する教育や医療をになう集団として、資本家団体に雇用され、それによって生活することもできる。だから、この限りでは、文字通り中間層と定義してまちがいではない。彼らは、労働者階級の生活にも、資本家階級の生活にも、ともに必要なのだし、また、彼らから収入をえないと生活できないのだから。もちろん、この定義は、「財産からの自由」という側面を、専門家たちの多くがもたざるをえない、という問題とは無関係である。彼らの一部は資本家階級と同盟して事業家になることもできるし、労働者と歩む道をえらんで労働者階級になることもできるのだ。

さて、かかる専門性をもった集団が、議会や行政や裁判所にはたらきかけて、彼らになう新しい業務を立法化し、制度化し、公務労働を雇用させて執行していったとしよう。この場合、立法の内容が民主主義的法律であるか、官僚主義的法律であるかによって、著しいちがいが、専門性のある集団にとっては生ぜざるをえない。民主主義的法律によって、労働者の普遍的権利としての教育をうける権利、健康にくらす権利、子供の発達権などが保障されていった場合には、専門性のある人々の性格はより強固な労働者性を帯び、彼らは、新しい共同体が再建されて、すべての人々が専門性をもつに至るまで、労働者階級の一員に転化されつづけるのであろう。

これに対して、官僚的法律によって、教育や医療が資本家の秩序のための差別と分断をになう場合には、彼らもまた、わずかばかりではあっても特權の一部をにない、労働者階級から切りはなされて、資本家階級のための行政の材料をになう独自の集団を形成することとなる。だが、この集団は、かならず資本家階級に合流しきれる性質のものではない。なぜなら、資本家階級自体が、たえず競争のなかで、転落するものをふくんでおり、専門性をもつ人々の集団ににもきびしい生存競争がもち込まれ、上昇するものと没落するものとの分化がつよまるからである。彼らのうちの没落部分は、専門性を維持する時間さえうしなって労働者階級に合流してゆく。

現代資本主義国家における官僚機構の成長をふまえ、かつ、民主主義的法律と官僚主義的法律との対抗関係のなかで、専門性をになう社会集団の動向を考察してはじめて、私たちは、現代の労働者階級の正確な定義に一步近づくことができる。

先にあげたイギリスにおける研究は、上部構造や国家の相対的独自性には着目しているし、マルクスのフランス三部作——「フランスにおける階級闘争」「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」「フランスの内乱」に注目し、国家

や政治勢力の独自性、ボナパルティズムの問題などに関心を集中している。しかし、私の指摘した意味で、労働者階級の共同体からの自由という問題に着目していないため、資本主義のつくりだす新しい行政の材料や、新しい社会集団の形成、中間層についてのマルクスの研究、とくにこの三部作で展開されている官僚機構成長の合法則性にはほとんど気付いておらず、展開もされていないように思われる。

マルクス経済学や国家論が、一方では官僚機構をとりあげつつ、これを経済学的に基礎づけようと努力してこなかったように思われるのは、不思議なことである。しかし、その原因の一つは、レーニンが「国家と革命」など官僚機構研究の古典を書きあげる際に、マルクスのフランス三部作からの研究、引用において、経済学と官僚機構の関連にかかわる部分を未展開のままにおわらせてきたことにも由来しているのではないか、と私は考えている。例えばレーニンは、「国家と革命」で「ブリュメール18日」からの有名な引用をおこなっているが、そこでは、フランスの官僚機構が社会の寄生体として社会の上にそびえたつ、という部分はすべて引用されている。しかし、資本主義社会が、行政の新しい材料をつくりだし、新しい利害集団をつくりだして、官僚機構の発展に影響をあたえてゆく、という側面や、ナポレオンが中産階級を官僚機構のない手に転化してゆく過程の分析という側面などは充分に検討され、理論化されているとはいえない。当該箇所で、マルクスの原文から、レーニンが引用にあたって削除したのはつぎの部分であった。

「この分業の増大は、ブルジョア社会内部の分業が新しい利害集団をつくり出し、このことによって国家行政のための新しい材料をつくり出すにつれて、おこなわれたのである。すべて共通の利害はただちに社会からはなされ、よりたかい一般利害として社会に対置させられ、社会の成員の自主活動からもぎとられ、統治活動の対象にされた。村の橋、校舎、公有財産から

フランスの鉄道、国有財産、国立大学にいたるまで、すべてそうだった。」（「ブリュメール18日」岩波文庫版、142—143ページ。）レーニンがこの前後を要点のみ引用しているのは「國家と革命」国民文庫版、40ページである。ここではもっぱら、官僚制度と常備軍が、ブルジョア社会の寄生体である、という面が強調されており、彼の文脈では全く正当な引用である。ただ、官僚機構の発展と、共同体や自治体との関係を論じようすれば、彼がやはり引用していない地主と都市の領主的諸特権のゆくえの問題とあわせて、統治活動が軍隊、常備軍を中心としつつ他のあらゆる領域へと拡大してゆく過程を検討すべきであったろう。

共同体や官僚機構の問題を媒介として私たちが階級問題に接近するとき、このシンポジウムで、芦田直氏が述べておられるように、国家と経済を媒介するものとしての階級という概念の内容をさらに豊富化することができる。それは中間層問題にも新しい光をあて、農民など小ブルジョアジーが、没落の一方で官僚機構に組織される過程や、逆に、住民の自治組織によって組織化される過程を分析する手がかりをあたえるであろう。また、二宮厚美氏は、公務をいう労働の疎外、所有と労働の分業の発展に着目されたが、かかる問題点も先の論点を土台とすれば、より一層の深い検討が可能になるのではなかろうか。

財産からの自由と共同体からの自由という二つの自由をふまえて貨幣の権力のゆくえを考えること、ここに階級論の新しい課題があると思われる。そして、このことは、共同体における人間の発達と、「二つの自由」をえた人間の発達とのちがい、その連続性と非連続性を比較考察する機会ともなり、「二つの自由」としての労働者階級の貧困化と発達（職域と地域における労働・生活の社会化と人間）の相互関係を問うことにもつながってゆくであろう。

（筆者 所員・吉田支郎）

〔報告3〕

新しい労働者階級としての 公務労働者

柳ヶ瀬 孝三

今日、国家や自治体の「公務」遂行を実際に担っている大多数の人々を公務労働者とよび、国家や自治体に雇用され「公務」に従事する賃金労働者として労働者階級の一員であるとみなすことは、少くとも日本においてはあたりまえのこととなっている。従って、むしろ、そのことを前提としたうえで、彼らの行う労働の性格や意義や歴史的使命などについて「公務労働」として把握する見地から様々な研究がすすめられ、また、論争が行われてきた。しかし、今日の事情をふまえるとき、それらの研究の成果を継承しながらも、あらためて公務労働者とはどのような労働者階級であるかという総括的かつ発展的見地からの検討が強くもとめられているように思われる。それは、必ずしも、労働そのものの性格の検討よりも賃金労働者性をこそあらためて強調しなければならないなどといったふうに、問題を二者択一的にとらえることを肯定するものでない。むしろ、その両者を統一的にとらえることが重要である。また、それは当然、情勢が提起していることがらとからみあったものでなければならないことも言うまでもない。

本稿は、このような問題意識から公務労働者をどのようにとらえるべきか、ほんの初步的な論点を提起してみると、討論の一助となることをめざしてみたい。もとより、この問題は極めて実践的な課題を含み、かつ、まだ未解明の部分を多く残していると言ってよいだろう。しかも筆者の力量不足も大いに加わっていきさか乱暴な試論的な部分も多く含まれることになるだろうが、ご寛容とともに、討論

を通じて深めてみたいのでご批判を得たいと思う。

1. 「公務労働者」研究の今日的課題

60年代後半以降、芝田進午氏らによって提起され、討論されてきた「公務労働」の研究にさきだって、その前史をなす公務労働者論があつたことはよく指摘されるところである。いわゆる「役人と労働者の二面性」論がそれであり、「役人から労働者へ」という形で労働者階級の一員であるべきことが強調されてきた。しかし、「高度成長」とともに行政分野の拡大が急速にすすみ、賃労働者化が一段と深化するなかで、また、住民運動と自治体労働運動の成長と革新自治体の飛躍的増加のなかで、むしろ公務労働者の労働そのものを住民本位のものに切りかえ、発展させられなければならないという課題が広範に現実のものとなった段階で「公務労働」論という提起が行われてきた、と言ってよいであろう。しかし、今日の事態は、なによりも経済危機と財政危機がいよいよ本格化するなかで、革新自治体攻撃や「福祉見直し」「日本型福祉社会論」などと軌を一にして公務労働者に対する人件費攻撃が執ように展開され、政府財界の80年代戦略にそっての反動的行財政改革と、すでに自治体労働者の運動がつみあげてきた実践を土台とした民主的改革とが、激しく相争う時代へとますますつきすすみつつあると言ってよい。研究の発展は、さらにここに照準をあわせなければならないだろう。

周知のように、芝田氏らは『公務労働——現

代に生きる自治体労働者』（自治体研究社）を1970年9月に出版し、その後の論争と共同研究をふまえて、『公務労働の理論』（青木書店）が1977年11月に刊行された。新著における整理によれば、わが国における公務労働者論・公務労働論の展開は、先に「役人と労働者の二面性」論から芝田氏らによる「公務労働者・公務労働の理論的規定の試み」を経て以降、第三期として「自治体労働運動のあり方をめぐる探求と論争の段階」、ほぼ70年代後半以降を第四期として「公務労働論ならびに公務労働運動論の再検討と新しい問題の提起」と特徴づけられている。

ところで、前著において問題とされたのはもっぱら「公務員労働者像」であり、「自治体労働者像」であった。しかし、新著においては、「公務労働の理論は、ひとり公務労働者と公務労働運動の実践にかかわる理論にすぎないのでない。それは、まさに当面の国政革新と自治体改革の闘争ならびに先進国革命の展望にかかわり、さらには全人民の解放の理論と実践にかかわる問題なのである。」（同書、11ページ）と指摘されるに至っている。芝田氏においては、公務労働論を自治体労働の問題にとどめず、より一般的・包括的な理論にまで仕上げることによって、革命と解放の理論とかかわらせるという研究発展の方向が指示されている。これが理論創造の道の重要な一つを示唆していることを確認しておこう。

しかし、もう一つ、重要であると思われる有田光雄氏の最近の著作『住民自治と公務労働』（自治体研究社1979年8月）をとりあげてみよう。氏においては、公務労働論を自治体労働者の運動の課題に即して研究がすすめられており、今日においては、さきにみた公務労働者の二面性論を、「その負の側面を大衆的に克服することによって、民主的大衆的に再生しなければならない」（同書、206ページ）ことが強調されている。とりわけ、「公務の反動化とたたかい、それを抑止する」ために、地域統一戦線の発展に依拠するとともに、「行政労働を担う専門労働者」という職務の特殊性に即して公務のな

かに労働者性を貫徹する行政実践」の新たな展開を求め、「労働者であっても行政執行の日常では官僚主義者として現われるというこの断絶を埋める大衆的実践」（同書、205～6ページ）の重要性が指摘されている。いま、さしあたりこの両者によって、公務労働者論の発展の課題と方向について代表させるとすれば、芝田氏においては、公務労働者の労働の性格そのもの一般化・理論化により注目を与えており、有田氏においては、官僚主義を克服する労働者性をあらたに強調しながら、「運動論と人民的行政論の統一の課題」を追求するといった二つのタイプをとりだしてよいかもしない。しかし、いずれにおいても、公務労働者が労働者階級の一員であることがあらかじめ、当然のこととして前提されていること、公務労働について人権や民主主義や行政民主化や官僚主義の克服との関連がより重視して取り扱われるようになっていること、この二つの点にさしあたり注目して、ここで問題として考えてみることにしよう。

2. 経済主義的理論の限界

私見によれば、今日においては、従来までのように公務労働者が労働者階級のなかのどのような構成部分なのかという観点からの把握だけでは不充分であり、問題は公務労働者がどのような労働者階級であるかという観点から発展的にとらえることであり、彼らの歴史的使命に充分な光をあてなければならないように思われる。労働者階級内部における位置という視点は、しばしば社会内分業における位置の問題として、生産的労働と不生産的労働との区分とか物質的労働と精神的労働との区分などを理論的指針として分析されることが普通のこととされてきた。しかしながら、それらの分析がもつ一定の意義にもかかわらず、ほかならぬ公務労働者が実際に従事している「公務」とは、単なる社会内分業の一分支であるのではなく、階級社会においては、社会のなかから生れながらも社会の上に立つ「業務」なのであり、そのような

傾向をもつところに本質的な特徴を見いださなければならぬとすれば、問題の本質的側面がそこでは欠落させられてしまうことになるだろう。もちろん、この点は異論の含まれるところではあるが、少くとも公務とは、「社会の共同の利益を代表する事務」としてその政治的法的形態においてこそとらえなければならないと思われる。だとすれば、労働者階級の内部構成として扱いうるとしても、その区分のための理論的指針として「公と私」との区分を第一義的に重視することが、公務労働者の区別的特徴をとらえるうえで重要となるであろう。

しかも、その場合においてすら、問題を経済主義的な理論区分に解消しないことが重要である。すべてを経済レベルにおきなおし、擬制的にとらえるのもつ意義を全く否定し去ろうとするものでないことはくりかえし述べておこう。しかし、にもかかわらず、経済主義的理論区分の限界をみることを忘れてはならない。

この点を強調するのは、次のような事情が念頭におかれていることの一端である。すなわち、今日、公務労働者の分野に対して、「都市経営論」や「地方分権論」「行政の守備範囲論」、民間委託論などの形で行財政の反動的再編成の攻撃が強められている。これらの議論の特徴の最も重要な一つは、問題を経済主義的にとりあげていることであり、そうすることによって、住民のくらしを守り、発達を保障するうえでの公的分野の民主的効率的な内容・形態がもつていてる積極的かつ進歩的な意義を流し去ることであり、大企業の民主的規制や民主的国有化とむすびついた民主的中央集権への志向を打ち砕くねらいをもっていることである。これを、官僚的腐敗的側面に対する批判や官僚特権批判を公務労働者一般の問題と混ぜこぜにするなどの手法の駆使とむすびついて、もっぱらその克服の方向が経済主義的な「市場メカニズム」の導入にあるかのように結論づけている。これが、古い官僚機構を民主化するのではなく、せいぜいのところ新しい官僚機構をつくるだけであり、大資本と官僚の特権規制にむかうどころか、よ

りいっそうの彼らの自由にゆきつかざるをえなことは明らかである。ここではまた、公務労働者をますます一般の民間労働者と同様に扱わなければならないことが一面で強調される。しかし、なにも労働者階級の結集の必然性を認識してのことではさらさらない。むしろ、その言いまわしのなかに含まれていることは、公務労働者と民間労働者、そして公務労働者内部の間の対立と生存競争を組織し、分断をつくりだそうとする悪意にみちた意図をもってのことである。経済主義的ということは生存競争的ということに他ならない。

以上のようなことであるとするならば、公務労働者が従事する公務の民主主義的性格を擁護し、より民主的効率的な形態へと発展させなければならないし、官僚主義と斗い、大資本の営利主義を規制する手がかりを拡大していくことがいよいよ重大であると言わなければならないであろう。

3. 公務の担い手の賃労働者化論の発展

さて、経済主義的な理論区分をもちいた公務労働者の位置づけ、従ってまた、同じ理論のレベルにあるいわゆる労働の二重性の公務労働への無媒介適用などは、問題を発展させるうえでは大きな限界に直面することになる。では、どのような理論に依拠して発展させなければならないであろうか。私見によれば、公務の担い手の賃労働者化についての理論をいっそう発展させることではないだろうか。

有田氏が、先の著書で、人件費問題と関わって、今日の公務労働論を、もう一度「役人と労働者との二面性」が提起した積極的側面に立ちかえる必要を提起していることはすでに触れたところである。おそらく、この二面性論とかかわって深められたのが公務の担い手の賃労働者化の理論であったと言ってよいであろう。しかし、有田氏においては、「労働者性と官僚性をかねそなえる二面的存在」(前掲書196ページ)論としてとらえなおしながら、問題をむしろ労働の二重性問題へと展開されている。岐路はこ

こに生じる。

公務労働の問題を労働の二重性の見地からとらえようとする議論は、有田氏にかぎらず、芝田氏においても前著以来重要な視角の一つをしており、討論に加わった多くの論者のなかにみられるので、若干、廻り道ながらここで多少の言及をしておくことにしよう。論者によって同一ではないので特徴的な点だけ指摘してみよう。まず、有田氏にみられるように、「官僚性と労働者性との二面性」と労働の二重性とは論理次元が異なることは明らかであろう。公務労働を労働一般のレベルにおくことは、その労働の公的形態や官僚主義的形態そのものの意義を考察の外におくことになり、擬制的、経済主義的な限定をもったかぎりでの妥当性にすぎないことはすでに明らかのことであろう。また、すべて社会現象は二側面から分析されうる（自然対人間、人間対人間）という見地からも公務労働の二重性が指摘される場合もある。なるほどそのかぎりで「二重性なるもの」がとりだされるのは当然である。しかし、それが本質的特徴をとらえたものであるかは保障のかぎりではない。ましてや、その一方を無媒介に理念化したり、公共性であるなどと断じることになれば観念論への一步にはかならない。あるいは、悪いことに、資本を極めて理性をもったものとして描くことになってしまいかねない。議論が根強く行われるところとなっているのは、マルクスやエンゲルスにおいて「専制国家では」との限定つきで、あるいは専制国家の特徴づけにかかわった部分において二重性を指摘しているかのような箇所があるからである。これについてはすでに池上 慎氏の論文「国家独占資本主義論争と経済学批判体系における国家」（加藤睦夫他編『現代資本主義と国家』有斐閣）において解決すべきである。資本主義が専制国家を解体し、議会制国家、民主国家を生みださざるをえない点については後にふれることにしよう。（なお、池上 慎『地方財政論』同文館、1979年10月、参照）さて簡単にすませるだけではいけないかもしねないが、急いでもの道を戻ること

とにしよう。

ところで、公務の担い手の賃労働者化の理論は、その積極的内容にもかかわらず、今日からすれば、不充分さをまぬがれるものではない。それは、すでに、本誌の前号の座談会における池上氏の指摘と同じところあたりに到達するであろう。すなわち、「二重の意味で自由な賃金労働者」の見地からこそ公務の担い手の賃労働者化を説く必要があるという点である。この二重の意味で自由な賃金労働者の創出という論理は、一方では、行政材料の拡大と官僚機構の形成と発展を解くための前提であり、また同時に、民主主義の新しい発展とりわけ労働者階級の政治参加を解くための前提でもあり、公務労働者形成の論理の横軸をなしている。だが、他方では、縦軸として、公務労働者自身が「自由な」賃金労働者として形成されてくる過程を解く鍵でもあると言ってよいであろう。

まず、従来の公務の担い手の賃労働者化論について島恭彦氏のかつての二つの著作『現代の国家と財政の理論』（1960年、三一書房）と『自治体の合理化』（1968年、自治体問題研究所編）から出発してみよう。ここでの島氏の理論は、正確には、官僚機構の担い手の賃労働者化論である。前者では、「資本主義的生産力の発展に固有な収奪と社会化の二面性」から次のように説かれる。資本主義の発達は、生産手段の収奪と行政的・精神的手段の収奪をすすめ、資本の支配と君主の支配を生みだす。このため、「これまでの名誉職的・門閥的・請負制的その他あらゆる封建的な関係もって行政を担当してきた支配者の経済的基礎がくずれ、資本的給与をうけて原則として自由な雇用関係にたつ職業的な官僚が登場してくる」（同書、46ページ）。後者においては、官僚機構内賃労働の発展が語られる。「自治体の官僚制は、資本主義的階級関係、農民層分解、資本対労働の関係のなかで、発展する。行政機構の拡大するほど、貨幣的給与だけに依存している実質上プロレタリアートにすぎない下級官僚が、官僚組織のなかに入ってくる。プロレタリアートの増大は、

行政機構の末端にまで賃労働の形態を浸透させる。」（同書、18ページ）

さて私たちは、公務労働論争をふまえて、さらに問題を「公務」の発展という見地からとらえなおしてみなければならぬ。なぜなら、公務労働者の問題は、経済部門内部においてのみ取り扱うということができないばかりか、国家論一般における把握でも十全ではなく、むしろ、資本主義発達を基礎におきながら、官僚機構の発展の論理と民主主義発達の論理との交点においてとらえることこそが重要であると思われるからである。

今、私たちが問題としなければならない「公務」とは、近代的議会主義的な公務である。それは、共同体の解体をすすめる資本主義的発達を基礎とした民族自治の業務として確立する。それはさらに、資本主義の発達とともに、共同体の最後の砦である家族そのものの形態変化や解体がすすむことによって、共同体労働が、生産的労働として資本の指揮のもとに編入されただけでなく、家事・育児・教育等の生活的分野においても「社会化」されざるをえなくなる。資本の「自由」がますます猛威をふるい、生命と土地や自然の危機を深刻化させることによって社会の反作用をうけざるをえなくなる。労働者の労働時間を制限し、労働者に生活時間と健康と教育を保障するための工場立法はその最初の重大な一歩であった。こうして、公務は、ますます民主主義的な方向への発展が要求される。実は、こうした公務の民主主義的な確立とその絶えざる発展への底流、これが、君主などの「私的業務」と公務との区分の確立にともなうその担い手の「君主の使用人」からの自由を保障し、より大量的より現業的な業務を拡大させ、また、そのなかへの近代的生産力の移植と業務内容における権限の集中と単純化などを生みだし、「公務労働」が発生する。

しかし他面では、公務がほかならぬ近代的議会主義的公務として確立されるということは、共同体の共同事務のごとく基本的には成員の交替制によって担われるなどとは違って、分業に

もとづいて特定の人間集団に担われるということになり、しかも、立法権力と執行権力との分業の発展は、近代的な官僚機構の形成・肥大化をすすめる。資本主義発達とともに強まる資本の権力の確立と並行して、事態は進展する。公私の区分や特権排除のブルジョア民主主義的民族自治的公務の確立そのものが、他面ではこうして、資本による官吏の買収の自由へと変じ、ますます集中された官僚的権限は資本の権力と癒着する。「政財官癒着」が発展する。公務の官僚主義的形骸化や公務という形式を使った資本や官僚の私的業務があらわれ、官僚機構は著しく肥大化する。

以上をさしあたり補ってみることにしよう。そうすると、公務の担い手の賃労働者化とは、公務そのものの変化と発展、とりわけ、その民主主義的発展と民主主義の未発展とむすびついた官僚主義的形骸化との対抗のなかで、その担い手が中間層から賃金労働者層へと発展していくことであり、一方では、中間層などから労働者階級の隊列に新たに加わってくる部分の増大であるとともに、他方では、とりわけ業務の拡大と変化とかかわって、労働者階級のなかから新たに「公務」に従事するようになる部分の増大であるとの「二様の交錯」を含んでいると言つてよいであろう。二重の意味での自由な賃金労働者の形成という観点を公務労働者論にも適用すれば、そこには、公務の発展とその担い手の賃労働者化とを関連させてとらえなければならない、公務の民主主義的性格こそがその担い手の労働者性を保障し、またその逆もありうる、両者は統一的にこそ存在する、との結論をひきだしてよいように思われるのである。

4. 民主国家と公務労働者

さて、公務労働者をあらかじめ当然のこととして労働者階級の一員であることを前提としたうえで、その特質や位置・役割などを分析するのではなくて、彼らを新しい労働者階級としてとらえようというのがここでの主張であった。それは、彼らが歴史的にみて新たに労働者階級

の隊列に加わってきたという意味だけではなかった。むしろ、労働者階級のなかでより新しい歴史的使命を背負った労働者階級の登場としてとらえてよいのではないかとの意味をこめてのことである。もちろん、なにも「新しい」云々にこだわらなければならないのではないし、また「科学技術革命論」を前提とした技術者＝労働者階級の中核とする「新しい労働者階級論」に組みしようというわけでもない。問題はそこに含める意義についてである。それは、社会の生産力発展の見地からではなくて、民主主義発達の見地からこそ、その意義および公務労働者の歴史的使命について語らなければならぬのである。地方自治と人権と民主主義の発達そのものを担う労働者階級として、公務労働者がたちあらわれてきているということである。それは、さらに言えば労働者階級の「階級斗争のよりいっそう自由な、広範な、そして明白な形態」（レーニン）としての民主主義を保障し、その発達を担った労働者階級であるといふべきであろう。

芝田進午氏の「公務労働」研究において、前著においては「国家による共同事務の包摂」論が、新著においては「国家と公務労働との矛盾」論が、それぞれ、中心的な理論となっている。従って、これらの点に論争が集中してきたことは周知のことである。紙幅の関係で詳しくは触れるわけにはいかないが、私見においては、前著と比較して、新著においては一見して人権と民主主義論が強調され、「民主主義と公務労働」について一項が設けられてさえあることに注目せざるをえない。しかし、残念ながら、国家と公務労働との矛盾の解明についてはその観点をつらぬくことの重要性が余り意識されていない、もしくは不徹底にしか追求されてないとの印象を受けとらざるをえない。この理由の主な一つは、氏においては、「国家」が抽象的一般的な概念にとどまっており、専制国家と議会制国家もしくは民主国家との区別的重要性に考慮が払われていないからであるように思われる。

商品経済と資本主義の発達は、共同体の解体をすすめ、国内市場の統一をすすめる民族国家を志向する。しかし、封建社会において一定のそうした傾向をうけて成立する絶対主義国家は他方では、君主の私的権力と公的権力との区別がなされず、依然として半ば共同体を解体できない専制国家にとどまる。しかし、ブルジョア革命はその限界を突破する。議会権力は完成させられ、次いで執行権力がもっとも純粋な表現にまでつきつめられる。こうした資本主義国家一般の進化は、1848—1851年の三年間のフランスにおいて集中的に示されたが、欧米の「先進諸国」では、19世紀末から20世紀初頭において、君主国においても、いっそう多様なかたちで進展する。「執行権力とその官僚・軍事機関がいっそう完全なものとなり強化された」（「國家と革命」）

資本主義は、共同体を解体して、住民を私的利害のもとに分裂させるとともに、議会制国家を形成する。そして、執行権力と立法権力との分業が発展をする。執行権力はますます肥大化する。官吏制度は封建的家臣（feudal tenant）から君主の使用人（royal servant）へ、そして公務員（public service）へと発展していく。このような前史をうけて、独占資本主義もしくは国家独占資本主義に不可避的な傾向、すなわち、住民大衆の民主主義的志向と運動、就中、反ファシズム・國際統一戦線の前進の結果として、一方では、民主国家が憲法上にあらわれ、その公務の担い手として公務労働者が大量に形成されてきたのである。

芝田氏の新著においては、前著において「支配階級が支配を維持するために社会の共同事務を包摂せざるをえない」とした論点に対して、「被支配階級が、階級斗争をつうじて、公務の合理的・民主的発展を要求する」要因を背景として「国家と公務労働との矛盾」を理解しようとしたのは、事態の本質への重要な接近である。今日の民主的な公務が発生する社会的基礎においては、社会の共同利益、とりわけ今日においては資本の無政府的竞争が破壊する自然や

生命の保全の必要ならびに生産と生活の「社会化」が存在し、労働者・住民の要求と運動が存在していることは言うまでもない。これらが議会制民主主義や地方自治などの民主主義的制度を通じて「公務」となってくる。（現実には、今日では、労働者階級と中間層との同盟によってのみ民主主義的な一般的法律として仕上げられることが可能であろう）しかし、こうした民主主義的性格をもった公務が遂行されるためには、住民の民主主義的組織と民主主義的行政機構が必要である。ところが、これを官僚機構に担わせなければならないとすれば、それによる公務の形骸化、反動化を民主的に統制しなければならない。議会を通じた住民的統制とともに公務労働者とその運動がそこで大きな役割を果すことが期待されるし、議会を通じた一般的法律によって、資格制や人権・労働基本権の保障された公務員制にとっては、そのことは可能であろう。以上、極めて簡単な指摘にとどめざるをえないが、ここでの問題の焦点は、公務の決定や遂行における民主主義と官僚主義・官僚主義との対立と斗争であると要約できるだろう。代議制と官僚機構との区別と関連をふまえず、官僚機構論と民主主義論との交点のなかで問題を追求するのに不徹底であった芝田氏の「国家と公務労働との矛盾」論はその批判者たちが指摘しているように再び、「二重国家」論にゆきつく危険をもったものとして、極めて不正確であったと言わなければならない。

以上にみてきたことから、さしあたりの総括をしておくことにしよう。公務労働者とは、資本主義発展とともに不可避的に強まらざるをえない住民の民主主義的志向や運動を基礎として、国家機構における代議制や地方自治などの民主主義的制度の成長とともにあらわれ、その官僚主義的形骸化とともに、現実には官僚機構の実際の担い手におとしいれられる労働者階級であり、自らの労働においても、その労働者性においても、『民主主義の徹底とその担い手の発達』を求めざるをえない労働者階級であり、すでにそうした運動の実践のなかにある労働者階級であるということを一応の結論としておくことにしよう。公務労働者にとっては、自らの人権や労働基本権をかちとるためには、官僚主義と斗い、公務の形骸化・反動化と斗わざるをえず、公務労働の民主的遂行と発展を求めるべし、自らの人権や労働基本権の確立がそのため不可欠であることを認識せざるをえない。戦後、政令201号が公務労働者の労働基本権を制限することによって民主的公務の形骸化と反動的公務の執行をすすめたように、今日の人事費攻撃が革新自治体攻撃と一体であることは象徴的であるように思われる。

（紙数の関係で議論はここで一応の打ち切りとしなければならない。残された論点や展開の不充分なところについては後日を期すことにせざるをえない。）

（筆者 所員・衣笠支部）

税務労働論

小森治夫

はじめに

芝田進午氏により「公務労働論」が提起されたのは、「高度成長」の矛盾が一挙に露呈し住民運動と革新自治体建設の運動が力強く展開した60年代の終わり、1968年であった¹⁾。そして、その後現在までの10年間に、幾多の論者により活発に「公務労働論争」がくりひろげられてきた²⁾。

最初の芝田氏の提起のなかで、問題になり討論された点はいくつかあるが³⁾、そのうちの一つに「税務労働」に関する問題があった。そして、「税務労働」は、その後も「社会福祉労働」などとともに「公務労働」の典型の一つとして論争の舞台にもしばしば登場したが、残念なことに「社会福祉労働」などと比べるとまとまった論究はあまり見られなかったようである。

しかし、1977年には、芝田進午編『公務労働の理論』が刊行され、その中で遠藤晃氏が「税務労働」を考察しておられる⁴⁾。

この小論では、遠藤氏の「税務労働論」を検討したうえで、租税本質論をふまえ、私なりの「税務労働論」——民主主義的税制を展望した税務労働論——を展開してみたい。

注

- (1) 芝田進午「公務員労働者論」(『住民と自治』1968年10月号)。のちに、芝田編『公務労働』(1970年)に収録。
- (2) 「公務労働論争」を比較的早い時期にまとめたものとしては、遠藤晃「公務労働者の階級的形成の諸条件」(『立命大人文科学研究所紀要』No. 19 1971年)がある。

また、最近のものとしては、遠藤晃「財政危機と公務労働論の発展」(『住民と自治』1976年9月

号)，中西啓之「公務労働論の現代的意義」(『地域と自治体』第5集，1976年)がある。

(3) 前掲『公務労働』の共同討論部分を参照。

また、中西氏は、前掲論文で、芝田氏により提起された理論的な問題を次の6点にまとめておられる。①マルクス主義の国家論において、国家が包摂している共同事務をどう位置づけるか、②関連して租税をどう位置づけるか、③生産的労働者と不生産的労働者をどう区分し、自治体労働者をその中でどう位置づけるか、④寄生的労働者というカテゴリーはなりたちうるか、⑤公務員労働者は搾取されているのかどうか、⑥公務員労働者は住民に奉仕すべき関係にあるのかどうか。

(4) 遠藤氏によれば、この本では公務労働の一般論ではなくて各論をきちんとつめようということになって、初めての試みとして警察官の労働、監獄職員の労働、自衛隊員の労働をも含めた各論で構成してみた。この「税務労働」は、その矛盾が集中的にあらわれる国税を主体に書いてみたと述べておられる。

I. 税務労働の本源的規定と歴史的規定 ——遠藤論文の検討

最初に、遠藤氏の論文の構成を示しておくと、次のとおりである⁵⁾。

税務労働

- 一 「没主体化」体制下の徵稅執行
- 二 徵稅権力と税務労働の社会的性格
- 三 税務行政の展開と税務労働の配置
- 四 税務労働者の状態と行政民主化的運動

この中で、税務労働の性格を解明しているのは、第二節の「徵稅権力と税務労働の社会的性格」の部分である。ここを中心に検討してみたい。

遠藤氏は、まず、税務労働の性格の解明は歴史的規定だけでなく、本源的規定も含めて全面的におこなわれてきたとはいがたい、と前置きされる。

そして、レーニン『国家と革命』から、税務労働の歴史的性格規定にあたる部分を引用される。「社会のうえに立つ特殊な公的暴力を維持するためには、租税と国債が必要」「官吏は、社会の機関でありながら、公的暴力と徵税権とをにぎって社会のうえに立っている」²²。つづいて、島恭彦『財政学概論』から引用して、「徵税権力は階級的権力」²³、税務労働は収奪労働であり、さらに独占資本主義への転化を通じて「租税はいまや政府機関を維持する収入として機能しているだけではなくて、大衆収奪と資本蓄積の道具として機能」²⁴するとされる。つまり二重の意味の「収奪労働」として税務労働はあらわれる。以上が、税務労働の歴史的規定である。

次に、税務労働の本源的規定であるが、遠藤氏は、マルクス『ゴータ綱領批判』を典拠に、将来の社会（過渡期の社会）では、「共同事務の遂行に必要な財貨の調達と管理を担当する『税務』労働者」²⁵が、「すべての人が統制と監督の職務を遂行し、すべての人がある期間『官僚』になり、したがってだれも『官僚』になれない状態」²⁶に到達するまで必要であり、その意味では税務労働は社会的有用労働である、と本源的規定を展開される。

つまり、遠藤氏の主張をごく簡単に言えば、税務労働の歴史的規定は「収奪労働」であるが本源的規定にまで掘り下げれば、社会の「収入」を確保し、管理するという社会的有用労働であるということである。

この税務労働の規定は、注の中で遠藤氏も述べておられるように、芝田氏の最初の規定を修正して、税務労働の二面性として展開されたものである。すなわち、芝田氏は、かつての「公務員労働者論」では、税務労働者を下級警官、兵士とともに「寄生的部門」に位置づけられ、「彼らの労働が、人民に対するサービスである

とはちょっといえない」「そういう意味では、『搾取』という言葉は少し保留せざるをえません」²⁷と述べられた。この点がその後の討論でも問題になり、激論がたたかわされた²⁸。この点を、遠藤氏は、税務労働の本源的規定と歴史的規定の二面性という形で整理をされたのである。

しかしながら、遠藤氏の論証は、本源的規定については『ゴータ綱領批判』——いわば未来社会のみであり、一方、歴史的規定については資本主義社会のみである。これでは論証がいささか不十分であると言わざるをえない。やはり税務労働の本源的規定と歴史的規定の論証としては、税務の過去・現在・未来、すなわち原始共産社会、前資本制社会、資本主義社会、社会主義、共産主義社会と、それぞれの社会の下での税務の性格を解明して論証すべきではないか。

また、遠藤氏は、国家独占資本主義段階を一方では、資本主義の発展→社会的諸矛盾への対応としての抑圧強化→国家行政機構の肥大化→税務行政の独占体の蓄積の一手段への転化→租税の大衆重課、税務行政・税務労働の権力化・反動化ととらえ、他方では、資本主義の発展→社会的諸矛盾の激化→勤労国民の生活権と民主主義擁護の運動の高揚→税制・公的サービス行政の改良の実現、税務労働者の労働者性の純化ととらえ、「現代の税務労働は、この二つの方向性の激烈な相剋の渦中にある」²⁹と述べておられる。そして、「資本主義発展の弁証法的必然として、大局的には、社会的有用労働としての『税務』労働への歴史的潮流は、そのいきおいを増していくと考えてよいであろう」³⁰とされる。

もちろん大局的な結論としては異論はないが現実に税務の職場で労働し運動している者からみれば、あまりに抽象的すぎるのではないか。つまり、この税務労働の二面性の規定のみでは、収奪労働から社会的有用労働への転換の手がかりは明確にならないのではないか。もっと具体的に、収奪労働から社会的有用労働への転

換の手がかりを提示すべきではないか。

以上が、遠藤論文の簡単な検討である。

注

- (1) なお、遠藤氏の「税務労働」は、「反公務的」の公務労働をも含めた『公務労働の理論』の第一部公的管理、事務労働の第三章に位置している。
- (2) レーニン『国家と革命』国民文庫版P.22。
- (3) 同上P.22、エンゲルス『家族、私有財産および國家の起源』国民文庫版P.223。
- (4) 島恭彦『財政学概論』P.86
- (5) 同上P.87。
- (6) 遠藤晃「税務労働」(芝田進午編『公務労働の理論』) P.148。
- (7) レーニン『国家と革命』国民文庫版P.139。
- (8) 芝田進午編『公務労働』P.24~P.25。
- (9) 同上、「討論部分」参照。

その後、芝田氏は、「自治体労働についての考察」(東京都職員研修所、『職員研修』14巻3号、1974年)では、税務労働を警察労働——ただし交通安全、防犯の業務にかぎる——とならんと「社会的に有用な労働」のうちにあげられ、自治体労働のうちで「社会的に寄生的な労働」は警察労働——ただし警察の鎮圧的機能——のみと訂正された。しかし、芝田氏は、税務労働についての所説をなぜ訂正されたのか、その理由を述べておられない。また総じて言えば、芝田氏の考察は国家論、権力論の観点が弱いようである。

(10) 遠藤晃「税務労働」P.150。

(11) 同上、P.150。

Ⅱ. 民主主義的税制と税務労働

本節では、税務を歴史的な流れの中で位置づける、つまり、税務の過去・現在・未来を検討しつつ、民主主義的税制を展望した税務労働論を提起してみたい。

まずは租税という言葉の語源を調べてみよう。これはドイツ語で「Steuer」という言葉で船のかじあるいはかじをとる人を意味する言葉である。つまり、当時のゲルマン共同体では、共同体の代表者は民主主義的に集会で選出されていたが、その代表者に対する尊敬のおくりものという意味であった。エンゲルスは「(ドイツ

人の)首長たちは、すでに部分的には、種族員からの家畜、穀物などの尊敬の贈り物で生活している」¹⁾と述べているが、これが租税の起源である。

ここで確認できることは、租税とは、本来は共同社会において、社会全体の共同業務を民主主義的に遂行するために、社会の代表者に対して社会の構成員たちが自発的に拠出する共同財産であるということである。いいかえれば、重要なのは、社会全体が住民の共通利益を充足している限りでは、この納税という行為は社会成員の自発的な活動であるということである。それゆえこの場合は、国民の上に立って国民を収奪するような特別の税務官は、社会によって不必要であることは言うまでもない。

しかし、社会の階級への分裂とともに、すなわち、奴隸主・国王などが社会の上に立つ国家が成立して、社会が私的利害で引き裂かれるときには、全成員の共通利益を代表しないゆえに、自発的な納税を期待することができなくなる。だから租税を強権的に徴収するため、一部の人を任命せざるを得ない。これは多くの場合、租税の徴収権を特権的階級に請け負わせるという形をとる。たとえば封建社会においては、徴税請負人が存在した。当時、国王は金貸しから金を借りても返済することができないので、その金貸しを徴税請負人に任命して租税の徴収権を譲り渡し、国民を収奪させた²⁾。

ところで、奴隸制社会や封建制社会(=財政史上の家産国家)においては、租税は公職を独占した領主や国王の土地所有や家産にもとづく収入(=いわゆる広義の租税)であり、公的収入としての租税(=いわゆる狭義の租税、近代的租税)とは区別される。この公的収入としての租税は、国家が財産所有とは切り離された無產国家となること、すなわち、資本主義の成立を契機とし市民革命とともに完成される。

では、市民革命期において税務はどうなるのか。市民革命期の議会は、租税協賛権という形で、租税法律主義、財政民主主義の実現につとめた。すなわち、議会を中心とするブルジョア

ジーは、国王の国民に対する一方的な課税に反対して、国民に対する課税は国民の代表である議会の同意を必要とする。国王の恣意的な課税は認めないという租税協賛権の主張をした。これは、国民の財産の一部を徴収するのだから、国民の権利を認めた上で国民の代表との合意をへて租税を徴収しようということである。つまり、市民社会は国民全体の利益を充足するための支出をまかなうために国民から税金をあつめるのであるから、国民の代表の承認をえて法律化し、一人ひとりの自発的な納税の権利を認めた上で徴収するというたてまえなのである。ここでは国民の納税の権利は形式的な権利であることはいうまでもないが、形式的にせよ納税の権利が確立したことは注目する必要がある³⁾。

しかし、資本主義の発展とともに官僚機構が巨大化してくると、特權的階級への架け橋としての高級官僚層が登場してくる。この官僚は社会の上に立って、国民から強権的に租税を徴収する者としてあらわれる。ここでは島恭彦氏の租税論を想起する必要がある⁴⁾。ブルジョア革命によって権力と所有、統治権、徵税権と財産権は分離され、「公権力」として徵税権は確立された。しかし、この国家権力、徵税権力の「公共性」はブルジョア革命の過程でのみ現実性をもったものであった。だから市民階級が国家権力を掌握すると、国家は財産所有者、「総資本」の共同利益のための機関となる。それゆえ法律上は一つの階級が他の階級を徵税権を利用して収奪することは許されなくとも、事実上、資本家階級は免税され、無産階級が重税を負うというように、徵税権力が隸属を押し進める手段となるわけである。とくに独占段階になると高級官僚層と巨大資本家、財産所有者の癒着がすすみ、議会制度が形骸化され財政民主主義は空洞化される。公金が少数者の所有特権にもとづいて、私的にかつ合法的に占有される。すなわち、軍事費や大型公共事業によって、独占に市場やキャピタル・ゲインを保障する目的で公金が費消される。このように租税が私的利益に用いられる一方、課税はますます不公平になり

独占には特權的減免税の手厚い保護が与えられ、住民には重税が強制される。それゆえ、税務労働は「独占資本家階級の勤労国民収奪を権力的に代行する労働」⁵⁾、一言でいえば「収奪労働」としてあらわれるわけである。

以上が税務の過去・現在であるならば、税務の未来はどうか。ここでは、未来社会ではかつての共同社会のように、租税は社会の共同業務の遂行のために自発的に拠出する共同財産としての本来の民主主義的性格を回復する、しかもより高次に再建されることのみを簡単に指摘しておこう。

では、税務の過去・現在・未来の考察から今度は民主主義的税制を展望した税務労働論にはなしをすすめよう。

まずは民主主義的税制の原則について考えてみたい。民主主義的税制の第一の原則は、納稅納務者、課税物件、課税標準、税率、課税方法等を法律で定めるという「租税法律主義」である。これは市民革命期の租税協賛権にあたる制度的、形式的な要件である。第二の原則は、実質的内容としての「課税の公平」である。では「課税の公平」とは何か。ジョン・スチュアート・ミルは、勤労者の生活費に重税をかけて富者を富ませめるような税は最も不公平な税である、社会の有閑階級から重税をとって勤労階級の勤労を促進するような税こそ最も公平な税であると主張した⁶⁾。つまり、不労所得、寄生的な所得に対する税と、勤労を基礎にした所得に対する税とは、本来は異なるべきものであるとの主張である。これは租税の実質平等論とでもいうべきものであって、一言で表現するならば「勤労所得軽課、不労所得重課の原則」ということになる。これを現代流にいいかえれば、勤労者、労働権を大切にして、独占、所有特権を規制する、すなわち反独占税制の実現、なによりも現代の不労所得のチャンピオンとでもいうべきキャピタル・ゲインに課税をするということにつながるのである⁷⁾。

ところで、税務労働を考える際には、このよ

うに民主主義的税制を展望して税務労働の本来の意味を考えないと、税務労働の現代的意義はでてこない。そのわけは次のとおりである。

現在の日本の税制が、手厚い特權的減免税にみられるように、典型的な資本蓄積促進型の税制であることはいうまでもない。この不公平な税制を手のつけようのないものとしてとらえるならば、芝田氏の税務労働論のように、税務労働は警察や軍隊と同じく寄生的な労働であるという誤った結論がでてくる。また遠藤氏の税務労働論のように、民主主義的税制のなかみを具体的にいわないで税務労働に二面性があるといつても、抽象的すぎて税務労働者からみれば現実性が乏しいということになってしまふ。

しかし今も述べたように、民主主義的税制のなかみを勤労所得軽課・不労所得重課ととらえ、反独占税制とくにキャピタル・ゲイン課税を考えれば、税務労働の規定はまったく変わってしまう。

まず、芝田氏が正しく指摘されたように、税務労働というのは権力的な労働である。だから税務労働というのは国民を収奪する労働であるといえるわけだが、逆に税務労働の権力性ゆえに、一定の条件が整えば権力的に独占を収奪する労働ともなりうるわけである。つまり、民主主義的税制、現代でいえば反独占税制、とりわけキャピタル・ゲイン課税が実現すれば、税務労働は国民を収奪して資本に金を渡す労働ではなくて、独占を規則して独占の収奪を準備する労働だと位置づけることができる。

また、過渡的に民主主義的税制が実現する以前の段階においても、同じ大衆から収奪した税であっても、それが住民の発達のために使われるだけの民主主義的な力量があれば、税務労働を収奪労働から住民のための労働に近づけることが可能となる。

それゆえ、税務労働の規定としては、本源的规定、歴史的规定につけてくわえて、民主主義的税制を展望した税務労働、いわば税務労働の民主主義的規定とでもいうべきものを考えねばならないということになる。

それでは、民主主義的税制を展望すれば、現代の税務労働はどのように位置づけられるのか。それは、一方において、社会からでて社会の上にたつ強権的な収奪労働を担い、他方においては、国民のために反独占税制を実行し、国民の発達（とくに納税者主権の発達）を保障する労働であるという、まさに二重性の相剋のまっただ中にある労働ということである。別の表現をすれば、芝田氏のように税務労働を単なる強権的収奪労働であると規定するのは誤りであるし、遠藤氏のように今日は強権的収奪労働だが未来は社会的有用労働になるというだけでも不十分である。現代の税務労働は今日すでに二重性のある労働であると規定するのが正しいと思われる。

注

- (1) エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』国民文庫版P.188。
- (2) 仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』参照。
- (3) たとえば「フランス人権宣言」では、第14条で「すべての公民は自らまたは自己の代表者によりて、公の課税を必要と認定し、自由にこれに同意し、その用途を検し、その性質、徵収、納付および継続期間を定める権利を有す」と定めている。
- (4) 島恭彦『財政学概論』P.84～P.87。
- (5) 遠藤晃「税務労働」P.147。
- (6) ジョン・スチュアート・ミルは、「公共的利益のために制限を加えるべきものは、稼得せられた財産（=勤労による財産）ではなくて、稼得したものではない財産（=不労財産）のはずである」（ミル『経済学原理』岩波文庫版第5分冊P.36）とのべ、不労財産所得に強度の課税を主張した。ミルが不労財産所得にあげているのは、遺贈および相続によるもの（同上P.36～P.37）や地代の自然増分（同上P.55～P.56）である。
- (7) 加藤睦夫「租税論」（林栄夫他編『現代財政学体系』第1巻）、池上惇『アメリカ資本主義の経済と財政』など参照。

おわりに

以上、遠藤論文の検討を手がかりに、租税本質論をふまえ、民主主義的税制を展望した税務労働論を展開してみた。この小論が、財政民主主義（とくに納税者主権）や税制改革の論議につながれば幸いである。

（筆者 所員・自治体労働者）

流域下水道をめぐる諸問題

小林秀樹

I. はじめに ——日本における流域下水道事業展開の背景——

下水道後進国とも言うべき日本で、本格的に下水道事業が推進されはじめたのは、この10年ほどのことである。第4次下水道整備五箇年計画では、1975年度末で22.8%であった下水道普及率（人口普及率）を1980年度末には40%にまで高めようと、7兆5千億円の投資額が計画された。

この飛躍的な下水道整備を達成するために大きな役割を与えられているのが、流域下水道と呼ばれる広域下水道の建設である。現在すでに、全国で60箇所を超える地域にその建設が計画され、事業が推進されている。

このように下水道建設へ巨大な公共投資が向けられることは、明治維新以来日本の歴史に例を見ないことが（東京オリンピックのときの東京都区部を除けば）である。これまで日本資本主義は一貫して「道路橋梁及河川ハ本ナリ、水道家屋下水ハ末ナリ」という思想の上に立って都市を建設してきたのである。戦前は富国強兵政策、戦後は産業基盤整備政策の陰にあって、下水道事業は住民生活の基本的な施設であるにもかかわらず、かえり見られることがなかったのである。

ところが最近になってこのように下水道が重視され重点的な投資がおこなわれるようになったのは、いったいなぜであろうか。

70年代は高度経済成長と呼ばれる強蓄積過程が終り、その矛盾が一挙に表面化した時期である。その諸矛盾の中でも、環境問題は人々の注目を集めずにはお

かない問題であった。人々の憩の場であった河川は腐敗し悪臭をはなち、海底にはヘドロが堆積した。工場からタレ流された廃水は、魚貝類に重金属を蓄積させ、水俣病という悲劇を生み、合成洗剤などで富栄養化した海は赤潮を発生させて日本の漁業に大きな打撃を与えた。このような水質汚濁を原因とする諸問題は未来学の夢に酔っていた国民を終末論者にしてしまうほどのものであった。

それとともに、水資源の枯渇も深刻なものとして国民に受け取られた。1975年度の国土庁水資源局による「全国水資源賦存量調査」によれば、1975年で $2.98\text{km}^3/\text{年}$ であった1人当たりの水資源賦存量は、1990年には $2.6\text{km}^3/\text{年}$ に減ると見込まれ、水資源の地域的偏在性も手伝って、地域的な水需給のひっ迫が予想された。そして、水質汚濁の進行と企業の地下水の浪費による地盤沈下、さらにはダム建設費の上昇などによる水道料金の値上げ等があいついた。

このような諸矛盾に危機感を持ったのはひとり国民のみではなかった。独占資本の水の浪費と水質汚濁が緊急かつ重大なものとして国民に認められ、いわゆる「公害国会」で企業と政府の社会的責任が追及される事態に発展した。

政府=独占資本にとっても、水資源の限界が生産拡大のネックとなることは重大な問題である。水資源の確保のためには、水質汚濁の進行を防がなければならない。また、60年代におけるように公害問題の責任を強引に逃れつづけることはもはやできず、住民自治の発展が強い公害反対運動を各地で盛り上げ、大企業本位の地域開発を阻んでいることに対して、何らかの妥協ないし改良的政策を迫られ、公害防止設備のための

投資が増え、限界資本係数の増大をまねいた。

このように、独占資本の水の浪費と廃水のタレ流しは、独占資本によっても、自らの成長を限界づけるものとして立ち現われた。この矛盾は、水の管理と廃棄物の処理という2つの側面を持つものであり、その2つを担う下水道が注目されるに至ったのである。

ところで、水管理、廃棄物処理という問題は、それ自体は、現に我々が解決をせまられている、いわば国民的課題といっても良い。しかし、こうした国民的課題の解決の方向として、今日、中心となっている流域下水道システムが、万全のものであるかどうかと言えば、疑問が残らざるをえない。本来あるべき下水道システムは、水資源の浪費と水質汚濁をおしそすめてきた、いわゆる住民の生活様式までをも規定する独占の資本蓄積様式を規制するものでなければならないであろう。少なくとも、下水道システムのあり方をめぐる論争は、広く、その制度的・社会的条件の考察の上になされねばならないであろう。

本稿は、今日、下水道システムの中核となりつつある流域下水道システムを、その技術を規定する制度的・社会的条件の考察の上に検討し、今後の下水道事業のあり方を模索しようとするものである。

II. 下水道建設目的の変化——し尿処理

・雨水排除から水質保全・地域開発へ――

(1) 流域下水道事業の拡大と下水道建設目的の変化

このように急速な水質汚濁の進行を背景とした広域下水道事業は、まず60年代に着手された。1965年、大阪で日本最初の広域下水道である寝屋川流域下水道が事業費420億円をもって着工された。執行体制は一部事務組合方式であった。1968年には下水道法第3条第2項（都道府県が関係市町村と協議の上で公共下水道の管理をする）を適用することとされた。

政府は流域下水道に関する法制の整備にせまられ、1970年、下水道法の一部改正をおこない、流域下水道

の規定が設けられた。以来、流域下水道の普及はめざましく、寝屋川流域下水道着工から10年後の1975年には、すでに全国で49箇所に実施されていた。この推移を投資額の変化で見てみると、1965年には705億円にすぎなかった下水道投資は、1975年には約7000億円に達し、10倍近い伸び率である。そして、GNPに占める下水道投資のシェアは0.2149%から0.4665%に拡大した。

この経過を下水道整備五箇年計画にそってやや詳細に振り返ってみよう。

下水道整備緊急措置法に基づき¹⁾政府はこれまで4次にわたる下水道整備五箇年計画を策定してきたのであるが、第1次は63年度を初年度とし、し尿処理と雨水排除に重点をおいたものであった。第2次(67～71)も、投資額では4400億円から9300億円へと増大したが、内容的には、基本的に第1次を引き継ぐものであった。当時の経済計画である経済社会発展計画においても、公共事業の中での下水道投資のシェアは3.4%にすぎず、道路の22.4%，住宅の6.2%と比べ、はるかに低いものであった。ただし、計画の中に流域下水道が取り上げられ、下水道の目的に水質保全が加えられた点が注目される。

第3次計画(71～75)に至ると、「公害国会」、下水道法改正を受けて、水質汚濁防止を計画の基軸におく方針が確立された。投資額も2兆6000億円と計画された。しかし、石油ショックのあおりを受け、第3次計画の達成は不可能となり、計画は現在の第4次に引き継がれることとなった。

第4次計画(76～80)は、投資額7兆5000億円をもって人口普及率40%達成を目標はじめられた。昭和50年代前期経済計画での下水道投資のシェアは7.1%に達し、いよいよ本格的に水質汚濁防止を目的とする下水道整備の態勢にはいった。国庫補助率もこの第4次計画のスタートと同時に大幅に引き上げられた。

現在、この第4次の計画も後半にはいり、建設省所管の公共事業予算のなかでも、ずばぬけて高い伸び率（昭和53年度では53.1%）をつづけている。昨年1月

表1 GNP、下水道投資 そのシェアの経年変化

年 度	GNP (B)	下水道投資 (A)	シェア (A/B)
33	億円 117,850 (0.359)	百万円 8,966 (0.127)	% 0.0761 (0.354)
34	136,089 (0.415)	12,189 (0.173)	0.0896 (0.417)
35	162,070 (0.494)	20,390 (0.289)	0.1258 (0.585)
36	198,528 (0.605)	27,240 (0.386)	0.1372 (0.638)
37	216,595 (0.660)	34,265 (0.486)	0.1582 (0.736)
38	255,921 (0.780)	44,909 (0.637)	0.1756 (0.817)
39	296,619 (0.904)	55,409 (0.786)	0.1868 (0.869)
40	328,137 (1.000)	70,500 (1.000)	0.2149 (1.000)
41	384,186 (1.171)	94,286 (1.337)	0.2452 (1.141)
42	452,967 (1.380)	108,814 (1.543)	0.2401 (1.117)
43	532,882 (1.624)	128,042 (1.816)	0.2399 (1.116)
44	622,599 (1.897)	159,779 (2.266)	0.2536 (1.180)
45	730,461 (2.226)	189,399 (2.687)	0.2586 (1.203)
46	815,770 (2.486)	373,802 (5.302)	0.4610 (2.145)
47	947,294 (2.887)	530,679 (7.527)	0.5628 (2.619)
48	1,156,045 (2.523)	545,853 (7.743)	0.4736 (2.204)
49	1,363,393 (4.155)	476,656 (6.761)	0.3496 (1.627)
50	1,495,500 (4.558)	697,576 (9.895)	0.4665 (2.171)
51	1,696,000 (5.169)	750,548 (10.646)	0.4225 (2.059)

- 注) 1. 下水道投資の33年～50年は実績
 2. GNP 33～50年は国民所得統計年報 (51年経企庁)
 51年は経済見通し
 3. カッコ内は指数

出所) 建設省『日本の下水道』1977, 59ページ。

に閣議了承された新経済社会七箇年計画では、下水道投資のシェアは7.58%に上昇し、「仮に、この構想にそって次期下水道整備五箇年計画を考えれば、その総規模は第4次計画の2倍程度は当然となり、単年度投資はピークには3兆円を超えることも想定される²³」といふ。

このように、70年代にはいってからの下水道事業の展開は目ざましく、公共事業の中で道路、文教につぐ位置を占めるようになるとともに、地域開発との関係

が問題とされるようになってきたのである。たとえば、1,977年に策定された、全国的な地域開発計画である、言わゆる三全総は、定住構想をその特色として打ち出したが、周知のように、定住構想は「定住圏」と呼ばれる圏域を地域開発の基礎的な圏域として設定し、その定住圏を設定する基準は流域圏、通勤通学圏、広域生活圏である。つまり、地域開発を考える基本的な座標軸のひとつとして流域圏があげられているのである。

表2 経済計画における社会資本投資額と下水道整備五箇年計画 単位：億円

経済計画 公共事業	中期経済計画 (39~43)		経済社会発展計画 (42~46)		新経済社会発展計 画 (45~50)		経済社会基本計画 (48~52)		昭和50年代前期 経済計画(51~55)	
	投資額	シェア	投資額	シェア	投資額	シェア	投資額	シェア	投資額	シェア
道 路	41,000	23.0	61,500	22.4	117,000	21.3	190,000	21.1	195,000	19.5
住 宅	11,200	6.3	17,100	6.2	29,000	7.1	60,800	6.8	65,000	6.5
下 水 道	5,792	3.3	9,300	3.4	23,000	4.2	56,500	6.3	71,000	7.1
都 市 公 園	805	0.4	2,070	0.7	4,300	0.8	13,000	1.4	15,400	1.5
治 水	9,000	5.1	16,100	5.9	29,000	5.3	47,000	5.2	55,000	5.5
計	67,797	38.1	106,070	38.6	212,300	38.6	367,300	40.8	401,400	40.1
総 額	178,000	100	275,000	100	550,000	100	900,000	100	1,000,000	100
下水道五ヶ年計画	1 次		2 次		3 次				4 次	
計画期間	38~42		42~46		46~50				51~55	
投 資 額	4,400		9,300		26,000				75,000	

注) 下水道五ヶ年計画の投資額は予備費を含む。

出所) 建設省『日本の下水道』1977, 106ページ。

すでにこれまでも、後述する流域別下水道整備総合計画によって地域開発と下水道整備との調整がおこなわれてきたが、この三全総によって、両者の関係はいっそう密接になったと言ってよいであろう。

建設省は、1978年11月、第4次下水道財政研究委員会に対して、定住圏を基礎とした小規模流域下水道の整備についてのノートを提出了。定住圏という広域行政圏を、流域下水道をテコとして実現していくこうという方向が検討されているのである。

下水道事業の展開は単に投資額の拡大にとどまらず地域計画のうえで無視しえない要素として発展しつつある。つまり、下水道政策は、当初の生活環境保全という目的に、水質保全さらには地域開発という政策目標がつけ加えられるとともに、その投資額を拡大させ、そのなかで、流域下水道という一定の下水道システムを採用するようになってきたのである。

(2) 流域下水道概念と地域開発

上述のような下水道事業の発展は、下水道の位置づけが、環境衛生施設から水質保全施設、さらには地域開発の一条件としての位置づけに変って来るなかでおこったものであった。そして、水質保全施設・地域開発手段としての下水道という考え方の中心をなすものが流域下水道である。

ここで、流域下水道推進の立場からの代表的論文「流域下水道の構想」³⁾を検討してみよう。これは、大阪の寝屋川流域下水道着工の前年、建設省都市局の久保赳下水道課長（当時）が発表したもので、流域下水道の合理性を主張し、流域下水道を設置すべき地域を具体的に指定していた。

その論文が流域下水道の合理性としてあげていたのは次の5点である。

- ① 自然流下を主体とした計画が可能であること。
- ② 建設費・管理費が軽減しうること。

③ 施設の弾力性（すなわち相当程度の工場排水を受け入れても一般家庭の汚水と混合して生物学的処理が可能である）。

④ 地域開発に資すること。

⑤ 技術陣容の常置・養成を期待しうること。

この論点の多くは、実は、アメリカの広域下水道の評価と一致している。日本よりも早く、第2次世界大戦前に広域下水道を建設したアメリカにおいて、その事業の成果として次のような効果があったとされている⁴⁾。

① 財政的に無理な地域にも下水道が布設された。

② 工業および住宅の開発・発展に役立った。

③ 技術者の確保・養成に役立った。

④ 効率的・経済的下水処理。

⑤ 設定地区の財産的価値の向上。

⑥ 一般的開発の助長。

このような効果がどれだけ現実的にあったかは、実証的な研究にまづほかはないが、それはさておくとして、この報告と久保論文の近似は一目瞭然であろう。久保論文がこの報告につけ加えている点は、自然流下の利用という点と工場排水の受け入れに関する点である。

これらの主張を整理すれば、流域下水道の利点として提起されているのは、まず第一に地域開発の基礎となりうるということ、第2に経済的技術的合理性があるということである。この2つの点は常に合い補って主張されてきたのであり、地域開発や工場排水受け入れと切り離して流域下水道という概念が成り立ちえなかつたことは、銘記するに足りるであろう。

〔注〕

- (1) 第1次の下水道整備五箇年計画は生活環境施設整備緊急措置法に基づいていた。
- (2) 東京都下水道研究グループ'79「下水道の建設」(10)『日本下水道新聞』第495号、1979年2月26日。
- (3) 『下水道協会誌』1964年7月、9月号。
- (4) 建設省都市局下水道課「歐米の広域下水道の管理体制」『下水道協会誌』1965年に12月号、57ページ。

III. 流域下水道技術を規定する法的・制度的条件

(1) 流域下水道技術の法的規定

上述のように、流域下水道という概念自体が地域開発と結合されて主張されてきたのであるが、現行の流域下水道システムを念頭におくと、下水道技術が様々な法的条件に規定されていることがわかる。下水道法では3種類の下水道が規定されている。それは、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種であるが、その中で特に重要な公共下水道と流域下水道を比較してみよう。

公共下水道とは「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの」(法第2条第3号)であり、流域下水道とは「もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの」(法第2条第4号)である。

公共下水道は市町村が自分の行政区域内で管理する一般的な下水道であるが、これに対する流域下水道の特色は次の3点である。第1に河川や湖沼等の「公共用水域の水質汚濁防止を図る上で効果的である地域」⁵⁾に建設されるものであり、水質汚濁防止という目的が流域下水道という概念の中心におかれる。第2に「二以上の市町村の区域にわたる広域的施設であること」⁶⁾である。つまり、広域的施設であることだけでは流域下水道とは呼べず、2つ以上の行政区域にまたがるものでなければならぬ。したがって、流域下水道の実施主体は、(公共下水道が市町村であるのに対し)原則として都道府県である(法第25条の2)。そして第3に、流域下水道は基幹的な施設のみを備え住民生活に直結する枝線は公共下水道の接続をまたな

ければならない。流域下水道は流域関連公共下水道と一体となってはじめて、十全な能力を発揮できるのである。

なお、都市下水路は市街地の雨水を排除を主たる目的とした開渠で、地方公共団体が指定したものである。また、予算上では、この3種類のほかに、工場排水専用の特定公共下水道、自然環境保全や農村の生活環境整備を目的とした特定環境保全公共下水道がある。

法制度上の下水道の種類は以上のとおりであるが、一方、技術システムとしての下水道は、下水道代替システムも含め、多様なシステムが考えられる。しかしながら現実に建設される下水道技術システムは画一的のシステムであり、かつ、次第に広域化の方向に進んでいる。1975年度末現在で349の処理形が建設されたが、そのうち246の処理場は、標準活性汚泥法あるいはステップエアレーション法を採用していた。

つまり、純技術的システムとしては多様なシステムが考えられるにもかかわらず、現在の下水道技術システムが、流域下水道を中心とする画一的・広域的なものとなっているのは「下水道技術システムが法的、行政的、財政的にすでに確立した制度にくみこまれたシステムであり、そこには莫大な事業権益が網の目のようにはりめぐらされているため」¹³⁾におこっているのである。

「公共下水道」あるいは「流域下水道」と言った場合、常に特定の技術システムが念頭におかれ、流域下水道をめぐる技術論争もそれを前提におこなわれる。しかし、「公共下水道」あるいは「流域下水道」という概念は、上述のように下水道法によって規定された法的な概念である。それが特定の技術システムを想起させるのは、技術的必然性ばかりでなく、現行の制度的条件によって技術システムが規定されているからである。この問題を抜きにしては、技術的レベルでの問題提起も宙に浮いたものとなろう。

(2) 地域開発計画に規定される流域下水道技術

下水道技術を規定している諸制度の第2は地域開発計画である。

都道府県は、公害対策基本法第9条第1項の規定に基づき、水質環境基準の定められた河川その他の公共の水域又は海域については、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、流域別下水道整備総合計画を定めなければならないとされている（下水道法第2条の2第1項）。この計画の細目については建設省令で定められており、都道府県は計画の策定にあたって建設大臣の承認を受けなければならない。変更についても同様である。

この計画に盛り込まれる内容は次の9点である。

- ① 地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件。
- ② 土地利用の見通し。
- ③ 水の利用の見通し。
- ④ 汚水量、水質の見通し。
- ⑤ 計画下水量と根拠。
- ⑥ 放流水と処理施設の予定水質と根拠。
- ⑦ 下水の放流先の状況。
- ⑧ 下水道整備の費用効果分析。
- ⑨ 関係市町村の意見。

つまり、流域の開発、水の需給、環境対策を一体として計画していくことにその眼目があり、「下水道の面だけから見た最も経済的な下水道施設の配置が必ずしも最適な下水道施設計画とはならないことは留意すべきである」¹⁴⁾とされるのである。

このように流域別下水道整備総合計画は、下水道事業計画を単なる下水道の計画にとどめず、地域開発計画の中に組み込むための重要な上位計画となっている。

下水道を設置するときは、この流域別下水道整備総合計画に適合するように事業計画を定め、建設大臣の認可を受けなければならない（下水道法第4条及び第25条の3）。都市計画区域に設置する場合には都市計画法上の手続も必要となる（都市計画法第11条参照）。

以上が、下水道法をはじめとする法制度によって規定された行政手続の概要^⑤であるが、下水道事業を規制している法規定は水質汚濁防止法等複雑に入り組んでいる。それらが、下水道事業を硬直したものにしていることは否めないことである。行政手続は、建設省のチェックのもとに下水道事業を地域開発に組みこみ下水道技術を地域開発の利益に従属させているのである。

(3) 下水道技術の独占と執行体制

下水道技術が画一化と広域化の方向に進まざるをえなくなっている理由の現実的基礎は、下水道事業の執行体制と深くかかわっている。

まず、急速な下水道事業の拡大は、必然的に、下水道事業の執行主体であるべき自治体における深刻な下水道技術者の不足を生じさせ、そして、それを背景として、下水道事業団による下水道技術者の独占と、執行体制の集中化が生じてくるのである。たとえば、地方自治体に対して、1972年の建設省事務次官通達で流域下水道建設へ向けての執行体制の強化が要請され、28都府県に下水道課（室）が設けられ（1977年現在）、72年には484人すぎなかつ都道府県の下水道技術者数は、76年には3倍近い1262人にまで増えてはいる。

しかし、急速な下水道事業の拡大は深刻な技術者の

不足を顕在化させずにはおかなかった。特に人口10万人未満の市町村では、下水道技術者は平均6、7人しか確保されていない。流域下水道の執行体制においても、日本下水道新聞によるアンケート調査によれば、技術者数が20人にも満たない所が数多くある。

このような下水道技術者の不足に対処するため、技術者を効率的かつ流動的に活用しようという名目のもとに設立されたのが下水道事業センターであった。このセンターは、下水道事業センター法に基づき、1972年、政府と地方公共団体が毎年同額の出資と補助を行うものとして設立された。初年度では、各々1億円の出資、5000万円の補助金で、総予算は7億円であった。

さらに、建設業務の急増に対応するために、1975年には、下水道事業団法により下水道事業団へ改組された。このときの出資金は、政府が3億6200万円、地方公共団体が6200万円であった。この改組により、その事業の重点は技術者の供給から工事の受託とその維持管理へと大きく転換された。表3に示したように1979年度には、予算総額に占める受託工事費の割合は91.7%にも達している。

また、全国の下水道建設669ヶ所のうち、下水道事業団は89ヶ所、流域下水道62ヶ所のうち15ヶ所を受託し、それぞれ13.3%，24%を集中している。さらに工事を受託していないところに対しても、技術者の派

表3 下水道事業センター及び下水道事業団の予算と受託実績

年 度 区分	72	73	74	75	76	77	78	79
予 算 総 額 ② (百万円)	859	13028	26500	66211	78399	94732	116820	136575
受 託 工 事 ① (百万円)	465	11561	23167	48604	62462	79197	103500	125300
①/② (%)	54.1	88.7	87.4	73.4	79.7	83.6	88.6	91.7
受 託 実 績 (箇所)	1 (0)	16 (0)	26 (3)	52 (7)	63 (8)	77 (12)	89 (15)	104 (18)

注) 受託実績の下段カッコ内は流域下水道。

出所) 建設省『日本の下水道』

遣・常駐、あるいは計画設計の受託といった技術援助、また、実施設計の受託というふうに直接事業に関与し、間接的にも研修業務による技術者の養成を通じて自治体の下水道事業と深い係わり合いを持ち、東京・大阪をのぞく全国の下水道技術の独占と、その執行体制の集中をおこなっているのである。

このような下水道事業団による技術独占と下水道事業の集中は、日本全国に亘り的な下水道施設が建設されていくひとつの原因であるとともに、下水道事業を企業化し資本主義的に行っていく大きなテコでもある。さらに維持管理の委託化も進むことによって、住民のそばで地域に即したシビル・ミニマムを保障していくという自治の根幹が掘り崩されていくことになる。

しかし、下水道事業団のような組織が全く不要だというわけではない。小さな市町村などは、建設の時期をのぞけばそれほど多くの技術者を必要としない。したがって、技術者の全国的な交流をおこなう組織が全く不必要というのではない。しかし、住民自治の原則にもとづき、市町村が主体的に計画を立て、施行を管理しえるような技術的・制度的条件が、そのことによって崩壊させられ、地域の実状に合わないシステムが一方的に強制されるとすれば、それは本末転倒しているといわざるをえないだろう。

〔注〕

- (1) 「下水道整備五箇年計画」昭和51年8月31日閣議決定。
- (2) 建設省都市局下水道部編『日本の下水道』1977年、149ページ。
- (3) 井田清「国家独占資本主義下の技術展開」『科学と思想』第28号、1978年4月、36ページ。
- (4) 建設省都市局下水道部編、前掲書、125ページ。
- (5) ここでは主として流域別下水道整備総合計画を取り上げたが、下水道事業計画をめぐる諸手続の概要と問題点については、杉淵武「良い下水処理場をつくる試み」『月刊地域闘争』第10巻第2号、1979年2月、36—40ページ。

IV. 流域下水道に対する財政措置と独占企業の利権

(1) 下水道建設をめぐる財政措置

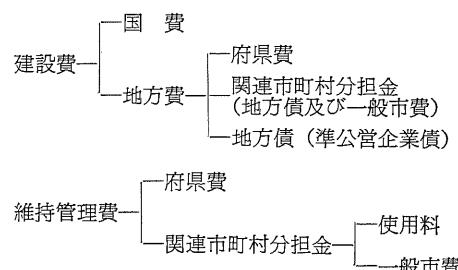
さて、これまで、流域下水道の技術システムを規定する政策目的、あるいは、法的・制度的条件を考察し、そうしたなかで、下水道技術の独占と執行体制の集中化についてみてきた。ここでは、下水道技術システムを外的に規定しているもうひとつの重要な要因である下水道建設等に対する財政措置の問題をよりあげよう。

流域下水道の財源は、建設費は国費と地方費によっており、維持管理費は地方費のみである(表4)。ここで建設費の財源について流域下水道と公共下水道を比較してみよう。

流域下水道は管渠等が90%、終末処理場が95%、全体として93%が補助対象となる。一方、公共下水道は60%しか補助対象となっていない。これは図1に見られるように、管渠等の補助対象率にひらめきがあるからである。管渠の補助対象範囲は管径によって決まる。したがって、住民に身近な枝線が大きな位置を占める公共下水道(流域関連公共下水道も含めて)は補助対象率が低くなり、枝線を持たない流域下水道は補助対象率が高くなるのである。

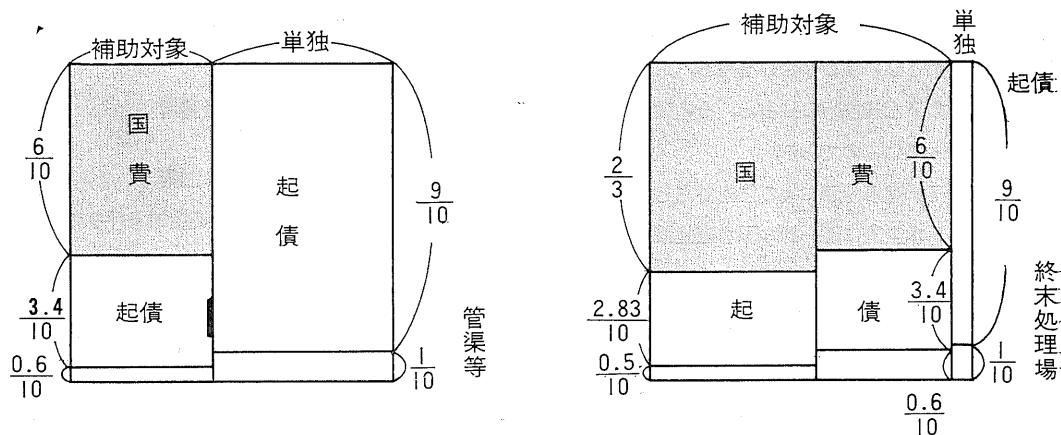
さらに補助対象事業の補助率は、第4次下水道整備

表4 流域下水道の財源構成

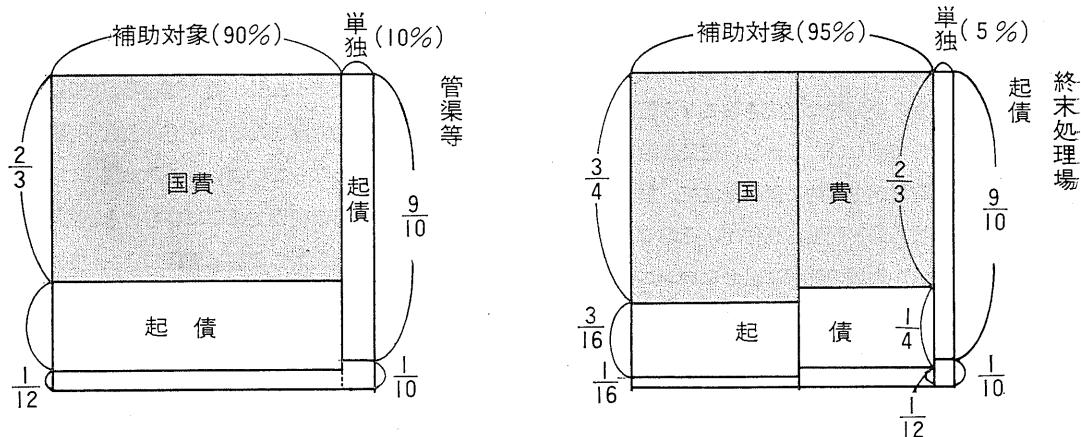


出所) 建設省『日本の下水道』1977、155頁。

(1) 公共下水道



(2) 流域下水道



出所）建設省『日本の下水道』1977, 157ページ。

図1 下水道事業建設財源の内訳

表5 国庫補助率の比較

区分	公共下水道		流域下水道		都市下水路
	管渠等	終末処理施設	管渠等	終末処理施設	
改正前補助率	4/10		1/2		1/3
現行補助率	6/10	2/3	2/3	3/4	4/10

注) 現行補助率は昭和49年度(1974)から。

表6 国庫補助対象率の比較

区分	公共下水道	内訳		流域下水道
		一般都市	七大指定都市	
第3次計画	57.0	74.0	(七大) 41.6	90.0
第4次計画	60.0	75.0	(指定) 45.0	93.0

表7 下水道事業債資金区別許可額

(単位: 億円)

	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度 (計画)
政府資金	2094 (70.4)	1843 (57.8)	3295 (69.0)	1565 (32.1)	1663 (32.2)
公庫資金	252 (8.5)	202 (6.3)	254 (5.3)	1602 (32.9)	984 (19.1)
公募資金等	627 (21.1)	1143 (35.9)	1227 (25.7)	1703 (35.0)	2518 (48.7)
[市場公募	245 (8.2)	200 (6.3)	342 (7.2)	964 (19.8)	748 (14.5)
銀行縁故	382 (12.8)	943 (29.6)	885 (18.5)	739 (15.2)	1770 (34.2)
計	2973 (100)	3188 (100)	4776 (100)	4870 (100)	5165 (100)

出所) 建設省『日本の下水道』1977, 167ページ。

五箇年計画では、管渠等が公共下水道6/10、流域下水道2/3、終末処理施設が公共下水道2/3、流域下水道3/4となっており、同じ施設を作っても流域下水道の方が補助率が高いのである。

このような補助対象率、国庫補助率において国費の割合の低い公共下水道は、必然的に地方債(準公営企業債)にたよらざるをえない。ところが、その地方債の資金は表7のように、1973年度においては政府資金70.4%、公募資金が21.1%であったが、1977年度には政府資金が32.2%に減り、公募資金がほぼ半ばを占めるようになった。公募資金の中心は銀行縁故であるがその銀行縁故は政府資金と比べ金利が高いなど条件が悪く、下水道財政を圧迫することになるのである。

こうした下水道財政のひっ迫は一般会計からの繰出金(起債償還費や雨水排除等にかかる維持管理費に当たられる)の増加に示されている。表8のように、

1964年度からの10年間で、繰出金の額は9倍に増加している。これは一般会計全体の伸び率を上まわるものである。ところが、繰出金の1/2が算入されるはずの基準財政需要額は、同じ期間に3.4倍にしかなっていない。このため、決算額は基準財政需要額の3倍近くになっている。ことに、そのうち建設費にあたる部分は1974年度で4倍以上、1975年度で3.5倍以上となっている。

このように、自治体が下水道を早く建設しようとすればするほど利率の高い銀行縁故債に頼らざるをえず、しかもそれが正当に基準財政需要額に算入されないとすれば、下水道財政はますます悪化せざるをえない。住民に身近な枝線を積極的に建設すればさらにその傾向は強くなる。したがって、財政危機に悩む自治体が補助率の高い流域下水道を建設してそれに流域関連公共下水道を接続しようと考えるのは当然のことであ

表8 一般会計にしめる下水道費としての繰出金

単位：百万円

年 度	一般会計 歳出合計①	一般会計からの繰出金		②/① (%)	②/③ (%)
		決 算 額②	基準財政需要額③		
39	1034716 (100)	21775 (100)	17133 (100)	2.1	127.1
40	1202038 (116)	25409 (117)	18734 (109)	2.1	135.6
41	1394897 (135)	32356 (149)	22035 (129)	2.3	146.8
42	1607337 (155)	39091 (180)	25850 (151)	2.4	151.2
43	1968338 (190)	50787 (233)	28329 (165)	2.6	179.3
44	2507378 (242)	64196 (295)	37105 (217)	2.6	173.0
45	3140510 (304)	89029 (409)	46063 (269)	2.8	193.3
46	3857140 (373)	115057 (528)	57228 (334)	3.0	201.1
47	4812414 (465)	152146 (699)	75059 (438)	3.2	202.7
48	6178194 (597)	165890 (762)	87903 (513)	2.7	188.7
49	8139328 (787)	195527 (898)	58850 (343)	2.4	332.3
50	9476379 (916)	234504 (1077)	100464 (586)	2.5	233.4

注) カッコ内は39年度を100とした場合の比率

出所) 建設省『日本の下水道』1977, 186ページ。

る。ここに、政府が流域下水道の建設へ自治体を誘導しようとしているという批判がおこるのもまた、当然のことと言えよう。

(2) 流域下水道と独占企業の利権

流域下水道をめぐる制度的な問題とは離れるが、下水道技術を規定している問題のひとつとして、大企業との関係をあげておかねばならないだろう。下水道事業をめぐる汚職が時おり新聞紙面をにぎわることがあるが、流域下水道をめぐる問題はそのような個別的问题にとどまらない。

ここではじめに、東京都下水道局を例にして、下水道事業と企業の関係を見てみよう。東京都区部の公共下水道は、その規模からすれば、流域下水道に匹敵するものである¹³⁾。

東京都は12年間の革新都政下で中小企業の受注機会の増加に努力してきたが、その成果はどうであろうか。東京都財務局の「東京都契約実績調」によれば、

公営企業局が結んだ契約のうち中小企業分は、1975年度で29.6%，1976年度で21.8%，1977年度（4月～12月）で25.1%であった。一方、財務局をはじめとする知事部局の中小企業分は1976年度で49.6%，1977年度（4月～12月）で40.9%とはるかに高い割合を示している。したがって、下水道局をはじめとする公営企業局は中小企業が工事を受注しにくいと言えよう。

さらに下水道局のみの工事請負契約を見てみると、中小企業の受注機会増大のために設けられた共同企業体制度は、年間契約高の14.6%にすぎず、特別共同企業体²³⁾をのぞいた年間企業体は3.8%にすぎない。ところが、表10のように上位15企業の大企業は52.6%を受注しているのである。

東京都区部の公共下水道が規模において流域下水道に匹敵すると言っても、公共下水道として住民に身近な枝線も工事の対象としており、また区部の普及率はすでに70%に達し根幹的施設の多くはすでに稼動している。したがって、一般的な流域下水道よりも中小企

表9 東京都主要3局に共同企業体の占める割合(1978年度)

単位:千円

区分	年間契約高	年間企業体	比率 (%)	特別企業体	比率 (%)	企業体合計	比率 (%)
財務局	193,081,414 (2030)	1,513,100 (12)	0.78 (0.59)	88,468,540 (265)	45.8 (13)	89,981,640 (277)	46.6 (13.6)
水道局	42,596,213 (619)	—	—	1,023,000 (4)	2.4 (0.65)	1,023,000 (4)	2.4 (0.65)
下水道局	142,653,521 (495)	5,374,100 (14)	3.8 (2.8)	15,416,600 (46)	10.8 (9.3)	20,790,700 (60)	14.6 (12.1)
合計	378,331,148 (3144)	6,887,200 (26)	1.8 (0.83)	104,908,140 (315)	27.7 (10)	111,795,340 (341)	29.5 (10.8)

注) 工業経済新聞調査「東京都主要3局工事入札集計・53年度版」より作成。
カッコ内は件数。

出所) 『工業経済新聞』54年4月28日、第2部。

表10 1978年度東京都下水道局契約高と上位15企業受注実績

単位:千円

	全 体 (A)	上 位 15 企 業 (B)	A/B
落 札 総 額	142,653,521	74,993,600	52.6%
入 札 件 数	495	71	14.3%

注) 工業経済新聞社調査「昭和53年度都庁工事入札集計」より作成。
出所) 『工業経済新聞』54年4月28日、第2部。

業の受注機会は多いと考えられる。それでも、一握の大企業が落札総額の過半数を落札しているのであるから、幹線と終末処理施設のみを建設する流域下水道はさらに大企業の割合が高くなろう。

また、建設資材について見ても流域下水道は大企業の利益と結びついている。管渠工事に用いる下水管は公共下水道が内径1000mm以下陶管、鉄筋コンクリート管、塩化ビニル管を中心としているのに対し、流域下水道は内径1000mm以上鉄筋コンクリート管やセグメントを中心としている。鋼材についても、単位事業費あたりの使用鋼材量を推定³⁾してみると、公共下水道が25.5t/億円であるのに対して流域下水道は44.5t/億円に達し、同じ額の事業費であっても、流域下水道の方が経済に与える効果は(大企業の立場から見れば)大きいのである。

設備関係についても、ポンプ場や終末処理施設の規模が大きくなればなるほど、大企業でなければ製作できないものとなり、その建設、補修等は大企業の独占するところとなろう。

このように流域下水道は独占企業の利権とからんでおり、下水道技術はそのような利権の交錯の中で、前述の諸制度に規制されているのである。

〔注〕

- (1) 規模的には同じであっても、建設にあたっての考え方は全く異っている。なお、東京都下水道局は都市計画局から都下の流域下水道事業を委託されているため、以下の数字は都下の流域下水道事業を含むものである。
- (2) 継続的な共同企業体ではなく、一件限りのもので、大企業とその系列企業が共同することが多い。
- (3) 鋼材倶楽部「下水道建設における鋼材消費量調査報告書」

V. まとめにかえて

ところで、流域下水道、とくに終末処理場の建設をめぐる住民の反対運動は、建設省の流域下水道理論に対し、様々な方向から反論を提示してきた。その骨子は①流域下水道が必ずしも経済的ではなく規模の利益と同時に規模の不利益も持つものであること、②施設の彈力性を理由として工場排水を受け入れるのは古い「希釈の思想」であって真の水質汚濁防止の道ではないこと、③一方的な計画策定により処理場周辺の住民に二次公害を及ぼすこと、④広域行政の実質的な強制により自治が破壊されること等である。こうした反対運動と、その中で築きあげられてきた学習と理論によって、国民の前に流域下水道を中心とする政府の下水道政策の本質が明らかにされつつある。

しかし、反対運動の理論はややもすれば技術論議に終始する。技術的に技術システムを批判するならば、それは良いか悪いかの二者択一になりがちである。現に、反対運動の理論の一部には下水道そのものを悪とするような考え方さえ現われている。このような考え方方は一見ラディカルに見えて、広般な住民の下水道普及の要求を無視してしまうことになり、根本的に誤っていると言わざるをえない。

これまで述べてきたように、言わゆる「流域下水道」なるものは、法的な制度としての流域下水道と特定の広域下水道技術システムとが、様々な諸制度のわく組みの中で、密接に一体となったものである。流域下水道の問題点として指摘されている点の多くが、その裏に行財政制度の問題、ひいては経済体制の問題をひそませているのである。そのような流域下水道の本質を規定している問題を抜きにして、流域下水道一般を論じることはできない。

現在争われている問題は、都市化の波にあらわれ、基礎的な生活手段さえ与えられていない広般な住民の生活を守り、住民自治を発展させていくか、あるいは、下水道を国の地域開発政策に従属する、制度的・技術

的独占に規定されたシステムとして位置づけ、独占の資本蓄積と利潤抜得の手段とするかという問題である。投資の流れを変え、民主的な下水道行政を確立することこそ、住民運動の目標であるべきであり、流域下水道一般を否定することではない。

もちろん、下水道事業の資本主義化という本質を持った下水道政策に基づく現在の「流域下水道」に対する反対運動をぬきにして、民主的な下水道の建設はありえない。しかし、運動を処理場予定地周辺の住民にとどめることなく、広般な地域住民の要求と結びつき地域全体の運動として闘っていかない限り、住民の生活を守り抜いていくことはできないであろう。住民が自らの下水道政策を掲げ、地域の自然的・社会的条件にかなった下水道の建設へ向けて、運動を広げていくことこそが、現在もっとも望まれていることなのである。

〔注〕

- (1) 流域下水道の実務的・技術的問題点については『公害研究』第7巻第1号（特集「下水道行政の批判」）所収の諸論文のほか、次の論文・著書を参照されたい。

宇井純「構造汚職ささえる公共経済学」『週刊エコノミスト』1976年6月1日号、52—57ページ
下水道問題担当専門委員報告『東京都と下水道』1973年10月。

山田健二「流域下水道の投資における問題点」『下水道協会誌』第14巻第162号、1977年11月、10—24ページ。

- (2) これまで発表された体系的な政策としては次のようなものがある。

中西準子・杉渕武・益永茂樹・大橋正彦・林秀樹「現行下水道方式の批判と対案」『公害研究』前掲。

日本共産党「下水道を早くつくるために」『理論政策』No. 136、1979年5月10日、56—60ページ。

全日本水道労働組合下水道特別対策委員会「下水道政策の基本草案」1977年6月。

（筆者 東京都下水道局職員）

国家独占資本主義論争と国家独占の概念

芦 田 亘

はじめに

小松善雄氏が、レーニンにおける国家資本主義、国家独占、国家独占資本主義の概念の発展を追跡して、これらの概念の理解におけるこれまでの「混乱」「間違い」を正し、これらの概念の意味すべき内実を厳密に規定しようとこころみられている¹⁾。氏自身は、これらの論文で現代における国家独占資本主義の展開を理論的に概括して、積極的に氏の国家独占資本主義論を打ち出そうとされているわけではない。しかし最近再び国家独占資本主義論の包括的で体系的な理解、あるいは国家独占資本主義として現代資本主義を規定することの有効性をめぐって議論がおこされているので、氏のレーニン理解は完全な曲解の産物であるとしても、氏の論文そのもの、氏がレーニンの国家独占の概念そのものをめぐる議論を提起されたこと自身が、現代の国家独占資本主義論争に重要な一石を投じたことは確かである。すでに儀我壯一郎氏が、今年の社会政策学会での討論や『経済』誌上で小松氏の論文を積極的に評価されている²⁾。今後国家独占の概念、その内容と発生史をめぐる論議が国家独占資本主義論争史に一つの新しい局面を開くものとなることが期待される。

そこで、ここでは小松氏の研究をとりあげながら、国家独占の概念の内容と発生史についての従来の議論を整理し、深めてみよう。

I. 小松氏の国家独占、国家独占資本主義の概念

小松氏は、国家独占を、手嶋正毅氏のように「金融ブルジョア国家が独占体と結びついて行使する国家権力の支配力」とか、池上惇氏のよ

うに「独占体の営業の自由の国家権力による法的確認」という外延の広い、広漠たる概念でとらえるのは、「概念の拡張適用」であると批判する。簡単にいって氏は、レーニンにおける国家独占の概念の内容を、煙草などの国家専売（財政専売）、鉄道・郵便・貯蓄銀行・産業国有企業などの国有国営企業、砂糖・石炭などでの国営シンジケートや様々の経営組織形態をとる国営企業一般としてつかまれていたと理解している。それゆえ国家独占は、「基本的生産手段、流通手段の国家による占有（経営）、所有としてとらえられ」、それらが「企業形態をとって組織される場合」を意味するだけとなる³⁾。

国家資本主義の概念は、国営企業としての国家独占を中心にして、さらに広く公私混合企業、強制シンジケートなどを含む実態をあらわすものとされる。普通理解されているように国家資本主義を一つの経済体制概念として、あるいは国家独占資本主義と同一の概念とすることは誤りであるとされる。広義の国家企業という企業経営形態にあらわされる一つの生産関係、経済関係、これが最終的にレーニンによって確定された国家資本主義の概念の内容だとされている。氏によれば、レーニンの国家独占、国家資本主義の両概念の区別と共通性は次のように考えられるということになる。

「国家資本主義、国家的独占とも、国家による経済的機能の掌握、したがって生産、流通手段の国家的占有（=経営）・所有の観点からみられたところの同一の経済形態規定に属するということ、しかし第二に国家的独占は、そのような同一性をもちながらも、経営形態としては基本的には国営企業についていわれるのであるから、概念としては混合企業、国公営企業等

をも包含する国家資本主義よりも狭義のものという関連にたつということである。いいかえれば国家資本主義の範疇に属するもののうち、国有国営企業をふくむ国営企業という高度な発展形態をとる経営—所有形態のものがとくに国家的独占としてとらえられているということなのである。⁴⁾

そのうえで氏は、レーニンにおける国家独占資本主義の概念を次のように確定する。「レーニンにあっては、いまみた意味でとらえられた国家独占が国家独占資本主義の根本規定、移行のメルクマールとされている」のであって、国家独占資本主義は「文字通り『国家独占的な資本主義』としてとらえられ、概念化されている。⁵⁾ そこから、財政金融制度や国家の統制一般をも含めて、独占資本主義の段階における国家の経済への介入と規制の総体から国家独占資本主義の運動法則を解明し、国家機構と独占体の機構との結合、それによる国家の独占資本への従属を国家独占資本主義の経済的本質と考える傾向、いいかえれば、「国家・独占資本主義＝『国家プラス独占資本主義』」と国家独占資本主義の概念を特徴づける立場（この立場は島恭彦氏によって代表されている）は、レーニンからの背反と断罪される。レーニンというよりも氏の理解する国家独占資本主義の概念は、シンジケート、カルテル、トラストという私的独占組織が国営化され、「単一の経済的国家機構により国民経済そのものが指導・規制される一経済・社会体制」ということになる⁶⁾。国営企業としての国家独占が支配的となって、国家独占の单一の機構によって国民経済が運営される経済体制というものは、現実には戦時経済体制においてしかみられないものである。小松氏によつてそれと明示されてはいないが、氏の国家独占資本主義の概念は、戦時統制経済において実体をもたされ、それを資本主義の発展した経済体制の概念へと概括したものであるということができる。

このような小松氏のレーニン理解を、逐一レーニンの文章をとりあげて検討することは意味

をなさない。小松氏の問題にするのは、レーニンにおける諸概念の成立・発展であるが、そうであるならば、レーニンが第一次大戦前後の資本主義の巨大化変化の諸現象、ここではたとえば、戦時経済統制の巨大な機構や強制シンジケート化、全般的な労働義務制などの成立をとりあげ、それらを分析して、資本主義の基本的な発展法則に關係づけて、国家独占、国家資本主義、国家独占資本主義という一般に広く使用されていた用語法を加工しながら科学的な概念を確立し、これらの諸概念の経済的本質を剔出していった過程をこそ何よりも中心にとりあげて議論すべきであった。これをおこなわずに、逆に氏は、レーニンの科学的概念を、分析の対象とされた現象にひきもどし、そしてこの現象形態をレーニンの概念の実体、経済的内容にするという作業をすすめられているだけである。一貫した氏の方法は、例えば郵便・鉄道は国家独占だとレーニンが言う、郵便・鉄道は国有国営企業である。それゆえ国家独占はレーニンにあっては国有国営企業が意味されていた、という類である。これでは、氏がレーニンの論述を年代史的に追跡してレーニンの科学的概念の成立史の研究を目されていながら、無残にも、自分勝手に、自分の国家独占、国家資本主義、国家独占資本主義の概念の理解に役立つレーニンの文章をかり集める作業に堕してしまうこととなる。それゆえ、ここでは、レーニンの諸命題を小松氏の引用に従いながら逐一とりあげて検討することをやめ、小松氏のレーニン理解の方法を批判することにしよう。

Ⅱ. レーニンの科学的概念からの大巾な後退

第一に、国家独占資本主義の概念についてである。レーニンの国家独占資本主義についての限られた理論展開においては、当時の第一次大戦前後の歴史的な状況にあって、ドイツなどの戦時統制経済の諸現象が強く影をおとしている。しかしレーニンは、戦時経済の現実の豊富な展開から資本主義発展の一般理論をひきだそ

うとしているのであって、戦時統制経済を純粹化して国家独占資本主義の概念をつくりあげようとしたのではない。たとえば、レーニンは、軍需を中心に統制された戦時経済は、独占資本による国庫めあての生産であり、生産の計画性は最高の段階に達するが、同時にこの計画性は独占資本の計算可能性を強めるだけであり、自由競争と独占の矛盾を激しくして、投機的な超過利得を保障し、結局のところ官金私消の巨大な体制をつくりだすものであると結論した。レーニンにおいて国家独占資本主義の本質の一側面が、戦時経済統制の代表的な形態からこのようにしてとりだされたことが重要なのである。レーニンが着目したこの側面は、戦後の平時経済において、戦時とは違った財政金融政策の統制の形態をつうじても貫徹していっているのであり、国民経済への官僚的規制をつうじた独占資本による官金私消と投機的利得の保障の体系として国家独占資本主義の重要な側面をつかむことが、現代の我々の引継ぐべきものであって、レーニンが対決した対象、ここでは軍備調達と原料資源等の割当制のみを国家独占資本主義の特徴、マルクマークとして確定することではないのである。現代においてはこの側面が国営企業だけでなく財政の投融資化現象のうちにも貫徹しているとするなら、国家を従属させた独占資本の支配の体制として、すなわち国家プラス独占資本主義として現代の国家独占資本主義を特徴づけることが必要となる。

ところが小松氏にあっては、レーニンの理論的な普遍化の作業によってえられた国家独占資本主義の概念が、戦時統制経済における企業の経営組織形態、国民経済の統制組織の特殊な形態に再びおきかえられているのである。その結果、氏は、当時の戦時統制経済の体制への発展過程を純粹化して現代資本主義像を「国家資本主義的トラスト」としてつくりあげたブハーリンとだぶらせてレーニンの国家独占資本主義の理論を理解することとなる。すなわち氏によれば、「レーニンはブハーリンの『国家資本主義トラスト』論に触発され、戦時における国家資

本主義の成長・展開に改めて重要な意義を認めにいたったといえるのであり、この意味で、事態把握についてはブハーリンがレーニンより先行していた⁷⁾し、また「レーニンのブハーリン批判には二つの側面、二条の軸線があり、過渡期国家論の領域における半無政府主義的な『国家爆破テーゼ』につながる側面については正面から批判しつつ、戦時経済の『国家資本主義トラスト』論的把握にたいしては、疑点をもちつつも、レーニンじしん国家資本主義、国家独占体への着目というかたちで受容していっている」⁸⁾と評価される。レーニンは、ブハーリンの「国家資本主義トラスト」論における純粹体としての帝国主義の理解を批判し、ブハーリンは自由競争と独占の絡みあい、私の独占と国家独占の絡みあいとそれによる矛盾の激化を理解していないと批判している。小松氏によつては、この批判が注目されず、レーニンによるブハーリン克服の要が、国家資本主義と国家独占資本主義の用語の区別にあるとされるだけである⁹⁾。先にもみたように国家資本主義は、レーニンによって体制概念としてではなく、国営会社や戦争会社、強制シンジケートなどの経済関係に限定して使われ、体制概念としては国家独占資本主義の用語が確定されたというおそまつな結論となる。

そこで、第二に、国家資本主義の概念の問題から氏のレーニン解釈の方法をみておこう。

国家資本主義とは、レーニンの当時にあっても普通には、国家が国有企业や税財政制度をつうじて資本主義を修正し、国民経済が共同経済的に運営される、そういう一つの改革された資本主義の理想型を意味していた。資本主義的に経営管理される国有企业などを狭く国家資本主義、あるいは国家資本主義的企業と呼ぶことができても、国家資本主義の用語そのものは、資本主義経済の一つの発展段階を特徴づけて呼ぶ、その意味で氏のいう「体制概念」であった。マルクス主義は、ドイツやロシアの後発の資本主義国において絶対主義的な国家の経済活動が大きな比重をしめ、また発達した資本主義国で

国家の経済への介入が強まつたことを前にして、国家資本主義の用語を採用して資本主義の発展を特徴づけてきたのである。しかし、現実の国家資本主義は、ブルジョア的な改良主義者たちのかかげたように、国家と経済が調和し、修正された資本主義の純粋の、完成された像をしめしているわけではない。そこでは、通俗的な国家資本主義の用語を現実の資本主義の態様の分析をつうじて科学的な概念へと加工することが重要な問題となる。レーニンのブハーリン批判の要もこれに関連する。単なる用語の意味する実態の範囲の限定が問題だったのではない。この本筋からはずれてレーニンの国家資本主義の概念の発展を跡づけることはできない。

レーニンは、ブハーリンが純粋な帝国主義、純粋な独占、完成した国家資本主義を理論化し、現実の矛盾をもった帝国主義、国家資本主義を無視していること、国家資本主義の経済的な核心を見失って、国家資本主義の用語を採用しながらそれを科学的な概念に仕上げることを忘れていることをこそ批判しているのである。ブハーリンは、資本主義的生産が株式会社から発展して、個々の生産部門がトラストの形態で「ひとつつの統一的な高度に組織された集合体」へと結合されるまでに集積していき、さらには金融グループと国家のもとで、全体としての「『国民経済』は、ひとつの強大な、結合したトラストに転化する」と主張し、そのような国家資本主義を資本主義の「もっとも『完成した』一種」だとした¹⁰⁾。これに対してレーニンは、『評注』で、「この国家資本主義の定義。株式もトラストもない（そしておそらく独占もない）資本主義の定義は、とても正確なものといえまい。著者は、具体的な核心も経済的な核心も、どちらも与えていない」としている¹¹⁾。ここに国家資本主義の用語の俗流的な採用と、レーニンによる科学的な概念への加工との決定的な違いが示されている。レーニンのこの批判は、1917年の4月全国協議会での綱領論争において、ブハーリンらの純一体の帝国主義、純粋の独占の主張に対する批判へと結実している。そこでは、レ

ーニンは、「純粋の独占ではなくて、交換や、市場や、競争や、恐慌とならんで存在する独占」が、「競争から独占への過渡」、「成長しつつある独占」が、またそれが資本主義の矛盾を複雑にし激しくしていることが、帝国主義の本質的な特質なのであると明快に結論している¹²⁾。

しかも、レーニンは、『評注』において、ブハーリンが独占資本主義の時代の国家資本主義を対象としていることに注意をむけず、一般的な国家資本主義の用語を多用していることを批判して、「すなわち独占資本主義のもとで（がいして、著者は、かなりたびたびこのことを忘れる）」とコメントしている¹³⁾。それゆえ、国家独占資本主義の概念は、小松氏の言うように国家資本主義の用語に替えるためではなく、独占資本主義のもとでの国家資本主義であることを明示するために使われていると考えるべきであろう。ちなみに、4月全国協議会では、「戦時国家—国家独占資本主義」と表現されている¹⁴⁾。

もちろん、国家独占資本主義の経済的核心が独占一般から転化した国家独占にあることは言うまでもない。それゆえ、独占・資本主義の国家独占・資本主義への転化として理解することも誤りではなく、そのような用語法に特に異論をとなえることもないだろう。しかし、それは、国家を従属させた独占資本の支配の体制として国家独占資本主義を全体として分析することの意義が認められるかぎりのことである。小松氏のように、国家独占を、国営企業という具体的な経営組織形態を意味するものとして限定し、独占一般と対比される普遍的、一般的な概念としての意味を抹消してしまい、そのうえで国家独占という企業経営形態が支配的となった資本主義として国家独占資本主義を理解することは、レーニンからブハーリンへの大巾な後退を示すものである。また、後にみる宇佐美誠次郎・井上晴丸・島恭彦氏らによる国家独占資本主義研究の成果は、このような理解への批判のうえに出発し、発展させられたのであり、小松氏にはそれが理解できないようである。

ともかく、第三に、小松氏の最大の問題点は

国家独占の概念の理解に集約されていることが明らかである。ここでも、レーニンにおいては通常の国家独占 (Staatsmonopol) の用語が科学的な概念に加工されていったのであり、このことを小松氏は理解できず、逆にレーニンの国家独占の概念を通常の用語法に後もどりさせただけである。氏自身もいっているように、氏の主張は、国家独占が「実体としては国営企業を意味するという平凡な事柄に帰着する」¹⁵⁾ のである。しかも国家独占の経済的範疇としての特質も、国家による生産・流通手段の占有（経営）と所有、それらの国家資本としての運動、すなわち「企業家としての国家」にもとめられていて¹⁶⁾、カルテルなどの私的独占体にかわって国家が一産業部門の生産と流通を独占することの経済的な意味が問われているわけではない。

もともと、普通には Monopol (独占), Staatsmonopol (staatliches Monopol 国家独占、国家的独占) は、専売や国営企業を意味した。『新ブロックハウス百科辞典』では、「国家独占：国家によって経営される企業（公企業）、そこでは商品の生産と販売が国家のもとに留保されている」と¹⁷⁾、小松氏の国家独占の概念なるものが、余計な字数をつかわざ簡単明瞭に表現されている。東ドイツにおいても、日常的用語としては、国家独占は、「課税目的のために特定の商品を専一的に生産し、販売する資本主義国家の権利」とされている¹⁸⁾。

それでは、レーニンが、このように古くから専売を意味してきた、現代の日常的用語としては産業国有化企業を示す国家独占の用語をどのように現代資本主義の経済的核心を示す経済的範疇へと加工しているのだろうか。これを、小松氏が批判の対象として中心にとりあげている手嶋正毅、池上惇氏の国家独占の理論の展開の検討をつうじてみていこう。

III. 国家独占資本主義論争と国家独占

小松氏は、宇佐美誠次郎・井上晴丸両氏（『国家独占資本主義論』1950年）と島恭彦氏を、

国家独占の概念を放てきして国家・独占資本主義として論を立てた代表者とみなしている。もちろん、国家独占資本主義論の経済的核心としての国家独占の概念を放棄する結果になったにしろ、より重要なのは、両氏の課題が、国家独占=国営企業を基軸にすえて国家独占資本主義論を展開する狭い視野をのりこえて、現代資本主義における多様に展開する国家の介入を総体として分析する研究に重要な出発点をあたえたことである。これによって、国家独占=国営企業の領域を越える国家の経済活動、すなわち特に国家資金・国家資本の運動と管理通貨制による通貨・金融統制、さらにそれらを支える国家機構と官僚制の役割りとそのなかで変貌する地域と住民自治の意味が問われ、それらが戦後の国家独占資本主義の重要な特質として分析されることができたのである。我々にとっての課題は、この方向での国家独占資本主義の実態分析による豊富な研究成果のうえにたって、国家独占=産業国有化企業、あるいは国営企業とする理解を再検討することでなくてはならない。

いうまでもなく、戦後日本の国家独占資本主義研究の礎石をおいたのが宇佐美・井上両氏の功績である。両氏の業績は、レーニンが第一次世界大戦の戦時国家独占資本主義を「全国家的規模での生産と分配との調整、全般的労働義務、強制シンジケート化（企業連合への統合）等々」として特徴づけたことを確固たる出発点にして、戦時から戦後危機における日本の国家独占資本主義の成立と発展と平時への転換を総体的に分析することをめざした。そのなかで、国家独占資本主義成立のメルクマールは、流通部面のみでなく生産部面にまで国家の統制がおよび、国家による商品の生産と流通の独占が成立することにもとめられている。すなわち「いま再び権力は公権力のまま独占体によって生産機構の内部につれ戻される。国営企業、設備供与、資本・資金供与、食糧供出、配給制、労働義務制等々の形態を以て。これを根柢に国家の経済に対する干渉は広汎化する。かくて独占資本主義は国家独占資本主義に移行する。」¹⁹⁾ 具

体的には、重要産業統制（1931年）による「私的・自主的カルテルに対する法的強制力の裏打ち」から、重要産業統制法の改正（1936年）による独占体のカルテル結合の強化とカルテル協定違犯者あるいはアウトサイダーに対する設備の新設・拡張の抑制への国家権力の投入への発展、さらに鉄鋼業での銑鉄生産高で92%を独占する財閥との混合企業・日鉄（1933年）の成立、そして電力国管への動きが、戦時国家独占資本主義への移行の開始をしめすものとされている²⁰⁾。ここでは明確に、産業国有化と強制カルテル、資源割当制と為替独占という戦時に典型となる国家独占が問題とされている。しかし両氏の国家独占資本主義の標識全体についての理解の特徴は、このような形態としてのみ理解されていた国家独占だけでなく、より広く国家統制、あるいは国家の経済統制的・調整的機能としてつかんだことである。すでに戦時において西欧先進国とは比べられない資本蓄積の低位と資本調達の困難から、多様な形態での国家資金・国家資本の調達と投融資を必要とし、この部面での国家の経済活動は戦後危機においてあらためて強化されていく。そこで両氏は、日銀、特殊会社の形での財閥と国家資本との混合出資、公団・公庫などの政府出資法人、植民地經營への投資、大蔵省預金部資金と特殊銀行の拡大にしめされる国家資本の運動の重要な役割に注目し、強制カルテルなどとして理解されていた国家独占（「国家の生産機構へのひきずり込み」と表現されている）とならんで、この国家資本の運動をも国家統制の重要な一翼として位置づけている。

このように国家独占資本主義の経済的核心を国有企業、強制カルテルだけでなく広く国家統制としてつかむことによって、同時に、戦時国家の巨大な力を全体としてつかみ、国家の財閥資本への従属を明確にすることができた。しかし、逆に、このことは、国家統制によって国民経済を全面的に単一の機構に組織するという戦時国家独占資本主義の一面向的な理解（ヒルファーディングの「組織資本主義」論とブハーリン

の「国家資本主義トラスト」論）との違いを明確にし、さらに国家独占資本主義を社会主義の物質的基礎であるとするテーゼとの整合性が欠けるとする批判に答えなければならないことを意味していた。そこで両氏は、国家とその政策からは区別された経済統制の機構を、「国家独占資本主義的ウクラッド（経済構造）」としてつかみなおし、このウクラッドが、私的カルテルなどの「私的独占資本主義ウクラッド」と並んで「独占資本主義的ウクラッド」を構成し、そこにおいて支配的な一翼をなすとした。「国家独占資本主義的ウクラッド」は、独占資本主義の拠点、巨大な経済的「管制高地」であり、同時に商品生産や非独占資本主義、あるいは私的独占資本主義の副次的な諸ウクラッドと併存して競争と資本主義の諸矛盾を激しくする²¹⁾。その点をウクラッド論によって明示したという功績は認められるとしても、なお次のような重要な批判点が当然惹起されざるをえない。一つは、この管制高地を、そのまま人民民主主義権力が引継ぐことができるかという疑問である。二つは、当時すでに出ていたように、国家独占資本主義的ウクラッドを支配的とすることによって独占資本の支配、独占資本主義の支配的な位置が否定され、戦後の平時における国家独占資本主義の展開を見通しえないとする批判である。これについて両氏は必ずしも明快な解答を準備されていたわけではない。この批判と問題に解答するには次の方向で議論が深められなければならなかった。第一に、国家権力による経済統制から統制の機構を、つまり国家政策・統制法から強制カルテル組織や政府出資法人などの諸機構を区別するだけではすまない。またこれら統制機構と独占資本の機構との癒着によって独占資本の支配を明らかにするだけではどうしても不充分である。一步すんで、これら統制機構によって行われる経済統制の経済学的な内容、この内容における私的独占との関係すなわち国家の統制機構との癒着をつうじる独占資本の支配の経済的基礎が問われなければならない。このことは、レーニンが帝国主義、金

融資本の支配の奥深い経済的基礎と位置づけた独占，そして独占一般から転化し，私的独占と絡みあう国家独占を正面からとりあげることを意味する。そのためには，国家独占を，国有化企業や強制シンジケートの具体的な形態におきなおす，それに限定して理解するのではなく，金融資本の支配の内容を示す経済的範疇としてつかみなおすことが必要となろう。戦時から戦後にかけて統制の方法と機構は変化するとしても，私的独占を法認し，独占を強化・補完する国家独占は存続し，発展する。国家独占こそ，経済統制の経済的な内容であり，金融資本，独占資本の支配の経済的基礎である。第二に，国家の統制機構をウクラッドとして総括することは，この統制機構を支配し，独占資本と人的にも様々な網の目をつうじて結合する国家官僚制の問題を脱落させることとなる。それでは，移行過程における民主主義の徹底をつうじた官僚制解体の重要な課題をぬきにして，管制高地を人民権力がそのまま引継ぐという結論を許すこととなろう。レーニンは，『さしつまると破局，それといかにたたかうか』において，国家独占資本主義のもとで官僚的規制によっておこなわれる国家独占が私的独占の営業の自由の楽園と独占資本の超過利得を保障するものであることを述べ，この不徹底な，官僚制による国家独占と，人民民主主義権力による真の徹底した国家独占，資本の営業の自由と営業の秘密に対する真の民主主義的な規制とを明確に対比させた。我々は，レーニンの官僚制と国家独占との関係についての指摘に注目しなければならない。

しかし，宇佐美・井上両氏の国家独占資本主義論は，ツィーシャンクに始まり今井・井汲氏らによって展開された生産関係社会化論に対する批判のなかで，このような方向への発展をさまたげられたと考えられる。色々なヴァリエーションがあったにしろ，生産関係社会化論は，国家独占資本主義のメルクマールである国家独占を国有企業としてまずつかみ，そのうえで，エンゲルスの有名な命題，すなわち，生産力の発展は生産の社会的な性格の承認を資本にせま

り，企業経営形態・所有形態が個人企業から株式会社，トラスト，国有企業へと発展するという命題に依拠し，それを曲解しつつ，国家独占資本主義と国家の経済管理が，生産力の発展に応じて社会化された一つの生産関係を示すのだと主張した。国家独占の概念の問題に引きつけて言えば，このような主張に対する批判は，宇佐美・井上氏が切開かれた地平を継承・発展させて，国家の独占資本への従属，経済統制とその機構と結合した独占資本の支配，国有企業にとどまらず戦後国家独占資本主義において決定的な役割をなう国家資金・国家資本の重視という，そのかぎりでは正しい指摘によっておこなわれたのである。

この論争を総括しつつ，その中で確認されてきた国家独占資本主義の諸概念をもっとも簡潔・適確に整理されているのは島恭彦氏の論文である。そこで島氏は，国家（国家的独占）と独占資本（私的独占）とが「絡みあい」「癒着」するということは形態規定であり，国家権力・国家機構が独占・独占資本に従属することが本質なのであるとして，次のように正しく総括されている。「国家独占資本主義は，国家権力を自己に従属させている独占資本の支配体制である。または国家（国家支出，国家投資信用，国有企業その他の国家の経済管理）によって補強されている金融寡頭制である。」さらに，戦後の日本の国家独占資本主義の運動の具体的な分析と研究をふまえて，現代の国家独占資本主義を特徴づけるものは，国有企業の部面よりも，投融资の部面での国家の経済活動であるという重要な結論を導びきだされている。「国家独占資本主義または国家の経済管理の特徴は，国有企業にあるのではなく，国家の貸付資本をふくむ国家資本または国家資金（財政資金）によってあるいは市場を提供し，あるいは産業基盤をつくり出し，あるいは直接設備投資を促進したりして，独占利潤を保証し，金融寡頭制を補強することにある。」²²⁾

ここに宇佐美氏・井上両氏によって出発点を与えられた国家独占資本主義研究の一つの最良

の理論的な総括を見ることができるが、それでもなお、我々は一歩すすめて、この国家独占資本主義の経済管理の経済的内容、国家を従属させた独占資本の支配の経済的基礎は何かという問を持ち出さざるをえない。この問は、生産関係社会化論者が泥水のなかに引きずり落した国家独占の概念を掬い出して洗い直すことによってしかたされない。

レーニンの国家独占の規定をあくまで注目し、宇佐美・井上両氏から島恭彦氏にいたる国家独占資本主義の研究の発展をふまえつつ、国家独占の概念をこの泥水の中から掬い出そうと努めてこられたのが、手嶋正毅、池上惇の両氏である。そこで次にこの両氏の主張をみていき、国家独占の概念の内容と発生史を検討していく。

IV. 国家独占概念の内容と発生史

従来の国家独占資本主義論争においては、レーニンの諸文献にもどって国家独占の概念そのものの理解をめぐって論争することがおこなわれてこなかった。このことについての認識で小松氏が正しいことを認めないわけではない。しかし国家独占資本主義論争の最良の成果をふまえつつ、レーニンの帝国主義論の理解を深めて国家独占の理論を展開する研究がつみかさねられてこなかったわけではない。個々の論者の個々の文言をとり出しながら、この研究の発展を無視するというのが小松氏の一貫した方法である。氏の狭い視野には、この研究の発展が、国家独占の概念の無限定化、外延化、無概念化としかうつらないのである。そもそも我々にとっての課題は、国家独占の概念の内包する範囲を、国有化企業や強制シンジケート、あるいは公益企業統制や国家資本の具体的な現象に拡大したり、そのうちの特有の現象に限定することではない。前章で引きだされたように、国家の経済統制・経済管理の経済的内容、金融資本・独占資本の支配の経済的基礎をしめす一つの社会的な関係として、国家独占の概念を確定することである。

手嶋氏は、従来不間に付されてきた、国家独占が私的独占の運動から必然的に発生する資本主義の内的法則性をとりあげ、その法則性を独占利潤の運動、特に独占資本の自己矛盾の集中的なあらわれである独占利潤率の傾向的な低落にもとめられた。氏の国家独占資本主義研究にはたされた大きな貢献もこの点に関連してであるが、ここはそれを検討する場所ではない。我々がここで問題としてとりあげなければならないのは、国家独占の本質についての氏の理論的な成果である²³⁾。

自由競争と私的独占の支配の基礎のうえに展開する国家独占は、当然、私的独占の力を國家権力とその諸機構をつうじて補強・補完するものとしてしかあらわれえない。そこで氏は、国家独占を、産業の国有化や強制カルテルという明白な産業部門の国家独占の形態だけでなく、広く税・財政・金融の制度や企業統制などの形態をつうじてもおこなわれ、私的独占と一体に絡みあってあらわれる国家独占としてつかみなおされている。不換銀行券の発行の国家独占と国際決済手段の統制を基礎にして打ち立てられた管理通貨制という通貨・金融の国家管理のシステムは、開発銀行、輸出入銀行などの政府系金融機関と財政投融資資金の運用とつながり、産業企業に対して、利子歩合、融資額、融資割合などの統制の機能をなったり信用創造もおこなって、私的独占資本の生産カルテル、販売カルテル、輸出入カルテルの維持と隠密な形成に強力な補完的作用をおよぼす。それによって独占資本に独占利潤の保障と強力な対内的、対外的な競争手段が提供してきたのである。このような関係は、国防調達や国有企业、行政手段の購入という国家市場の形態、為替や通貨、国債の国家管理、事業規制と公定価格制度などにおいてもあらわれる。手嶋氏は、国家の経済活動のこの諸部面をつうじた私的独占の補強と補完を国家独占として概括されたのである。氏は「国家独占は、一つの体系的な機構を形成する」として、「国家所有とそこから派生する国家市場、国家管理、政府統制（調整）」がそれぞれ

環となって「国家独占の連鎖」が成立するとまとめられた。現代国家は、この「国家独占の連鎖」の全体を通じて独占資本の支配の基礎を提供し、国家部門の労働者の搾取、流通上の諸費用と社会的費用の節約、独占資本のための低利の投資資金の調達、剩余価値の実現と超過利得の保障をおこない、危機のもとでの独占利潤の傾向的な低下を阻止しようとするのである。そのため独占資本は、政治制度、官僚機構をつうじてこの国家独占のための機構を直接的、間接的に従属させ、国家資本の管理・処分権を占有し、公金を私消するのである。

このような論理の展開のうえに、氏は、国家独占の本質を、独占体の経済的権力と国家の力を一つの経済機構にむすびつけることによって形成される支配力であり、独占資本の経済的支配の手段であるとされた。これによって、生産関係社会化論の曲解のなかから国家独占の概念が救い出されたのであり、国家独占資本主義の経済的核心としての国家独占の理論を発展させる確かなベースが敷かれたのである。

しかし問題はそれだけにとどまらない。以上のような理解は、独占資本主義のもとでの国家の経済的諸活動の内容を国家独占と総括したにすぎないという批判をひきおこす。国家独占の経済的な意味とともにその発生史からも国家独占の本質を規定していかねばならないのである。そこで氏は、国家商品市場となり、破産した産業を救済し、あるいは先端産業の開発をになう国有企業とともに、中央銀行、財政投融資、政府系金融機関からなる国家的銀行資本、国家資本を含めて国家所有とまとめ、「国家独占の基礎は国家所有である」とされた。氏のねらいは、資本主義的私的所有の発展に着目して、国家独占の発生史を説明することであった。この国家所有を独占資本の共同所有と規定し、資本主義の枠内での私的所有の社会的性格の発展の最高の段階をあらわすとみたのである。しかしそうして形態の発展をみるかぎり、国有化企業を国家独占の典型的な形態とすることに逆もどりし、しかも、国家独占の背後にある国家権力の

問題を曖昧にすることになる。国家独占の発生史、歴史的位置をみると、資本の所有と経営の形態、国家所有の領域に限定せず、資本主義的所有そのものに対する国家権力の関係の歴史的な発展をみなければならない。この方向へと国家独占概念の理解をすすめられたのは池上惇氏である。氏の着目されたのは、国家と官僚機構と資本の営業の自由との関係の発展である²⁴⁾。

商品生産の発展と資本主義的生産様式の成立は封建領主と絶対主義国家のもつ事業の営業特権を、私有財産権と徵税権に、資本の営業の自由（私有財産権と財産の使用・収益・処分の自由）と、専売（Staatsmonopol 営業の独占権を付与して国家が収益権を留保する）をも一環にくみこんだ近代的租税制度に分裂させる。絶対主義の国王権力は、16世紀以降イギリスに典型的にみられる初期独占を初めとして、同業組合に対して営業独占・特権を付与して逆に種々の税・手数料・国王財政への特別支払いを賦課し、営業の自由を抑圧して競争を制限するという営業規制の体系をつくりあげたのである。この封建的独占は、資本主義的商品生産の発展と市民革命をつうじて否定され、営業の自由にもとづく自由競争の支配が確立していく。逆にこの独占は、専売（Alleinverkauf としての Staatsmonopol）としてタバコ、マッチ、火酒などの事業分野に限定されて、租税制度の一環に組みこまれていったのである。資本主義的な生産の集積のうえに近代的独占が成立するが、この独占は封建的独占への単純な復活ではなく、競争を前提にし、自由競争との矛盾のなかで強化される独占である。自由競争と近代的独占との矛盾は、一方で資本主義の諸矛盾を激化させ、他方で住民の民主主義と独占資本の無制限な営業の自由に対する規制を求める運動を高めるのであり、そこから工場法のあらたな展開、産業国有化と独占規制法、公益企業統制や特許会社、事業の許認可制などの一般的法律による営業の自由への規制がおこなわれ、税・財政・金融の管理の意味も大きく変化する。これらの法制度

と統制の機構による規制は、自由競争と並存し私的独占の営業の自由を否定するものではない。それは、部分的に営業の自由と営業の秘密を規制しながら、合法的に、あるいは官僚制度をつうじて隠密に独占資本の営業の自由を法認する。たとえば、独占規制の制度は、輸入カルテル、不況カルテル、合理化カルテルなどの私的独占を合法化し、公益企業統制は、交通、電力、地域・都市開発において特定企業に法的・地域的独占を付与する。事業の許認可制は、事業部門への企業の新たな参入と過当競争を防止して、独占資本による中小・下請企業への支配を補強する。また、道路、住宅、工場立地、電力や水などの資源・エネルギー開発などの部面での自治体の枠をこえる広域の地域・国土開発、また植民経営や海外資源の開発は財政投融資と政府出資法人、公社混合企業の形での国家資本の格好の活動の場となる。この部面での国家の活動は、地域住民と進出相手国の国民の政治的な抵抗を抑えつけ、自治体の財政支出をひきだしながら、地域開発資本と銀行資本の独占的な営業分野を開拓し、独占資本に道路、水、電力などの社会的生産手段に対する利用と占有の便宜の独占を保障する。税・財政制度をつうじた私的独占への補強と補完も、上記の部面での国家統制と一体となり、全体としての国家独占の連鎖をつくりあげる。

池上惇氏は、このような意味でとらえられる国家独占を、「独占体の営業の自由権の法認」と規定されているのである。氏の主張から、「国家と官僚を従属させた金融寡頭制、競争と独占の矛盾、国家による営業の自由への官僚的規制、それによる私的独占の法認」という関連のうちに国家独占の内容と発生史をもとめることができる。レーニンは、『さしつけられたかうか』のなかで、戦時国家独占資本主義のもとでの国家独占の本質を、官僚制と国家による営業の自由、営業の秘密の規制、それによる私的独占の楽園と労働者の監獄としてつかんでいたのであり、ここに日常的用語法としての国家独占のレーニンによる科学的概念へ

の加工の結論が示されているといえよう²⁵⁾。

V. おわりに——ピンナーの告白

最後に小松氏のレーニンの文章に対する最大の曲解を解いておかなければならぬ。『帝国主義論』におけるドイツの「石油専売」「電力専売」に関するピンナーの論文からの引用についての曲解である。

レーニンは、第4章において、アメリカの石油トラストに対抗して、ドイツ銀行を中心としたドイツ金融資本が、「石油専売」「電力専売」を要求したことをとりあげている。そしてピンナーの「パンク」紙上での論評を「貴重な告白」として引用した。ピンナーは、「電力専売」は水力発電に手をのばした電力産業での大倒産が必至となったときにおこるが、それは巨大な水力発電をかかえて「破産に瀕している私的産業（電力コンツェルンのこと…筆者）を国家の費用で救済することに役立つにすぎない」と指摘し、この「電力専売」も国営による水力発電の経営困難から「国家によって統制される私的独占」に譲渡されなければならないであろうと述べている。レーニンはこれにコメントして、「金融資本の時代には、私的独占と国家的独占とはたがいに絡みあっている」（ロシア語は、переплетаются воедино、ドイツ語訳は、miteinander verflechten であり、ロシア語からは「たがいに」よりも「一体に絡みあっている」と訳す方がより原義に近い）ことがここにはっきりと示されていると述べている²⁶⁾。小松氏は、これを、「電力専売」=国家的独占、「国家によって統制された私的独占」=私的独占（国家的独占の解除形態）と区分し、両者の「絡みあい」を、電力産業が国家的独占となり、さらに私的独占にもどされるという時間的継起の関係として理解されている²⁷⁾。このような理解は、小松氏だけでなく普通の理解であることは否定できない。しかし、これを詳しくみればレーニンは、国際的な競争と経営危機のもとでは、電力産業は、もはやそれまでの単なる私的独占や古い財政専売によって経営されなくなっ

ており、新しい形の「電力専売」や「国家によって統制される私的独占」の形態のどちらをとるにしろ、そこでは私的独占と国家的独占の絡みあいが特徴となる、とピンナーの論評全体から結論づけているのである。

第一に、ここでいわれる「電力専売」 Strommonopol は、鉄道に示されるような全面的な産業国有化でもなく、煙草生産業者に特許を与えて生産させ、それを買いとて加工・販売するというような国庫収入を目的とした煙草専売のようなものでもない。ピンナーの文言を読めばわかるように、当時主流となっていた専売方式がとりあげられているのである。その方式は、当時のシャハトの案にもみられるように、大容量や小容量の水力・火力発電から高圧送電、低圧の都市での送配電の全面的な国有化ではなく、地域・自治体をこえておこなわれる大容量の拠点的な水力発電の開発と経営、そこから各地域への高圧送電網の建設・管理、電力コンツェルンと自治体電力会社への買電をライヒと州の国家が掌握するという内容であった。この専売によって、電力コンツェルンは、水力発電・高圧送電部門を国家に売却して、高額の補償による破産救済をうけるだけでなく、ピンナーも指摘しているように「契約」、すなわち専売会社からの高圧電力の有利な買電契約によって特別な超過利得を保障されるのである。また電力コンツェルンは、自治体からではなく、国家による地域的独占権を付与され、見返りに送配電の認可料・電力料金などの国家的な規制をうける。注目しなければならないのは、当時、自治体の領域をこえて支配する電力コンツェルンの独占的な高料金が住民の反対を強め、この私的コンツェルンに対する国家的な規制が要求されたことである。また、電動機の普及がすすみ、電力を消費する重化学工業の資本からは、電力独占、および道路権をもとにした自治体による料金などの規制と認可料徴収、それの地域的不統一がコスト増と競争条件の不平等をひきおこしているとして、電力独占への国家的規制が要求された。もちろん、発電原料としての石炭・

石油の産業独占者たちの利害の対立も存在した。ここに、何らかの形態での国家独占への転化をすすめる諸矛盾、自由競争と独占の矛盾がひそんでいた。しかも、自治体と住民は、道路権と水利権をもとにした送配電の計画的な規制の権限と認可料の徴収権が国家によって奪われることに抵抗し、そのような完全専売案に強力に反対している。

またこの「専売案」は、私的独占を前提にし、かつ住民への生活必需物資の直接的な販売は国家にうつすのでなく電力コンツェルンに委ねるということから、および財政収入を目的とせずに、逆に補償による破産救済と買電契約による超過利得の保障をおこなうものであるということから、単なる専売ではなくになっている。

このようにみてくると、「電力専売」においても私的独占と国家独占との一体的な絡みあいがしめされていることがわかる。

第二に、「国家によって統制される私的独占」は、それまでと同じ私的独占への単なる復帰ではない。国家は、いったん水力発電と高圧送電を国家の手にうつし、自治体による地域への送配電への規制と認可料徴収の権限を制限したうえで、また自治体の規制をうけずに高圧送電網から直接安価に受電する体制を電力消費の重化学工業資本に認めたうえで、再びそれらの部門を電力コンツェルンに譲渡する。そのうえで、国家は、電力コンツェルンに電源開発と送配電の地域的な独占を広域的に与え、その見返りとして電力コンツェルンは、開発や事業の認可、料金などの電力供給条件の面での規制をうけ国家的電源開発への協力を義務づけられよう。国家による地域的独占の法認をうけるだけでなく私的独占は、この営業の自由への規制をつうじて独占的利潤と政府資金・政府融資を保障されることになる。そのように理解するのが正しいとするなら、これもまた国家的独占であり、まさに私的独占と国家的独占の絡みあいであるということになる。注目しなければならないのは、この形態における国家独占の重要な意味の一つが、自治体と住民の自主的な営業規制の権限が

制限され、国家的に貸与されるものとみなされ、電力事業の規制・監督は国家によって独占されることである。

池上氏が、このピッチャーの論評とレーニンのコメントに注目されて、専売概念から国家独占概念への発展、国家による私的独占の法認としての国家独占という重要な結論を引き出されたことは、正鵠をえていたと言ってもいい。

ところで、この問題は、国家独占の概念の理解にのみかかわらず、国家独占の現実の発生の源の一つを解明することにもかかわっている。この事例が、地域における自由競争と独占の矛盾が国家の介入と国家独占を導びくという法則をしめしているのである。そもそも営業の自由とは、経済学的にみて、第一に、不払労働を搾取し、市場においてそれを実現する資本の権利という意味であるだけでなく、第二に、住民の地域における共同体的な諸関係、紐帯を解体しつつ、地域での住民の労働と生活の諸条件

(道路、河川など)を利用し占有する権利をも意味している。独占の成立と諸矛盾の激化は、とくに自治体を通じた住民の第二の分野における独占資本の営業の自由を民主的・自主的に規制しようとする運動をひきおこし、これらの社会的生産条件の広域的な開発と利用を必要とするまでに集積をおこなってきた独占諸資本との激しい対立をひきおこす。国家は、私的独占の営業の無制限な自由を規制する形でこの対立に介入し、住民の自主的な独占規制を制限・吸い上げ、国家的に私的独占の営業特権を法認するのである。しかもこのような国家独占の成立と発展の法則は、現在の地域開発・国土開発・都市開発において多様な形であらわれ、それが、政府投融資の活動の格好の場となっているのである。国家による住民の地域分割支配と資本による地域支配が国家資本の運動と結びついて国家独占の成立と発展を導びくのであるとも言えよう。

注

- (1) 小松善雄、レーニンの国家資本主義論、『立教経済学研究』第31巻第4号、1978年2月(A論文)

小松善雄、レーニンの国家的独占概念の検討、同第32巻第1号、1978年7月(B論文)。

小松善雄、レーニンの国家独占資本主義概念について、同第32巻第4号、1979年3月(C論文)。

- (2) 儀我杜一郎、全般的危機と国家独占資本主義、『経済』1979年10月号。
- (3) B論文、162頁。
- (4) 同上、170頁。
- (5) C論文、98頁。
- (6) 同上、92頁。
- (7) 同上、89頁。
- (8) 同上、90頁。
- (9) 同上、104頁。「レーニンの『国家資本主義トラスト』論批判は、レーニンが事態を国家資本主義の全一的支配としてとらえることに反対であったということであるから、国家資本主義をブハーリンのようにとらえ体制概念=経済・社会体制概念として構成することに反対であったこともあきらかにしているといえる」
- (10) ブハーリン、『世界経済と帝国主義』西田勲、佐藤博訳、現代思潮社、186頁。
- (11) レーニン、『ブハーリン著・過渡期経済論評注』公文俊平訳、現代思潮社、40頁。
- (12) レーニン、党綱領改正資料(3)、レーニン全集第24巻492~493頁。
- (13) レーニン、『評注』、70頁。
- (14) レーニン、ロシア社会民主労働党(ボ)第7回(4月)全国協議会、(21)、レーニン全集第24巻、314頁。
- (15) B論文、177頁。
- (16) 同上、174頁。
- (17) Der Neue Brockhaus, Bd. 5, F. A. Brockhaus, Wiesbaden, 1974.
- (18) Wörterbuch der deutschen Gegenwartssprache, Bd. 5, Akademie-Verlag, Berlin, 1977.
- (19) 井上晴丸・宇佐美誠次郎、『国家独占資本主義論』、潮流社、昭和25年、26~27頁。
- (20) 同上、71~72頁。
- (21) 同上、30~33頁。
- (22) 島恭彦、国家独占資本主義の本質と發展、『マルクス経済学講座』第3巻、有斐閣、昭和38年。
- (23) 手嶋正毅、『日本国家独占資本主義論』有斐閣、昭和43年、第1章参照。および、手嶋正毅編『経済学の基礎—所有の歴史—』、有斐閣双書、昭和43年第、Ⅲ部第1章Ⅶ国家独占資本主義の機構、参照。

- (24) 池上惇, 『国家独占資本主義論争』, 青木書店, 1977年。
- 同, 国家独占資本主義, 『新マルクス経済学講座』第3巻, 有斐閣, 特に75—76頁参照。
- (25) レーニン, 『さしせまる破局, それとどうたたかうか』, レーニン全集, 第25巻。
- (26) レーニン, 『帝国主義論』, レーニン全集, 第22巻, 289—290頁。
- (27) B論文, 167頁, 177—178頁。
- 「絡みあい」をレーニンはいろいろな場合に積極的に使っている。この用語は, 発展した上位の概念と, それに包摂されながらも相対的に自立性をもって運動する下位の, 対立した概念の関係を表現しているものと理解される。「自由競争と独占とを絡みあわせる」(党綱領改正資料(2), レーニン全集第24巻, 492頁) もこのような意味として理解できる。
- (28) 拙稿, エネルギー経済と「国家独占」, 『経済』1978年9月号, 特に第9章を参照。

最近号内容目次一覧

第24号 (1979年2月) 650円

大会特集 * 独占資本主義をどうとらえるか

高須賀義博
森岡 孝二
佐々木秀太

独占資本主義論の方法と体系

坂井 昭夫
鈴木 章二
二宮 厚美・中原 優

金融資本と独占利潤法則

森岡報告についてのメコント

〔研究展望〕独占資本主義論の動向をめぐって

日本の軍拡志向の経済的側面

〔誌上討論〕科学的な科学技術労働論の展開のために

〔書評〕ハリー・ブレーヴマン『労働と独占資本』

雑誌文献紹介 (1)

〔基礎研だより〕研究所総会・研究科開講式を終えて

第25号 (1979年7月) 650円

シンポジウム * 現代の階級理論と労働者階級 (I)

成瀬 龍夫
芦田 亘
林 弥富
二宮 厚美
中谷 武雄
太田 純志
松尾 光喜
野村 秀和
森岡 孝二
長島 修

第I部 最近の階級理論の諸潮流

(報告1) 現代の労働者階級論争をめぐって

(報告2) 國家論と階級論 (ミリバンド・プーランツァ論争から)

(報告3) 「現代高度産業社会」と社会学的階級論

(報告4) 法人資本主義論と階級論

アダム・スミスの労働論

国有林「城下町」の様相

イラン革命の経済的背景

〔研究展望〕会計学・企業分析論の動向を語る

〔誌上討論〕現代経済学の体系と独占資本主義の理論

〔書評〕山崎隆三編『両大戦間期の日本資本主義』(上・下)

雑誌・文献紹介 (2)

第26号 (1979年11月)

シンポジウム * 現代の階級理論と労働者階級 (II)

芦田 亘・池上 憲ほか3人
戸名 直樹
松田 和男
山崎 隆三
服部 文男・黒滝 正昭
小森 治夫
上田 秋助
勝木 吐露

第第I部 最近の階級理論の諸潮流をめぐって (討論)

エコロジー経済学の大工業論および資源論批判

労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段 (下)

〔研究展望〕日本資本主義論の課題と方法

〔講座・現代経済学〕の刊行をめぐって (2)

講座Ⅰ・Ⅱ巻『資本論と現代経済』を読んで

『資本論』と工場法

修了論文作成の苦労話

〔書評〕藤坂 真ほか編『ヘーゲル論理学入門』

雑誌文献紹介 (3)

〔基礎研だより〕5年目を迎える夜間通信研究科

郵送希望の方は郵送料 (2冊まで120円, 4冊まで160円, 8冊まで200円) を加算のうえ編集局宛お申し込み下さい。尚, 郵便振替で入金される場合は, 振替京都1972を御利用下さい。

カール・マルクスと今日のブルジョア 政治経済学（上）

ヘルベルト・マイスナー
(ドイツ民主共和国・経済学者)

(訳) 津波古充文

- (1) ブルジョア世界におけるマルクス・ルネッサンス
- (2) 「多元的マルクス主義」という構想（以上本号）
- (3) ブルジョア政治経済学によるマルクス理論の盗用
（以下次号）
- (4) 左翼急進主義によるマルクスの受容と偽造
- (5) ネオ・リカーディアンによるマルクス無視の新形態

訳者解題

現在、マルクス＝レーニン主義とブルジョア・イデオロギーとのイデオロギー的な対立をとりまく国際的諸条件は、二つの対立する傾向のからみあいによって特徴づけられる。

「それは一方では緊張緩和の深化の傾向であり、他方では帝国主義によって強められている軍拡競争である。」¹⁾

ソ連邦および他の社会主义国徹底した平和政策のおかげで、一方では緊張緩和が——もちろん持続的でも直線的でもないが——一層進んできて、緊張緩和政策の立場が強固になったという状態をきりひらいた。だが他方では帝国主義の列強諸国によって軍備拡張がおしすすめられ、新兵器体系の導入がめざされ、同時に、イデオロギー闘争が尖鋭化させられている。その際、軍産複合体と軍国主義の統合本部——特にNATO——の宣伝中枢部とが、より密接に絡み合ってきていることが明白となっている。

このような情勢をまのあたりにしてイデオロギー対

立の諸問題がいままでなく大きな意義をもってきている。その際、この対決を理論的により正確かつ深遠に、政治的により説得的で、かつより大規模に効果を発揮するようおこなうことがとくに重要である。しかし、とりわけ前述の対立する二つの傾向の弁証法が理論的にも正しく把握されなければならず、イデオロギーの領域におけるそれらの影響が解明されるべきであり、その理論が社会主义のイデオロギー攻勢のために活用されるべきであろう²⁾。

(1) ブルジョア世界における マルクス・ルネッサンス

社会主义世界体制の発展、マルクス＝レーニン主義の政治的＝イデオロギー的攻勢および、彼らなりの世界観＝イデオロギー的内容を構成要素とするかつての植民地人民の反帝国主義闘争は、周知のように、世界的規模でマルクス＝レーニン主義の理論に対する関心が増大し、マルクス主義の思想が急速に成長し、マルクス＝レーニン主義の国際的重要性がきわめて大きくなっていることを示している。この過程は西側世界でもマルクス・ルネッサンスと見做されており、動かしがたい事実となっている。ロール・モーザーはこれを「われわれの社会の政治的および精神的変化の最も驚くべき情況」³⁾に數えている。そして彼はこの推移の意義を確信をもって評価している。「このルネッサンスは社会過程の解釈に際して、マルクス主義をほ

とんど選択の余地のない優越的地位に導いた。」¹⁴⁾ またこの発展においては、ユネスコが1968年にパリにおいて、国連の名称でカール・マルクスとその業績に関する国際的科学会議を開催したことにも原因がある。

ところで哲学の世界ではマルクス主義に対するこの関心の増大は、政治経済学におけるよりも早くからあらわれていた。すでにサルトルはマルクス主義を「われわれの世紀の無比の哲学」と呼んだ。ハイデッガーは次のように書いている。「マルクス主義歴史観は他のあらゆる見解より優れている。というのはマルクスは現代の人間の疎外の経験を通じて歴史の根本本質を認識しているからである。」¹⁵⁾ しかもゴールヴィッツァーがマルクス主義をわれわれの時代の最も偉大なものに数え、罰を覺悟しなければ無視し得ないとしているのに対し、フロムはその著書「マルクスにおける人間像」の中で、われわれにとってはマルクス主義的思想の実際的内容を、今日の世界の現実を概念的に把握し、その中に生じている諸問題を理性的に、しかも建設的に解決するという状況もあっていくという点を強調している¹⁶⁾。ジェスイット教神父オスワルド・フォン・ネルブロイニングは「われわれは皆カール・マルクスの肩の上に立っている」¹⁷⁾ という「告白」に到達している。

またヨゼフ・ボヘンスキーはマルクス主義の今日の影響を「おどろくべき現象」と見做し、かすかな畏怖でもって次のように言及している。「マルクス主義は約12億の人間が受け入れている唯一の哲学であり、数多くのいわゆる西側諸国のおよそ三分の一の知識人がマルクス主義を信奉しており、何十年このかた、ロシア・西欧・中国・南アメリカのような種々の文化圏で広汎に発展した。」¹⁸⁾ そして「フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥンク」紙は書いている。「マルクス主義に関する議論を企画しなかった真面目な出版物はほとんどほとんど存在しない。……その結果はまだ見きわめることはできないが……。若者達は誰もが到達しうる正当な場所を探している。彼らにとっては、察するところ、マルクスよりも重要な道案内は存

在しないようだ。」¹⁹⁾

カール・キューネはある大著の中で、マルクス主義のこの今日的影響力をめぐる情況においては、まさしくマルクスの経済理論が問題であるということを確認している。彼は次のように言及している。「今日どの程度西側の科学的世界が正當に経済学の思想家たるマルクスの意義を深くまじめにとり上げざるをえないか、そしていかに広く彼の影響が及んでいるか——長期的でダイナミックな分析という最も現代的な領域に至るまで。」²⁰⁾

次の問題、なぜに——いわゆる——「マルクス主義は近年再びこのようなおどろくべき浮揚力を保持」したかという問題に対して、これら数多くのイデオロギーは困惑しつつも、わが身をぶりかえりつつ、皮肉をこめて次のように答えた。「それは精神的な結核を病んでいる西側が、より多くの財を生産し得るという陳腐な証明以上のものをマルクス主義に対置しえなかつたからである。」²¹⁾ この言葉のなかに真理の小断片が確実に告白されている。たとえ包括的でなく、しかも原因をも明確に解明していないにしても。

いかに真剣にこの発展が、西独のマルクス学者によって論評されているかは、先日ペーター・クリスチャン・ルーツ教授を議長として、ポンの公的機関の委託により開かれ、「DDR研究」の位置について報告した22名の専門家の判断のなかで示されている。すなわち「DDRのイデオロギー的・哲学的挑戦に、これまでのところ、内容からみて、十分にふれられてこなかつた。このような怠慢の結果は今日すでに総合大学および教育系大学において確認することができる。中期的および長期的にみて、そのことは西独の内的安定にとって思想的並びに政治的・イデオロギー的に深刻な影響を及ぼす恐れがある。」²²⁾

なかんずく最近15年間に達成されたこの発展は、イデオロギーの分野における適応を強制する現象的形態として特徴づけられるべきである。

完全性のためにのみ以下のことが言及されるべきだというわけである。すなわち、社会主義に対する新し

い議論の試みとともに、古いそして最古の議論のひな型の使用は続けられると。

ワルター・オイケン並びにポール・ヘンゼルの中央管理経済の理論は、社会主義経済および社会主義社会の当時のブルジョア的見解の方法論的出発点として維持されている。社会主義的経済管理のすべての問題——すなわち国民経済計画から集中まで——は、これらとこれらの尺度で測られている。この関係において自由化および分権化から社会主義的市場経済に至るまでの要求がたえずあらたに浮び上っている。

いかに幼稚な幻想をもっているものかと BRD の市場経済の弁護論者たちがきわめて批判的な読書界によって笑いものになっているかは、出版物を例示すればわかることだ。その中では資本主義的市場経済は「最も理性的で、最も公平で、同時に財および出資の分配の最も人間的な形態」であるばかりでなく、同時に「経済発展原理の最終生産物」として特徴づけられている¹³⁾。それとともに一つの新社会秩序に関する問題検討が拒絶されているだけでなく——それはブルジョア経済学者にあってはたしかに理解しやすいものであるが——既存の資本主義の変革と改革、社会的差別の緩和、所得分配の改革等々さえも——それはみなブルジョア的な社会理解にみられるところであり且つまた多様に要求されているが——が、無条件に拒否されている。ではどのような議論によって？ 次のようなほどりだらけのテーマによってである。「それは結局出資の公平さをともなう所有関係と人間の知性の水準との関係である。」¹⁴⁾これは、それどころか、数学的曲線によって人間の知的水準と所得分配との比例関係を表現する試みによって支持されている。そしてこの知的水準への所得と「出資に公平な所有関係」との従属は「経済の最良のものをもたらす。」¹⁵⁾このようなパンフレットにおいては、当然のことながらまた、マルクスの「欠陥」や「誤謬」の清算が欠けているわけではないということはわかりきったことである。

アメリカ合衆国においてはまた、資本主義発展のマルクス主義総分析にかんして、後にも先にも、幼稚で

ばかりかげた解釈がみられる。著名なアメリカの理論家であり著述業者でもあるピーター・ドラッカーは近年公刊された287頁もの著書の中でとくにグロテスクな解釈を苦労してえている。「カール・マルクスはほぼ100年前に今日の『資本主義』の不可避で直接前に迫った崩壊についての予言を、資本収益の低下の『法則』によって基礎づけた。」¹⁶⁾あきらかに彼は、ブルジョア政治経済学によって定式化された収益遞減の法則と利潤率低下傾向をとり違えているが、マルクスは、当然のことだが、後者の法則から資本主義の克服と資本主義の不可避な崩壊を決して推論しなかった。さらにドラッカーは続ける。「そしてマルクスに依拠してはじめて、すべての社会主義的理論家・哲学者および政治学者は社会主義を『生産手段の労働者の所有』と定義した。そのことはまたレーニンにもあてはまる。」¹⁷⁾さらに彼は次のように結論する。——そしてそれは彼の著書全体のエッセンスである。「社会主義を『生産手段の労働者の所有』として定義するならば——そのことは概念のオーソドックスな定義であるが——合衆国は最初の現実的な『社会主義的』国である。」¹⁸⁾

彼はこのこっけいきわまるテーマを次のように根拠づけている。すなわちアメリカの産業では約15年ないし20年前から労働者のいわゆる年金基金が発達しているが、その年金基金へ労働者は自分の所得の小部分を払いこみ、これを後になって年金の形態で年金支給年命に達するにしたがって返してもらうものである。アメリカの労働者の年金基金は今やすでに現代経済の自己資本の約25%に達するほどの量になっているであろうし、約10パーセントの資本を所有しているサラリーマンの年金基金を加えるならば、「アメリカの労働者はアメリカ経済の自己資本の三分の一を所有することになるであろう。」¹⁹⁾また数字と統計の基準を批判的に精査しないでおくとすれば、思惟のみちすじは包括的に次のように表現されている。労働者は自分の所得の一部から大量の年金基金を捻出している。すなわちこの年金基金は資本形成に利用され、産業界の自己資本へ寄与し、それは合資会社の方法で計測すれば経済的

コントロールと権力を行使するまでになっている。それとともに勤労者は真の所有者・制御者およびアメリカ経済の主人公になっている。

きわめて単純なことである。この年金基金とその投資への利用は特有な經營を要求し且つ有しており、その管理は大銀行の手へ集中されており、これらの銀行による年金基金の管理に際しては、年金基金支出者の利害以外の利害が貫いており、年金基金所有者はうたがいもなく小株主同様經濟的決定並びに国民經濟の発展に対してほとんど影響をもたない——これらすべてのことをドラッカーは自己の著書の中で述べており、そして再び当惑して認めている。しかしそれは彼の思惟のみちすじを中断してはいない。だからまた西独において強化され普及されているこの年金基金が、資本主義的金融の源泉にとって重要な意義を有しているということを知らねばならない。事実多量の資本が集中され、それらは危険をおかすことなく異常な長期間投資目的の資本市場から完全に独立して投入される。すなわちそれとともに資本の価値増殖諸条件が改善され、經濟の資本主義的構造が安定化せしめられ、それについてなんらかの社會主義的發展傾向に対する何らかの刺激が、この年金基金にもとづいてでてくるわけではないというにすぎない。

人はこれを「人民資本主義」の新版と見なそうとするかも知れぬ。しかしドラッカー自身がこのようなアナロジーを使用していることを度外視するならば、相違は二つの次元で生じている。第一に資本市場で取り扱いうる資本主義制度へのイデオロギー作用とともに、經濟形態に適合した小株式の配分が問題なのでなくて、一見して社會化の思想に迎合した形で匿名で管理される大量の安定した資本準備金の形成が問題である。そして第二にその全体はマルクスによって基礎づけられ社會主義として特徴づけられた。ある種の資本主義的改革を社會主義と同等視することは今日では広汎に普及している。またガルブレイスはアメリカ經濟の一定の発達を「社會主義化」として特徴づけている。また著名な未来学者ロベルト・ユンクは近年社會主義

は21世紀にも存在するかという問題に対して、「共産主義はうたがいもなく不可避である」と答えた。彼はその際もちろん「より以前にその觀念的につくり上げられた共産主義」²⁰⁾を考えている。これらすべての点で社會主義の概念がいかに影響力をもちつづけているかがあらためて明瞭になっている。

資本主義の概念と人民を結合して「人民資本主義」をしてあげることと、「産業社会」等々のような社會經濟学的に限定されていない範疇の発明も十分な解決と見なされない——マルクスはひどい目にあわされ、社會主義の概念は濫用されている！

その際西側の理論家のこれらの議論がたんに内部に向けられているだけではないということを注意せねばならない。ずっと前に「新社會」(SPDの理論機関誌)は、今日ではほとんどみられないほど、慎重さを欠いた率直さで引用するに値する次のような任務を定式化した。すなわち「今日の西側の宣伝活動は共産主義が支配する国々の人民に向けられている。……思想的論争はまずもって共産党にむけられねばならぬ。それは共産党の幹部をひきさくだけの値うちがある。信頼した共産主義者は当然『西側の』議論をすぐには受けいれない。……マルクス主義的議論だけが共産主義者たちを狼狽させ、彼らに混乱をもちこみ、そして彼らに熟慮するよう関心をひきつける。」²¹⁾冒頭で言及した二つの対立する發展傾向を念頭におくなれば、この敵側の戦略は忘れられてはならない。

(2) 「多元的マルクス主義」という構想

マルクス・ルネッサンスあるいはマルクス主義ルネッサンスについて語るとき、そのブルジョア的定式化的段階すでにイデオロギー的落し穴が隠されていることを看過してはならない。

レーニンおよびレーニン主義は排除されている。ますます増大する規模で資本主義的秩序に対して批判的にふるまい、出口を社會主義的思想に求めている数多くの人々にたいしては、このような陥穰をつかって思想的軟化をはからねばならない。もはやマルクスを無

視できないとすれば、少くとも次のような関係を否定しようとする。つまりマルクスおよびエンゲルスの見解と、レーニンによる20世紀初頭における経済的並びに政治的諸条件の下でのこれらの見解の一層の発展と適用の間には、破壊することのできない政治的・イデオロギー的および理論的・科学的統一が存在するという関係がそれである。しかもそれはまさしくマルクス＝レーニン主義のこの一貫性と理論的統一性であり、西側世界の思想的・政治的舞台へのマルクス＝レーニン主義の影響の拡大をもたらしている、この統一性に照應した社会主義的政策の一貫性なのである。若きマルクスと老成したマルクスとの「矛盾」、マルクスとエンゲルスの「矛盾」、「資本論」第一巻と第三巻との「矛盾」というきわめて使いふるされた「矛盾」のかわりに、ますます強くマルクスとレーニンとの間の矛盾が察出されるとともに、マルクス＝レーニン主義の統一性をこっそり疑問視し、マルクス・ルネッサンスというスローガンにかくれて、マルクス主義の思想的影響力の拡大もまた悪用されるに至る。

マルクスとレーニンを対立せしめるこの試みは、いうまでもなく、なんらの政治経済学的根拠も有していない。プロレタリアート・ディクタトーラおよび社会主義国家の役割をめぐる党の役割はいかなる時でも重要である。方法論的には次のことが顧慮さるべきである。すなわち、レーニンがマルクスの決定論と異なって主意説的転換をなしとげ、そしてこの主意説は西ヨーロッパ的マルクス主義との主要な相違であるというふうに過少評価されていることがそれである。この方法論的な対立構築においては三つのことが達成されねばならぬ。まずははじめにレーニンによるマルクス主義の発展とマルクス主義的思想構築の内的関係が破壊されねばならぬ。第二にレーニンの革命理論、彼の新しい型の党的学説、プロレタリアート・ディクタトーラおよび社会主義国家の役割と機能についての学説がその客観的・理論的並びに具体的・歴史的関係から抹消されねばならないし、政治権力の維持は諸個人および諸個人のグループに帰されねばならぬ。

ね。そしてそれとともに合法則性としてではなく歴史的偶然性あるいは個別の諸現象としてとり扱われる²²⁾。第三にレーニン主義は、西ヨーロッパにとってとるにたらぬものとしてみなされねばならぬ。だから関連する著書の中では次のようにいわれている。「西ヨーロッパからみれば、レーニンの著作は今日ほど大きな意味をもたないように見える。レーニンが発展させたテーゼの大部分は、今日の西ヨーロッパの現実にほとんど言及していない。」²³⁾

それとともに今日のブルジョア的マルクス主義論が、可能なかぎり多数のマルクス主義のテーゼを並べたて、眞の社会主義的思想からより多くのマルクス学者を遠ざけ、マルクス主義の多元性あるいは多元的マルクス主義の主張に到達させることはすでに明瞭である。ヴォルガント・レオンハルトがずっと以前に「マルクス主義の三つの分裂」を構想し、「ソヴェート・マルクス主義、毛沢東主義および改良共産主義」を着想したのであるが、今日のマルクス学にとって、この着想はとっくの昔にもはや十分ではなくなったといつてよい。それらのマルクス学者を列挙するにはすでに十指を必要とする。それにあってはマルクス主義の修正主義的ゆがみが自立させられているだけでなく、またマルクス主義となんら共通性のない教条や命題がマルクス主義として主張されている²⁴⁾。

認識論的多元主義は、数多くのこの同種のマルクス主義の主張を提供している。それは多元主義が相互に決定的真理を与えることができるということ、同時に種々な社会的グループがその固有の真理をもちうこと、および客観的真理を承認することは教条主義であるという見解に存する。だから絶対的真理および相対的真理という弁証法の歪曲が問題であり、また観念的なものにのめりこんだ相対主義が問題とされねばならぬ²⁵⁾。このことはガロディにあっては明白であって、彼はその著書「20世紀のマルクス主義」において次のように主張しているほどである。「それぞれの科学的理論はたえず暫定的構造を表現している。」²⁶⁾このような見解にあっては客観的現実の認識過程は新しい誤謬

を古い誤謬へと還元する過程に転化される。それとともに現実は不可知論的方法によってもはや認識できないものとしてよりあつかわれ、数多くの現実の解釈可能性は相互に同等なものとして定立される。だからこのような基礎の上では多くのマルクス学者は正統なものとしてあらわれ、マルクス学は自己を体系化してマルクス＝レーニン主義に対して自己を顯示するのである²⁷⁾。

近年マルクス主義の変種に関する議論は新しい異説をめぐって拡大されている。SPDにおいてはベルンシュタイン主義の復活のためのキャンペーンが公にされている。「フォルヴェルツ」、「新社会」およびその他の新聞と雑誌はここ数ヶ月来エドアルド・ベルンシュタインの時事問題に関するきわめて多くの理論的記事や政治的意思の表明を公にした。同時にベルンシュタインの著書の新版があらわれた。1977年9月に社会主義的なフリードリッヒ・エーベルト財団によって開催された「エドアルド・ベルンシュタインの歴史的業績と現実的意義」についての会議は、この発展において重要な役割を演じている。ある社会民主主義者たる出版者の言葉によれば、ベルンシュタインの修正主義がこれまで「党的イデオロギー的懸案」²⁸⁾になっており、ベルンシュタインの3年前の誕生125周年がほとんど注目されていないということによって、「それは今日どこに行くのか」という問題が残っている。

SPDはイデオロギー的には決して人もうらやむ立場にあるとはいえない。近年の経済の大危機は次のような作用をいぜんとして生みだしている。すなわちとくに労働組合並びにSPDが組織している産業労働者のグループと資本主義体制に対してますます批判的な姿勢をつよめている下部の党役員が続出していることである。「幻想的な、その基礎を除去することなしに資本主義を、社会的治安、自由、民主主義、公正および団結の社会に変えるという主張でももって提起されている改革綱領の事実上の停止は、SPDそのものへの持続的影響を与えずにはおかないと」²⁹⁾この党における左翼形成は強まっている。SPDの選挙区ライン

下流地方の情報紙は次のような結論を下している。「社会民主主義的政府が契約した改良政策の政策危機の克服のために調整した『現実的政策』へ転換したこととは党の団結の危機へ導いた」³⁰⁾。

まずははじめに、政治的に公約され、社会批判的で党に失望した大多数のメンバーを、マルクス主義理解の影響から守り、免疫にすることが重要である。「というのはマルクス・ルネッサンスは大学とその中心部において指導している『正統派をもっている』からである——「フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥンク」紙が書いているように——「SPDはその傷つきやすい側面にぶつかっている。」そして「いたるところで党のインテリゲンチャ・グループには多かれ少なかれその影響が」存在する³¹⁾。また「フォルヴェルツ」は、民主的社会主義の新しい理論的議論が長い間新しいマルクス主義の議論によって規定されていること、またベルンシュタイン論が「部分的にはそれにに対する直接的回答」へと展開していることを認めている³²⁾。

「新社会」はあけすけに「若い社会主義者の若干の部分に受け入れられるように、『やっかいな』政治的立場の影響を削減する試みがここにある」³³⁾と述べている。左翼的社会民主主義者のこのマルクス＝レーニン主義理解はまたたえず偏狭ではあるが——そして周知のようにうたがいもなくその際種々なニュアンスが存在するのだが——党の指導はマルクス認識をますます増大する政治的危機と見なしている。

この根本的衝撃の傾向においてはまた、多くの若い社会民主主義者がこのベルンシュタイン論に社会主義思想史および修正主義の発展に関する討論を表現できるようにという願望を分ちあっている。

ゴーデスベルグ綱領および後続する社会民主主義的政策と対比すれば、ベルンシュタインはいまなおその左翼に位置する。その採用の下で今日の社会民主主義的イデオロギーおよび政策はすでにタイムリーに批判にさらされている。

しかしこれはマルクスにも、純粹な社会民主主義的

二者択一にも還元されない。そしてそれに加えて公の世論形成によってイデオロギー的地域が支配的なので、このような個別の願望は幻想にとどまらざるをえない。

この方向でのベルンシュタイン論は左翼社会民主主義のマルクス主義論を目標にしているだけでなく、同時にベルンシュタイン主義をマルクス＝レーニン主義の分野に導き、それとともにイデオロギー的体制論争における反共産主義的打撃があらわれている。

このキャンペーンの第二の課題は、SPDの明白な理論的欠陥を除き、「社会民主主義的改良政策のベルンシュタイン的修正主義との共通した点」に「再び理論的骨格」を与えることである³⁴⁾。ヘルムート・シュミットにより力をこめて支持されている試み、すなわちカール・ポパーによってもたらされた「批判的合理主義」を強くSPDの理論的・世界観的基礎にすること³⁵⁾には、未来がないのはうたがいない。今日社会民主主義的出版機関において公刊されたベルンシュタイン主義に関する意見表明にあっては、ますます——それぞれの立脚点の内容から独立に——よりましな統一的な社会民主主義的政策の基礎づけが強調されている。ここでこの議論に深く立ることなく次のことに言及したい。すなわちそれがある程度までベルンシュタインによって攻撃されたカール・マルクスの経済理論であり、マルクス＝レーニン主義の経済学の基礎に対するこの論争が今日きわどって反復されており、社会民主主義的イデオロギーがマルクス主義政治経済学の主敵とみなしていることがそれである。それと平行して彼らは社会学者・歴史学者および哲学者としての、ベルンシュタインもまた関係したカール・マルクスに一応の敵意を払わざるをえない。だからつぎのような釈明がある——そしてベルンシュタイン論が広汎な多元的マルクス解釈として組みいれられる限りで。ベルンシュタインは「マルクスの家に住んだままである。」³⁶⁾このような整理はまた雑誌「新社会」の結論を通じてつぎのことを証明せしめるものである。すなわちベルンシュタインは「それゆえにマルクス主義的伝

統に立ちどまりうる。同時に彼は自己の中心的諸矛盾と不完全さを克服し、新しい社会的経験を十分にうけいれている³⁷⁾。

さらにSPDはベルンシュタインを発掘しているだけでなく、予期せざる側面から援護射撃している。だからフランス共産党中央委員会附属マルクス研究所の代表理事ジャン・エランスタインは、1978年1月のフランス共産党全国会議での演説で、「今日のフランスの社会主義への道はレーニンの著作にあるのではなく、その基礎は新たに探求されねばならない」³⁸⁾と明言している。フランス国会選挙の前夜に公刊されたパンフレットにおいて、彼は今日の社会主義的戦略と政策が与えらるべきかの源泉を指摘した。すなわちそれはベルンシュタインである。エランスタインは、ベルンシュタインの社会分析が「正確であり」、その欠陥はそれがたんに早すぎたことであると主張している。彼は結論する。「かつてユートピアだったものは今では可能になっている。」³⁹⁾

相対立するイデオロギーの戦略的計画において、多元的マルクス主義解釈にとっていかなる中心的役割がふさわしいかは明白である。この芝居を分ちあうものは——どのような原理からであろうと——自分がとりかかるイデオロギー的変種の社会を知っていなければならぬ。（以下次号）

〔注〕

- (1) 8. Tagung des Zentralkomitees der SED, "Aus dem Bericht des Politbüros an die 8. Tagung des Zentralkomitees der SED", Berichterstatter: E. Honecker, Dietz Verlag, Berlin 1978, S. 9.
- (2) Vgl. H. Hörnig, "Die Särke der Gemeinsamkeit in der ideologischen Arbeiter", (Zu den Ergebnissen der Budapester Beratung), "Einheit", Heft 5/1978 S. 462 bis 465.
- (3) G. Rohrmoser, "Revolution — unser Schicksal?", Stuttgart 1974, S. 27.
- (4) Ebenda.
- (5) M. Heidegger, "Platos Lehre von der Wahrheit", Berlin (West) 1948, S. 87.
- (6) Vgl. G. Belkina, "Marxismus oder Marxologie", Akademie Verlag, Berlin 1975, S. 18.

- (7) O. v. Nell-Breuning, "Katholische Kirche und Marxsche Kapitalismus-Kritik", in : *Kritik der politischen Ökonomie heute*, herausgegeben von W. Euchner und A. Schmidt, Frankfurt a. M./Wien, 1968, S. 91.
- (8) J. M. Bochenski, "Das Wiedererwachsen des Marxismus", in : "Der Streit um die Gesellschaftsordnung", Zurich 1975, S. 76.
- (9) "Frankfurter Allgemeine Zeitung" vom 31. Januar 1968.
- (10) K. Kühne, "Marx und die Moderne Nationalökonomie" in : "Geschichte und Ökonomie", herausgegeben von H.-U. Wehler, Köln 1973, S. 327.
- (11) H. Gruhl, "Ein Planet wird geplündert. Die Schreckenbilanz unserer Politik", Frankfurt a. M. 1975, S. 216.
- (12) "Die Welt" vom 23. März 1978, S. 3.
- (13) R. Meiland, "Soziale Marktwirtschaft zweiter Akt.", Stuttgart 1976, S. 14 und 17.
- (14) Ebenda, S. 20.
- (15) Ebenda, S. 26.
- (16) P. Drucker, "Die unsichtbare Revolution", Düsseldorf/Wien, 1977, S. 163.
- (17) Ebenda, S. 23.
- (18) Ebenda, S. 19
- (19) Ebenda.
- (20) R. Jungk, "Plädoyer für eine humane Revolution", Zürich 1975, S. 33.
- (21) G. Bartsch, "Den Kommunismus mit seinen eigenen Waffen schlagen", in : "Die Neue Gesellschaft". Bielfeld 1961, Heft 5, S. 376.
- (22) Vgl. O. Finger, "Politische Tendenzen und philosophische Positionen der Leninismusforschung", "Deutsche Zeitschrift für Philosophie" Heft 4/1969, S. 453.
- (23) Zitiert in ebenda, S. 458.
- (24) Vgl. R. Bauermann/K. Geyer/E. Julier, "Das Elend der Marxologie", Berlin 1975.
- (25) Vgl. A. W. Momdshjan, "Die Unhaltbarkeit der Konzeption des pluralistischen Marxismus", in : "Gesellschaftswissenschaftliche Beiträge" Nr. 4/1977, S. 382.
- (26) R. Garaudy, "Marxismus im 20. Jahrhundert", Reinbek 1969, S. 36.
- (27) Vgl. W. R. Bayer, "Tendenzen bundesdeutscher Marx-Beschäftigung", Köln 1968.
- (28) "Die Neue Gesellschaft", Bonn/Bad Godesberg, Heft 3/1978, S. 228.
- (29) H. klug, "Renaissance der Bernsteinschen Maximus-Revision", „Einheit“, Heft 5/1978, S. 539.
- (30) "Frankfurter Rundschau" vom 24. September 1977, S. 14.
- (31) "Frankfurter Allgemeine Zeitung", Nr. 237/1977, S. 12.
- (32) "Vorwärts" Bonn, 6 Oktober 1977, Nr. 40, S. 12.
- (33) "Die Neue Gesellschaft", Bonn/Bad. Godesberg 1977, Nr. 12, S. 1023.
- (34) "Vorwärts", Bonn, 13. Oktober 1977, S. 12.
- (35) Vgl. "Bürgerliche Ökonomie ohne Perspektive" herangegeben von H. Meissner, Dietz Verlag, Berlin 1976, S. 114 ff.
- (36) H. Grebing, "Der Revisionismus", München 1977, S. 45.
- (37) "Die Neue Gesellschaft", Bonn/Bad Godesberg 1977, Nr. 12, S. 1012.
- (38) Vgl. J. Sedow, "Zurück zu Eduard Bernstein?", "Neues Deutschland" vom 2. Juni 1978, S. 6.
- (39) Ebenda.

J. ニューフィールド他

『ニューヨークが死ぬ時』

—巨大都市財政危機の真相—

佐々木 雅幸

1975年6月、ニューヨークの市債が突然市場での通用力を失い、「破産」が現実のものとなったというセンセーショナルなニュースは、我々の記憶に新しいところだが、この事件を契機に資本主義各国における大都市財政の危機の深刻さが改めて見つめ直されることになった。

同時に、ニューヨークが断行した公務員の大量解雇と福祉・教育予算の大巾削減を内容とする「減量経営」は都市財政危機の回避策として、我が国を始め各の大都市・市政担当者の間に貴重な「教訓」を与えることになり、「都市経営論」の流行にはずみをつけることとなった〔関連文献(8)〕。

当然のことながら、ニューヨークの財政危機に関する研究が様々の観点からなされているが、中でも、豊富な実証的資料を駆使してニューヨーク市及び州の財政危機の原因を科学的に究明したという点で、そして読み物としても興味が尽きないという点で他に抜きんでているのが本書——『ニューヨークが死ぬ時——巨大都市財政危機の真相』(原題は『権力の濫用 一 永続政府とニューヨークの没落』)である。

二人の著者、J・ニューフィールドとP・A・ダブルルはいずれもニューヨーク市立大学(今回の財政危機を口実に授業料無料制度が廃止されるまで約100年の間、勤労住民の子弟に無料で大学教育を開放するという伝統を誇っていた。)で教育を受けた、労働者階級出身の若きジャーナリストである。

執筆に際しての著者達の基本的立場は次のように明確である。

「本書は、ニューヨークで生まれ育ったふたりの息子が、この都会にたいする感謝と忠誠をしるしと

して書いたものである。私たちに偏見があるとすれば、この都市、とくに市内各地の居住区にたいする愛情だけだ。……

本書が生まれたきっかけは、私たちふたりが、ニューヨーク市について何かが根本的に間違っており何10年もの間『改革』が口にされながら、事態はいっそう悪化しつつある、という点で共通の認識に達したことであった。ここに書いた知識や怒りはこの都会の小さな苦しみに日々かかるとを通じてちかわれたものである。鉛毒症の子どもをかかえて生活保護をうけている母親。誰かが儲けるために、住みなれた住まいを失なうポーランド人やイタリア人の労働者の家族。養老院産業をおおう筆舌に尽くしがたい苦しみと腐敗。コープシティの5万人の住民が立ち上り、困難な中を勇敢にたたかい抜いた家賃ストライキ。

こうした人びとのために、私たちはこの本を書いた。……」(著者まえがきより)

著者達はこのような観点から、「ニューヨークは他の都市と違い、市民のためにあまりにも多くのことをやろうとした。今、その罰を受けている」(P.16)というような、すなわち、ニューヨークの相対的に充実した福祉施策の拡大こそが財政危機を招來したとするマスコミや学界の「公式」見解に根底的な疑問を投げかけ2年間で6万人にも及ぶ市職員の大量解雇と福祉予算の削減による財政危機克服策を徹底的に批判している。

本書の構成は次のようになっている。

第1章 ある都市の死

第2章 財政危機の真相

-
- 第3章 ニクソンの役割
 - 第4章 永続政府をつくる実力者たち
 - 第5章 合法的な賄賂
 - 第6章 現代のニューヨーク市政
 - 第7章 銀行家が市を乗っ取った
 - 第8章 政党クラブ機構の実態
 - 第9章 苦悩する労働界
 - 第10章 組織犯罪の政治経済学
 - 第11章 誰のための電力か
 - 第12章 中産階級の反逆
 - 終 章 ニューヨークは生き残れる

<1>

さて、ニューヨークの財政危機の真相を解明する。にあたって本書は2つの理論的枠組みを準備している。第1のものは、マルクスが『フランスにおける階級闘争』において描き出した公債発行業務と公共事業の受注を通じる金融貴族による財政への寄生、公金私消の体制こそが構造的な財政赤字を生みだしたとする見地である。

本書が注目するマルクスの著書の引用は次のとおりである。

「議会をつうじて支配し、立法していたブルジョアジーの分派にとっては、國家が負債に陥ることはむしろ直接の利益になった。国庫の赤字、これこそまさに彼らの投機の本来の対象であって、彼らの致富の主源泉であった。……」

一般に国家信用の状態が不安定であったのと、国家の機密をにぎっているために、銀行家と、議会および王座にいる彼らの一昧は、国債証券の相場に異常な、突然の変動をおこさせることができた。その結果はいつもきまって大量の小資本家が破産し、大賭博師がまるでおとぎ話のようにすみやかに富むことであった。……そのうえ、このようにして国家の手を通じて流れでた巨額の金は、詐欺的な納品契約や賄賂や公金私消やさらゆる種類の詐欺行為の機会をあたえた。」(本書P.14)

このマルクスによる19世紀フランスの国家財政の分析を手がかりに、本書は現代アメリカの都市財政危機の解明に挑む。

現代のニューヨーク財政を支配するもの、それは「政治=不動産=銀行から成る『黄金の三角形』」(P.86)であり、その公金私消の形態は、正規の政府機構を圧倒し、それをのみ込むほどに強大化した幾多の公社・公団からなる「私的公共企業帝国」(P.24)という姿をとて現われる。これらは住民による民主的規制を全く受けすことなく、公債という形で借金を膨らませ、公金を私的に使う手段を提供する。

ニューヨーク市ではロバート・モーゼスが1934年以来、公共企業体を創設・拡充し、ニューヨーク州ではネルソン・ロックフェラーが230余りの公社・公団からなる巨大な上部構造を作り上げた。代表的な公社・公団である住宅金融公社(HFA)、都市開発公団(UDC)等は償還能力を超える起債を行う方法を開発し、(詳しくは本書、P.22~P.26参照) ロウアー・マンハッタン開発計画、世界貿易センター、マンハッタン・ランディング等の大規模プロジェクトを実施して湯水のように公金を使い尽くした。このような都市開発事業が直接にディベロッパーや建設業者・宅地開発業者を富ませるだけでなく、地価上昇に関心をもつ大不動産業者・大銀行に巨大な利益をもたらすことは明白であって、それゆえ、このらの計画の発案・推進者が、ネルソンの兄弟であるデビッド・ロックフェラー、チーズ・マンハッタン銀行副会長であっても何の不思議もないである。(P.92)

銀行は他方で、HFA、UDC等の債券引受シンジケートを構成し、引受業務からも利益を引き出す。例えば UDC 債券の引受シンジケートは、シティバンク、チーズ・マンハッタン、モーガン・ギャランティ、サロモン・ブラザースなど大金融機関が独占している。もともと、非課税という特典をもつ自治体債券は税金のがれの手段として、大銀行、保険会社などの絶好の投資物件であり、彼等は最大の保有者として自治体信用市場を自己に有利に運用してきたのである。

そこへ、巨額の公社公団債が累積し、確実な信用力の基礎のない自治体信用が過度に膨脹して、債務の履行に黄信号がともると、銀行は先手をうって手持ちの債券を秘密裏に投げ売りし、一挙にニューヨークを「破産」に追い込んだのである（P.39）。

このようにして、1975年2月にはUDCが「倒産」し、同年6月にはニューヨーク市が「破産」したのである。まさに崩壊劇の主役は大銀行であり、彼らはこの場合にも利益を得つつ、恐慌をつくり出したといえる。

金もうけにかけては一分のスキもない大金融資本家たちは、市の「破産」自体を利殖のチャンスと考える。彼らは連邦政府を動かして毎年23億ドルの緊急融資を引き出すとともに、市債を肩代りする自治体援助公社（MAC）をつくり、MAC債券を極めて安全・有利な条件で引受け、更に、緊急財政統制委員会（EFC B）に加わり、直接に市の財政統制に乗り出した。文字どおり「銀行家が市を乗っ取った」結果、銀行は公共料金の値上げ、市立大学の授業料無料制度の廃止、公務員の大量解雇等「全般的サービス縮少」を命令した（P.200）。

本書はこのように、都市財政危機の直接の原因を明らかにした上で、その背景ともいべき都市経済の衰退を解明するもう一つの理論的枠組みを設定している。すなわちそれは、巨額の連邦資金の流れが生みだした地域的不均等発展である。

1930年代のニューディール政策以来一貫して連邦政府は、南部の窮屈化した地域に公共投資を集中してきた。その結果、最新の技術を誇る巨大な軍需産業の集積、高速道路網の整備、機械化された農業など遅れた南部経済の面目は一新し、「南部および南西部の富んだ、成長の一途をたどる充実したサンベルトと、四半円を描く北東部の、貧困化と衰退の一途をたどる悲惨なスラムベルト」という（P.334）2つの地域に合衆国は分裂する兆しを見せている。

巨額の公的資金の流れは、民間資金の北東部からサンベルトへの集中化を誘導する。例えば、歴史的に埋

葬協会として出発し、地域に密着した町内の金融機関であった貯蓄銀行も、1960年代には小型商業銀行化しニューヨークで集めた資金を南部や西部に投資する傾向を強めた。ニューヨーク市は今や「アメリカ最大の資本輸出都市」（P.110）となった。

更に、このような傾向に決定的な影響を与えたのは大統領リチャード・ニクソンの登場であった。ニクソンはジョンソン時代に拡大されてきた社会福祉、医療、公害規制関係の補助金等を大方に削減する一方で、軍事費を増大し、その約半分をサンベルトへ投下した。加えて新たに制度化された「歳入分配」計画を逆手にとって、サンベルトの地域開発を優遇した。連邦財政による所得の地域的再分配を通じて、結果的に、「北東部の住民は、毎年所得の7.5パーセントをワシントンに取られるが、これに対してサンベルト地帯の州では個人所得の7.1パーセント分がボーナスとして入ってくる」（P.76）。

かつての後進地域が今や高成長地域に転換し、以前の先進的大都市がスラムと化すというダイナミックな地域的不均等発展の展開の中で、本書はニューヨーク経済の衰退を位置づけようとしている。

以上、本書の第2・3・4・6・7章を中心に、大略二つの枠組みに整理して内容の紹介を行ってきたが、これらの視点は従来のニューヨーク財政研究、ひいては大都市財政分析において充分な位置づけを与えられてこなかったものであり、その点で本書の最大のメリットがあると思われる。

この他の諸章、例えば第8章は、政党マシーンとマフィアとの結びつきを、第11章は公益事業（自然的独占）としてニューヨーク地域のエネルギーを一手に支配するコンソリディテッド・エジソン社の横暴を詳細に描き出しており、アメリカ大都市の政治・経済を検討する上での不可欠の視点を提供している。

<2>

既に見てきたようなニューヨーク財政分析に基づいて、本書がどのような改革の展望を打ちだし、いかな

る階層をその担い手として構想するかという点は、大変興味深い問題である。先づ、終章における著者たちの提言の内容を検討しよう。「ニューヨークは生き残れる」と題する提言は次のようにまとめられる。

(1) 連邦政府の政策転換

- サンベルト重視の公共投資を転換する——民主主義的地域開発
- 連邦予算によるナショナル・ミニマムの保障、歳入分配計画の基準数値の修正（人口数→失業率と生活費統計へ）

(2) 民主主義的税制改革

- 独占企業への累進的所得税制、厳格なキャピタル・ゲイン課税、多国籍企業への課税
- 徹税制度の改革、不動産税免除の廃止

(3) 自治体信用市場の改革

- 連邦都市銀行を創設し、自治体債券の発行業務を改革し、金融業者による投機を規制する

(4) 銀行の民主的規制と公益事業（コンソリディテッド・エジソン社）の公有化

(5) 鉄道と港を中心とした都市経済の再生

(6) 合法的賄賂、横領の規制

これらの提言は、先に見た2つの理論的枠組みと重ね合わせてみれば、ニューヨーク財政改革の展望として極めて説得力のあるものといえよう。

われわれは、別の箇所で、「アメリカの地域社会における財政民主主義」の課題を検討した際に、本書とほぼ同様の結論に到達しているが、そこでは、財政民主主義の担い手、推進力として「公務労働運動」の発展に注目した。すなわち、カリфорニア州立大学教授、J・オコンナーの理論を手がかりに、財政危機が公務員の「労働者性」と「専門性」の発展を促し、公務労働者が一方で、福祉予算の増大を望む地域住民と連帯し、他方で、「能率基準」を導入する行政官との対決を強めつつ、官僚機構の民主化に向かう運動を積極的に評価した〔関連文献(3), (7)〕。

しかしながら、本書の展望には、担い手の確定の点でわれわれのそれとは食い違いがある。財政改革の担

い手として本書が注目し、期待するものは、第12章で取扱っているコープシティ家賃ストライキを挙げた「中産階級の反逆」である。アメリカ最大の住宅団地の住民たちがから取った「勝利」を本書は次のように評価している。

「およそ革命家らしからぬ集団が予想を裏切って勝利したのである。コープシティの住民たち——バス運転手や建設労働者や事務員や主婦など——は、断固として動かぬ州政府や、ニューヨーク市の金融界、裁判所、政党マシーン、それにがいして敵対的なマスコミといった大勢力の挑戦を受けて立った。住民たちが要求したのは、自分たちの地域共同体と生活の質とを自ら管理すること以外の何ものでもなかった。…………従来抵抗の中心であったところ、すなわち労働組合や人種グループ、教会、それに広く選挙で選ばれたリーダーたちは、今日の経済危機と対決するには、何もできずまったく無力であることが判明した。……コープシティの話は、わが国の都市を救いたいと考えている人びとが、じっくり研究するに値する。」(pp. 312—313)

見られるように、著者達は、金融資本の利潤源泉として展開される大規模な公共事業がひきおこす地域社会の解体に対抗して、地域社会を再生するものとして中産階級の住民運動に極めて大きな期待をかけている。

この「過大」とも言える住民運動の評価は、公務労働運動及び労働組合運動全体の著しく低い評価と裏腹の関係にあるといえよう。例えば、第9章は労働界の苦悩を描き出しているが、そこでは、公務労働組合が60年代から70年代にかけて大きく前進してきたにもかかわらず、全体として、組合指導部を牛耳る「労働貴族」の影響下にあって、財政改革の主力部隊たりえないこと、更に「永続政府」としてニューヨークを市配する官僚機構の構成要素ともなっていると警告している。残念ながら本書では、住民運動と公務労働運動との連帶の芽を見出し、これを理論化することには至っていないが、この責任は著者達にあるというよりは、

むしろアメリカの公務労働運動をめぐる困難で混迷した現状に帰するものではなかろうか。

<3>

以上、評者の意見も交えながら、本書の粗忽な紹介を行ってきたが、アメリカの若手ジャーナリストの実力は驚くべきものだというのが卒直な感想である。

最後に、都市財政危機と都市財政改革の研究を進める上で、本書の提起している論点をまとめておこう。

(1) 現代資本主義の危機の一つの集約点としての大都市財政の危機という視角〔関連文献(1), (2)〕。

(2) 国家財政危機、地方財政危機と金融資本的蓄積との関連。——とくにアメリカにおいては、国債と地方債の累積が金融資本の利潤源泉に転化し、同時に、自治体財政の「破産」が金融恐慌のひき金にもなる〔関連文献(3), (6)〕。

(3) 地域的不均等発展と大都市経済の衰退との関わりを、サンベルトとスノーベルトの不均等発展及び、大都市圏における「中心都市と郊外」の不均等発展との重層的な関係において把握する〔関連文献(4), (5)〕。

(4) 財政改革の点では、本書の展望にはば出し尽くされているが、アメリカの自治体の旧態依然たる財産税（不動産税）依存体制からの脱却の課題をつけ加え

ておく〔関連文献(6)〕。

(5) 財政改革の担い手としての公務労働者と中産階級の連携の問題、等々〔関連文献(3), (7)〕。

都市財政に関心のある方々は言うに及ばず広く御一読をお薦めしたい著作である。

〔関連文献〕

- (1) R. E. Alcaily, ed., *The Fiscal Crisis of American Cities*, 1977.
- (2) KAPITALISTATE, No. 4-5, *The Urban Crisis and the Capitalist State*, 1976.
- (3) J. O'Connor, *The Fiscal Crisis of the State*, 1973.
- (4) 宮本憲一, 「アメリカ大都市財政危機とその改革」『財政改革』, 1977年。
- (5) 柴田徳衛, 「ニューヨーク市の財政権とその背景」『日本の都市政策』1978年。
- (6) 森 恒夫, 「アメリカの州・地方債」『都市問題』70巻11号, 1979年11月。
- (7) 佐々木雅幸, 「アメリカの地域社会と財政民主主義」島恭彦・池上惇編『財政民主主義の理論と思想』1979年。
- (8) 加藤栄一, 『原点からの通信』1977年。

〔加地永都子訳, 筑摩書房, 1979年〕

(筆者 所員・吉田支部)

小野一郎『現代社会主義経済論』

音 羽 周・田 中 宏

資本主義から社会主義への移行期である現代にとって社会主義とは何か。パラドクシカルにきこえるこの問いは、社会主義経済研究者にたいする根底的な問題提起であると同時に、その解答の提示を迫まられているものである。

本書はこの問いかけに真正面から取組み、社会主義経済の理論構築と現存社会主義経済の現在位置と問題状況の実証的解明とを「一つの統一的な対抗関係において」提示した意欲的な著作である。本書のかかる性格は構成にもあらわれている。この構成では第一部に社会主義経済の理論が、第二部に現代社会主義経済の展開——ソ連社会主義の現状——があてられ、そしてこの両者を総括する立場に序論、現代社会主義経済の基本視角が位置している。それゆえに序論の検討から入ろう。

I

序論において、現代社会主義の全体像はどのような理論的枠組みにおいて構成されているだろうか。著者によれば、現存社会主義は資本主義的発展の後進性及び一国社会主義という、二重のきびしい歴史的条件に制約された体制から転換しつつあるが、「世界史的にはなお初期的段階」にあるにすぎない。現存社会主義のかかる転換期の特徴はソ連・東欧の経済管理改革のうちにみいだせる。それは経済効率化と社会主義的民主主義の内実化の二つの基軸をもって進行している。ところで他方、資本主義諸国に目を転じれば、その先進諸国で「先進的民主主義」の延長線上に自国の社会主義を展望する問題提起がなされている。

それゆえ、現代にとっての社会主義は、科学的社会

主義の古典的理念、現存の社会主義体制の現実、資本主義世界で提示される社会主義像のどれかひとつから導きだされるのではなく、これら三者の接点のうちにその現在位置と展望が確定されなければならないと主張される。現代社会主義を考察する上での、かかる初期段階規定、二基軸、三者接点の基本視角の定式こそは本書全体の理論的基調であり、その第一の特徴である。

本書の特徴の第二は、社会主義社会を共産主義それ自身の基礎のうえに旧社会の母斑をくっつけているという、二重の性格をもった社会であると把握、その二重性を平等と不平等の関係として展開している点である。

社会主義思想は、今まで平等を旧社会の批判の武器のひとつとしてきたが、本書では未来社会を解明し、現存社会主義を批判的に評価・分析する上での、科学的に基礎づけられた武器として発展させられている。すなわち、生産関係における本質的平等とは、共同所有・共同労働・共同管理という経済的内容をもつ、共産主義社会の社会的所有に規定される生産・分配・消費における基本的平等と自覺的規制、分業から労働転換への転化の進行、個人の全面的発達と分業の廃止および国家の社会的自治機関への転化の進行、意識的・直接的・計画的生産とそれによる生産力の不断の発展を総括する概念である。ところが、共産主義の第一段階における、旧社会の母斑に規定された事実上の不平等（個人の分業への奴隸的従属）の上では、この平等は「形式的な平等」であり完全に「実質的平等」とはなりえない。ここでは「労働者の不平等な個人的天分としたがってまた不平等な給付能力」が現存し、「必

要に応じた分配」でなく「労働に応じた分配」が必然化される。かかる基本的生産関係の二重的性格は、社会的生産の組織的機構、企業の相対的分立性と国家の相対的分離性およびその機能様式、計画的生産における「商品・貨幣的」諸関係を規定し、第2部現状分析をその射程に入れている。

II

各章の検討に入ろう。まず第1部第一章では、賃金改革、経済改革との関連で、物質的関心の利用強化の理論的諸問題が「能力におうじて働き、労働におうじてうけとる」という生産・分配関係における平等・不平等の二つの契機の統一から解明される。周知のように『ゴータ綱領批判』で定式化された上記の命題は「各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて」に到達するまでの過渡的社会に貫徹する法則である。この法則の平等の契機とは自由人の連合労働者の労働が「能力におうじて働く」という意味での真に平等な普遍的義務であり、この社会的労働への参加が個人的生活資料取得の唯一の条件であることである。と同時に他方では、生産力の発展水準が「個人の分業への奴隸的従属」の存続を許し、この従属は生産手段の配分と使用における技術的不均等性を生産手段の利用にかんする社会成員間の関係として固定化することによって、そこでの社会的経済的不平等を規定する。精神労働と肉体労働との分業はここでの奴隸的従属の分業の基本的内容であるが、それは各人の全面的発達の未成熟によって、社会成員の職能としての精神労働と肉体労働とを固定化する。

分配関係ではかかる生産関係における二つの契機に照應して、労働におうじた分配での平等と不平等の権利が規定される。これを図式的に示すならば、平等の契機の系列としては自覺的・創造的労働—道徳的関心の充足、第一の生活欲求—等価交換一分配の均等化=賃金格差の縮小傾向、社会的消費フォンドの充実が、不平等の契機の系列としては分業への奴隸的従属—労働にたいする社会成員の態度差異—物的関心の強化—

労働におうじた分配のひとしい尺度の適用自体の不平等と労働という尺度の適用から派生する不平等—労働の量だけでなく、労働の質におうじた賃金格差が、統一的に展開される。もちろん、両系列は平等の主導性にもとづく、不平等の漸次的消滅の過程として相互関連している。

第二章では社会主義経済運営における体制的民主主義の原理と構造が解明される。つまり、共同所有・共同労働・共同管理の管理機構は自主性、多元性と統一性の二契機、機構の組織・技術的構造（集権と分権の結合様式）と管理主体の社会・経済的実体（現実の管理への関与の実体化）の二断面からなっている。そして民主集中制こそはこの両断面において二契機を結合する原則であるとされる。ここで体制上の民主主義の必要条件は、システム全体の機能の統一的制御を可能にするような中央上位機関への権限集中を前提としたマクロの決定と企業(間)のミクロ決定、個人のミクロの経済的意思決定の相互関係の整合性、その一般的基準であるにたいして、その十分条件は国民自らの手による自主的管理の広範な展開である。社会主義社会・経済管理はこのような自主的管理であると同時に専門的・国家的管理であるという二重性をもつている。かかる二重性は分業への奴隸的従属、ブルジョア的权利の強制の必要性、階級区分の存続によって根拠づけられる。ここでの問題はこの二重性が常にある種の分離性をはらみ、官僚主義発生の源泉となることである。それを防ぐためには、管理上の多元性、政治的・市民的自由、管理責任者の民主的選任と解任、活動点検方法の十全な保障が必要とされる。

統いて第三章では最適経済システム論の展開方向、社会主義的所有と経済機能メカニズムの位置づけの試論的検討がなされ、第四章では、先の二契機との関連で労働組合の役割が検討され、①共産主義建設推進の真に大衆的な母体、管理参加の推進者の役割、②新社会建設への広範な労働者の要求の反映、生活・労働条件の改善、利益の擁護について具体的に考察される。更に補論では三点にわたって、マルクス、エンゲルスの

社会主义経済論のレーニンによる発展が整理されている。

III

第二部は現状分析にあてられている。その第一章ではソ連の発展段階区分が検討される。一般的に社会主義生産関係の形成過程は外延的・形式的契機と内包的・実質的契機とからなる。30年代後半のソ連は前者の完了と後者の未完性という意味で初期的段階にはいったにすぎない。実質的形成における未成熟性は一国社会主義と後進性という特殊な歴史的条件によるものであるが、この条件は倍加された『旧社会の母斑』として社会主義段階のソ連に内在化される。50年代後半、基底における二重の特殊な歴史的条件から解放され、ソ連は新しい発展局面、成熟した社会主義への移行局面にさしかかった。

以上のような段階区分とその視角から、ソ連における段階規定、つまり「社会主義の完全な勝利」、「共産主義の全面的建設期」、「発達した社会主義」が含む問題点、否定的側面と新しい課題的側面が明らかにされる。

第二章では、第一章をうけて社会主義の成熟度が生産力と生産関係の両面にわたって統計的・具体的に検討される。前者では発達した資本主義諸国に追いつき追いかくことが現実に長期の展望的計画の射程内にとらえられる発展段階にあり、後者では①国家的所有と集団的所有の接近の進展、②科学・技術革命による分業の漸次的新たなための必要条件の初期的形成、③労働におよじた分配原則の高度な展開にたすけられて社会主義の完全な成熟への移行局面に現段階があり、それが経済機能メカニズムの新しい形態を要求していることが明らかにされる。

第三章では社会主義賃金制度の構造と変化、新しい報奨金制度について考察されている。

第四章はこの著作全体のまとめと将来的展望を示すものともなっている。ここでは、重工業優先と高度な集権的・国家的管理の「30年代経済体制」から幾多の

管理機構の改革を経て、内包的・効率的な総合発展型に脱却する過程としてソ連社会主義の発展の概略が与えられている。ところでこの過程は、序論で示されたように、効率化と民主化の二基軸・課題にそっておこなわれる。つまり効率の課題は経済の停滞現象を克服する手段としてだけ提起されているのではない。それは全社会員の全面発達、高度の福祉・消費水準の達成という経済発展の内容上の民主主義の可能性を現実化する不可欠な必要条件であるが、効率化の推進は経済管理体制上の民主主義を外的必要条件としている。このような二つの課題の相互関連、なかでも民主化の課題はソ連では十分認識されていないしながら、民主主義原理の必要条件である分権化に関しては、「30年代体制」の集権と指令主義の根本的変革の未達成と集権的傾向の再生が、そして民主主義の十分条件である自主的管理の内実化に関しては、特に政治的民主主義の制約による制限が重大な問題として残されているとされている。

IV

以上章別にみてきたように、現代社会主義についての著者の立論は、初期段階規定、効率化と民主化の二基軸、古典・現存社会主義・先進国の展望像の三者接点、平等と不平等の二契機という基本視角のうえに組み立てられている。

これらの基本視角のうちで、「あとがき」で指摘されているように、三者の接点で現代社会主義を把握する方法は本書の最大の特徴である。しかしながら問題はその先にあるのであって、研究の実際にあっては、三者のあいだのいかなる位置に接点をおくかがひとつとなる。特にその場合、唯一実在する社会主義の現実をふまえることを考慮するならば、社会主義経済の理論体系あるいは理念と現存社会主義の現実との理論的な橋渡しの問題として、先の問題は再設定される。本書で理念と現状とを結んでいるのは、社会主義的機能メカニズム論である。W・ブルス以来の機能メカニズム論の研究成果を摂取しながら、それを原理的

に発展させることによって、現実と理念のどちらか一方に傾斜することから免がれ、社会主義の多様な存在様式をも合理的に説明することを可能ならしめている。しかし残念なことに、理念一機能メカニズム—現状の相互関係の執拗なまでの追求は、本書に多少の難渋さを与える要因ともなっている。

以上が方法論ともかかわる全体評価であるが、次のような点での疑問が残っている。

その第一は社会主義国家論に関するものである。著者の二契機の論理からすれば、平等の契機と大衆的・自主的管理、不平等の契機と職能的・専門的・国家的管理が対応的に展開される。ここでの問題は補完的である不平等な契機に規定される専門的・国家的管理が主導的であるとされる点である。そこにはズレと逆転がある。現存社会主義のいかなる抽象によっても自主的管理の性格が主導的であるとは判断しがたい。この点での認識は一致している。しかしながらそれを認めるならば、平等と不平等の関係はいまいちど再考されてもよいのではなかろうか。あるいは今一步ふみこんで、土台と上部構造のかかる不一致は、現存社会主義が現実に内蔵する不一致、矛盾の理論的反映であるとするならば、解明のための貴重な示唆があたえられているとはいえ、現実の不一致を構造化している契機と要因・条件を明らかにすることが期待されていると思われる。

第二の問題は社会主義の一般的発展理論についてで

ある。著者によれば、『資本論』における、資本のもとへの労働者の形式的包摶と実質的包摶との関係を適用して、社会主義的生産関係の形式的包摶の完了と実質的包摶の未完了として初期社会主義を把握される。しかしマルクスの展開は明らかに、資本主義の理論次元の問題であって歴史的発展として確定しているわけではない。しかもあえて歴史発展段階論に適用するならば、技術的・生産的原理を異にするこに起因する形式的包摶と実質的包摶の論理は、共産主義の低次と高次の段階区分に利用されるべきである。しかしながら、かかる指摘は著者の問題提起をも洗い流すものではない。評者の考えによれば、現代のソ連社会主義の発展段階を確定するためには、複数社会主義体制を出現・再生産せしめている世界的な生産力構造におけるソ連での展開と発展、その上に成立する生産諸関係、これらと歴史的後進性および世界史における冷戦構造との相互関係の実証的分析がなによりも求められているように思われる。

現代社会主義経済論は、現代という性格上、きわめてボレミークな研究分野である。しかしそうであればあるほど、研究到達段階の確定と実証にもとづく発展が必要とされる。本書は1970年代の社会主義政治・経済学研究の成果を総括し、80年代の方向性を展望したものであることは疑いえない。必読の書である。

〔青木書店、1979年〕

(筆者ともに大阪支部・所員)

A・ハント編『階級と階級構造』

湯本 誠

〔I〕 戦後の「先進資本主義諸国」に共通してみられた高度経済成長は、所謂産業構造の高度化、技術革新の急速な展開を、他方では労使関係、労働運動に顕著な変動をもたらした。と同時に階級構造の激変とりわけ労働者階級の質的構成変化を誰の目にも明らかにしたのであった。

60年代に入るや、政治経済学は政治戦略上の諸問題についての、また、それを巡る貧困化論など様々な議論、論争を登場させた。同時にしかし労働社会学はフランスを中心に「新しい労働者階級」論（S. マレ）、「新しい中産階級」論（A. トレーヌ）、「豊かな労働者階級」論（ロックウッド、ゴールドソープラ）などを工場調査により試論的に展開してみせたのであった。それらは、伝統的労働者とは質的に区別される、先端産業の中心的担い手たるホワイトカラー労働者、技術者などの階級的性格や位置、社会一価値意識そして政治志向等々を戦略課題として如何に把握するかという問題意識を鋭く共有していたとみることができるるのである。

こうして社会階級論は、高度産業社会に於ける社会的分業の下での所謂精神的労働者の飛躍的増大と彼らの管理機能それゆえに階級的位置等を「先進国革命」、「現代社会論」とての問題性を感じ、以って理論課題の正面に据えたのであった。

それはまた正統派マルクス主義の経済主義、本質還元主義の克服という問題意識を共有する“マルクス・ルネッサンス”的展開と重なり合うこととなった。労働者階級の境界の確定をめぐって「一方の経済的なものと、他方の政治的・イデオロギー的なものとの関係」（6頁）の規定が政治路線上の展望を巡る現代社

会階級論の最大の理論的焦点となる所以である。

本書は直接には、70年代初頭のフランスに於いて「新しい労働者階級」論にとって代わる様に登場してきた若手政治社会学者、N. プランヴァス（Nicos Poulantzas 1936～1979?）の「新しい小ブルジョワジー論」の理論構造の検討、批判に焦点があてられている。彼は、労働者階級を生産的労働者と狭く定義し、不生産的労働者の大部分を「独自な一階級」＝「新しい小ブルジョワジー」と規定する。その際「社会的分業の全体におけるその位置」（178頁）の確定の点で政治的・イデオロギー的基準が「新しい小ブルジョワジー」の階級帰属を積極的に規定すると主張する。更に戦略上両階級の「同盟」を説く。

さて、そもそも彼の問題意識は、現代資本主義の統治、権力構造の解明から唯物論的歴史観の再構築を計ろうとすることで貫ぬかれており、先の“マルクス・ルネサンス”的問題提起と重なるものがある。以下こうした現代マルクス主義論の展開の視角から各論文の紹介をし、ついで若干の評価を加えることにとする。

〔II〕 ここに収められた7論文は夫々異なる視角と領域から階級論に於いて経済・政治・イデオロギーの諸要素の相互関連をどう捉え、如何にして経済主義を克服するかという問題関心を共有している。即ち S. ホールはマルクス階級論研究を通じ、エンゲルスの相対的自律性論の継承の見地から「階級闘争の理論とは、経済的なもの、政治的なもの、イデオロギー的なもの、という種々の在り場所と諸階級での階級諸関係を、矛盾を含み転位を示す諸代表として、『統一』する理論である」（81～82頁）という代表理論を展開する。

V. アレンは労働者階級の内部分化を労働市場論から

解明する。A. ハントはプランヴァスを経済主義と断罪し、「社会的生産諸関係」概念の操作（143頁以下）から出発しつつホワイトカラー労働者の階級的位置の確定について、経済的水準は労働者階級の潜在的境界を与え、「階級的諸関係」が、政治的・イデオロギー的規定を与える、とする代案を説得的に打出す。プランヴァスはここでは自説への様々な批判への反批判のかたちで問題意識と理論構造を明快に述べている。P. ハーストも同様に彼を経済主義的偏向と断じ、政治勢力と経済的階級との「必然的不照応」から、ホールとは異なる、政治的・イデオロギー的要素の＜（絶対的）自律性＞論に基づく代表理論を結論づける。以上の諸論文とは若干異なる問題領域から、J. ガーディナーは女性の位置が階級的分割と性的分業の2重の作用によって決定されるとし、最後にJ. ウェスター＝ゴールは、コーポラティズム批判を介して階級分析に接近し、不平等の構造が階級構造に由来すると説くのである。

以上が概略であるが、結論的にいって、プランヴァスの「新しい小ブルジョワジー」論には全体として批判的である。

〔Ⅲ〕(i) 各論文においては、即ち階級から対的階級へ、という周知の枠組の中で経済的なものと、政治的・イデオロギー的なものとの関連を問題にする、かつての「土台一上部構造論」の発想（177頁参照）は後景に退き（もっとも、ホールとハントは異なる文脈からその有効性、復権を主張しているが。51、154—155頁）「政治的、法的、イデオロギー的なものは、われわれが『経済的なもの』と広く名づけたものの内部で諸効果をもっている」（79頁）という叙述に見られる志向が明示され、唯物論的歴史観の今日的展開として注目してよい。(ii) 今日の「先進国革命」路線は

かつてと異なる主体像・人間像を意識的に模索せざるを得ないが、その時“階級と人格的個人”的問題がここに登場することとなる。人格的個人（『ド・イデ』）とは、階級的・平均的・偶然的個人とは区別される、社会関係の扱い手に還元されないものである。この点で、正統派マルクス主義の「本質還元主義」の批判と克服という優れた問題意識から出発したイギリスの社会学者達は、「人間」を「構造」の中に解消、還元してしまうアルチュセループランヴァスの科学主義的問題設定の根底的批判には到底行きついでおらず、そこに、階級論における人格的個人の解明という課題が残されていると筆者は考える。この見地からすれば彼らはみずから批判した「本質還元主義」の域から抜け出していないといえるであろう。(iii) 階級構造分析上の手法として、一般理論と現状、情況分析上の理論枠組との関連を意識的に追求しなければ現代マルクス主義は社会学・政治学の情況分析の諸成果を批判的に摂取できなくなるが、この点でプランヴァスの理論構造はなにほどの示唆を与えていると思われる。しかしイギリスの理論家達はプランヴァスの階級分析を、それを生み出したフランスの階級構造の情況との関連で問うことをしておらず批判の仕方としても問題は残る。(iv) 今日の階級論の錯綜した展開の中からプランヴァス批判のかたちでイギリスの社会学者達の大膽な理論的見地がここに紹介されたことは、「政治的・イデオロギー的なもの」を積極的にうちに含んだ社会階級論をもたないとされる日本の正統派マルクス主義階級論の現状とその再検討の動向に照らしてみると、共通する理論課題も少なくないのであり、大きな意義をもつものと思われるのである。

（大橋隆憲他訳、法律文化社刊、1979年）

（筆者 立命館大学大学院）

雑誌文献紹介(4)

(1)

『経済』9月号は「アジアの新構図と復活する日本軍国主義」と題して、現段階における日本軍国主義の問題を特集している。冒頭の西村恵一・吉野努・米川幸作の三氏の<ついに談>、「アメリカのアジアへの回帰」と日本」は、70年代後半に構築された「日米軍事同盟を軸として米日中三角同盟といわれるようなアジアにおける新しい枠組」の中で日本軍国主義の復活がどういう段階にきているかということをテーマに議論されている。それによれば、今日、日米軍事同盟のもつ意味が、ベトナム戦争強調してきた米日韓一体化の強化ということだけでなく、日本の受けもつ役割が、いまや明白にアジア太平洋地域に拡大され、アメリカに従属しながら、表にあらわれる主役として登場してきたこと。アメリカのアジアへの回帰、アメリカ主導の新しいアジアづくりは「太平洋経済圏」確立への動き。そして、「難民」問題キャンペーンによるベトナムへの政治的包囲とアジア太平洋地域の西側世界による政治的結束の強化。さらに、それらの背景にあるアメリカ多国籍企業の投資戦略のヨーロッパからアジアへの転換があること。このようなアメリカの「アジア志向」に従う形で最近、80年代の日本独占資本の戦略としてクローズアップされてきている「環太平洋経済構想」や「総合安保」構想がでてきていることなど、最近の日本軍国主義の復活の動きを80年代のアメリカの世界戦略の中に位置づけて議論されており、興味深い議論を展開している。

特集には、その他に、わが国の軍事産業の新しい段階について論じている木原正雄氏の「日本軍需産業の新たな展開」、現代資本主義の経済軍事化について、わ

かりやすく議論を展開している坂井昭夫氏の「経済の軍事化と現代資本主義」が入っている。特集全体としてみると、最近問題になっている日本独占資本の80年代戦略の重要な柱となっている「総合安保」、「危機管理」構想の危険性やその背景にあるものについて、深く掘りさげた議論が不足しているように思われる。

その他に同号は、原油問題と世界資本主義の展望について、北田芳治・佐々木憲昭・佐藤定幸・柴田政利の四氏による座談会、「20ドル原油下の世界資本主義」が組まれている。その中で佐藤定幸氏は原油値上げによって最も大きな影響を受けるのは、国際競争力の低下によって輸出価格に転嫁することが困難なアメリカであり、原油価格の上昇とともに国際収支は悪化し、国際通貨危機の激化の可能性を指摘している。また柴田政利氏は、原油値上げによって非産油発展途上国は当面、深刻な影響を受けることは必至であるが、一般に言われているような新国際経済秩序の実現をめざす運動が産油国と非産油国に分裂する可能性については否定的で、ジグザグにあるにしても「南の諸国」は、「集団的自立」をめざして基本的には前進するであろうと指摘している。

同誌10月号は、1929年世界大恐慌50周年を迎えて特集として、「大恐慌50年」を組んでいる。林直道氏の「世界大恐慌の歴史的意義」は、1929年恐慌をマルクス主義経済学だけが予言していたこと。この大恐慌の特質として工業生産の低下の大きさ、失業率の異常な高さ、農業恐慌とのからみあいなどに照して、文字どおりの深刻な恐慌であったこと。金本位制の消滅をもたらしたこと、さらに恐慌が空前の長さでつづいたことをあげ、この恐慌の諸結果として資本主義批判のたまり、ファシズムの出現、国家独占資本主義の本格化

段階をもたらし、経済のブロック化と第二次大戦へ導いたことをあげている。そして、29年恐慌の現代への教訓として、1974年恐慌が大戦後最初の本格的な世界恐慌であったとして、今後、独占体による国民諸階層への経済的圧迫の強化、ファシズム、軍国主義復活の危険性、統一戦線の重要性を指摘している。

桜谷勝美氏の「昭和恐慌論」は、昭和恐慌を境として日本の社会はまったく異なる政治・経済状況だった点に着目し、このような日本資本主義の転換をとげるうえでの昭和恐慌の役割について論及している。それを明らかにするうえで同氏は、20年代の日本資本主義が通説でいわれているほど「慢性不況」ではなく、また重化学工業化も停滞的でなく、むしろ「若々しい異常な速度で進歩しつつある資本主義國」であったこと。さらに、20年代の日本資本主義は外資輸入依存の再生産構造の枠の中にある、米・英帝国主義への金融的依存を強める方向にあったこと。それが世界大恐慌の中で外資依存の道が絶たれ、発展の方向転換を余儀なくされたことなど、旧来の通説的な20年代日本資本主義論・昭和恐慌論に対し、多くの問題提起を含む議論を展開している。

儀我社一郎氏の「全般的危機と国家独占資本主義」は、進歩勢力による国家独占資本主義の変革という見地から、どのような問題点が重要であるかを検討している。同氏は国独資の本質を把握するうえで重要な論点として、国独資における防衛的性格と攻撃的性格という視角、国家論、発展途上国における国家と独占および「国家的独占」の位置づけ。さらに国独資論争上でレーニンの真意の正確な理解について、とくに国家資本主義と国家独占資本主義との明確な区別と相互関係について、「国家的独占」概念の正確な理解的重要性。管制高地における広義の公企業と私企業の区別、各国における管制高地国有化にかんする異なった状況と位置づけ。「一国国家独占資本主義論」の限界についてなど多くの論点を提示している。

その他に特集としては、1930年代社会主義の歴史的特質を明らかにした、岡田進氏の「1930年代と社会主

義」が入っている。特集全体として、どれも興味深いものであるが、特に桜谷氏と儀我氏の両論文は問題提起に富んでいて興味深いものであった。

同号はその他に特集にはなっていないが石油問題を扱った吉本雄一「石油の国内流通機構と価格問題」、野村存生「政府の『石油危機』論・節約方針批判」、谷原順夫「メジャーの利潤追求と原油価格構造」の三本の論文が入っている。また、シンポジウムとして「注目の焦点、ベトナム!!」が企画され、上島武・加茂徳治・古田元夫・和田正名・吉村弘の五氏によって、ベトナム破壊史、「難民」問題、社会主義について議論が交されている。その他に個別論文として最近の近代経済学の「ケインズ派」と「新古典派」(フリードマン、ブキャナンなど)の論争と両派の限界性についてやさしく論じている、菊本義治氏の「資本主義の危機と近代経済学の危機」、また、第三次産業拡大をめぐるさまざまな思想的潮流、とくに「脱工業社会論」、「文化産業論」、「地域主義」などに批判的検討を加えている、飯盛信男氏の「第三次産業をめぐる思想的諸潮流」などがある。

同誌11月号は、「財政の破たんと高負担」と題して財政問題について特集している。

二宮厚美氏の「『日本型福祉社会』構想の危険な中身」は、「新経済社会七ヶ年計画」のもっとも重要な柱の一つとして掲げられた日本型福祉社会が、財政再建の課題と結びついて住民生活にいかなる影響をもたらすかを検討している。同氏は国際的産業調整の圧力を背景にした内需拡大の課題をになわされた日本型福祉社会の推進は、一方で公的福祉の領域を家族の自助努力や企業の活力にゆだねることによって福祉行財政の総枠を規制・削減させると同時に、他方で都市・地域開発や生活基盤関連資本、福祉・医療産業などが住民生活のあらゆる領域まで寄生の根をはりめぐらし、それを背後からささえる財政経費の膨張をもたらすことになり、それは行財政の「減量経営」にくわえて増税を準備せざるをえないとしている。そして、政府・財界はこれらの財政需要をみたための財源を根拠とし

て日本の国民の高い貯蓄率をあげ、この活用こそが、国際的産業調整にも、日本型福祉社会推進のためにも財政危機克服のためにも一挙三方同時解決のカギをにぎるとする考え方に対して、日本の勤労者の高貯蓄率は決してヨーロッパなど所得水準のうえでの貯蓄ではなく、老後や病気、教育、住宅等半ば強制された貯蓄であり、これを根拠とする増税・保険料のひき上げは家計の下方硬直性をいっそう強め、家計のゆとりや余裕をせばめ、家計にたいする国家、金融機関の支配領域・源泉をひろめ深めることとなるとして批判している。

犀藤純氏の「一般消費税創設問題と不公平税制」は一般消費税創設をめぐる現局面の概括とその負担構造の逆進性の問題を検討している。

坂井昭夫氏の「ケインズの破産と近経財政論の地殻変動」は、揺らぐケインズ経済学の権威とその攻撃の急先鋒をいく J・M・ブキャナンと R・E・ワグナーの議論の批判的検討をおこなっている。市場メカニズム万能主義、均衡財政主義を主張するブキャナンらの議論が歴史的に破産したものであるにもかかわらず今日、再び近経財政理論の中で復活してきていることに対し、「支配層が赤字財政を必要とする場合にはケインズ経済学が、財政危機が深刻な状況にあるときにはブキャナン流の理論が、というように場面に応じて主役が交代する形が予想される」という指摘は、近経財政論の俗流的性格を的確に批判しているように思われる。特集全体としては多少、難解であったが二宮氏の論文が興味深いものであった。

同号には、その他に柴田政利氏と土生長穂氏による「対談・80年代めざす非同盟運動」が企画されている。両氏は79年9月にひらかれたハバナ会議の意義として非同盟の理念が、たんなる等距離外交でなく、平和を達成するために帝国主義・植民地主義とたたかうことなしに達成できないことを確認したこと。中東問題ではじめてアメリカ帝国主義を宣言の中で批判したこと。日本が帝国主義勢力の一員として明確に名指しされたことなどをあげている。その他、非同盟運動の

歴史と性格、新国際経済秩序への展望などが議論されている。

同号は、さらに「シンポジウム・第二次石油ショックを徹底討議する」と題して、石川透・北田芳治・関恒義・吉本雄一の四氏によるシンポジウムをおこなっている。シンポジウムは第二次石油危機の構造的原因をめぐって73年石油危機と今回の危機とのちがいについて需給問題の深刻化、OPECの資源主権の強化、メジャーをつうじての販売からの脱皮などをあげている。また、転機に立つエネルギー政策、石油業界再編問題では80年代のエネルギー政策は「代替エネルギー やります、公団を作ります、税金をとります、もう一つは特別会計」の四本柱であり、代替エネルギーにしてもメジャーに依存せざるをえない性格のものであること。石油業界の再編、民主的な総合エネルギー政策の意義などについて議論している。

秋田弘氏の「第二次石油危機と日本独占資本」は伊藤忠商事の東亜石油グループ解体、三井物産のイラン日本石油化学問題の真相、第二次石油危機下の日本のエネルギー問題と政府、日本独占、総合商社の行動の最近の特徴について検討している。

その他に同号には個別論文としては、山口正之氏の「79年版『経済白書』批判」、木原正雄氏の「『新経済社会七ヶ年計画』批判」などがある。

(江尻 彰)

(2)

『経済評論』11月号は、特集「日本経済・課題の構造転換」を組んでいる。合計8本の論文は、資源・食糧・財政・政治状況など日本経済の現局面を把握するうえで重要な対象を網羅している。しかし各論文とも程度の差はあるが、表題に比して戦後日本資本主義の構造に立入った分析が不足しており、現状把握も政策提言も現状変革の迫力の乏しいものとなっている。

鶴田俊正「日本経済の政治的構造」は、スタグフレーションに悩む欧米各国や困難を抱える発展途上国など国際社会からの諸要求と、国内のインタレスト・グ

ループからの諸要求とを政治の場でいかに調整していくかに80年代の日本経済の課題を求める。従来の日本に欠けていたこの政治における競争原理を作り出し、一方では市場機構に解決を委ねながら、他方では、残る問題をインタレスト・グループの利害調整によって解決する方向をとるべきだというのがその結論である。叶芳和「石油インフレ論批判」は、「石油危機」の相対価格の変動をひきおこすにすぎず、日本経済は技術革新投資を基調とする景気回復と税の自然増収（ビルトイン・スタビライザー機能）によって、「静かで健全な成長」を持続するであろうという楽観的見通しを説いている。和田八東「『財政再建』の課題と方向」は、公債依存度の高さで財政危機を説明し、財政再建を公債依存からの脱却すなわち増税に求める政府の財政再建策を批判し、財政危機は単に収支の問題ではなく財政全体の構造的危機であるとする首肯すべき見解を述べている。この立場から再建は増税によってではなく、公共サービス、所得分配の公平化、経済の安定という現代財政の目的をふまえた制度的整備によっておこなわれるべきであり、その重要な柱は地方分権型財政への転換であると主張している。しかし、肝心の財政の「構造的な危機」の解明を欠くために、財政再建の提言として物足りないものとなっている。依田直「資源戦略の新次元」は、周知の総合安保論、危機管理論の立場で資源戦略を述べたものだが、東京電力企画室長の手になるだけあって、資源・エネルギーへの財界の対応を知るうえで明解・有益な論文である。依田はまず、前回に比して今回の石油危機は「資源不足」という特徴をもち、従って石油依存度の高い日本は最も脆弱な基盤に立っていると、日本の置かれた地位を明らかにしている。日本の選ぶべき道として依田は、短期と中長期の二つの戦略を提示している。第1の短期的戦略は、当面する資源制約を克服するための「短期的リスク・マネージメント」であって、石油の備蓄、国際的相互融通システム、産油国との相互依存関係の緊密化などがその方策である。第2の中・長期戦略は、第1の方向を踏み固めながら、原子力に

よって資源の安定確保をはかるとするものである。依田によれば、石炭・天然ガスは開発やコストなどで難点があり、地熱・水力なども補完的役割にとどまる。今村奈良臣「転機にたつ食管制度」は、食管赤字の要因を分析し、米だけに集中してきたことが食管を崩壊に導きつあるとして、食糧の総合的供給力の向上のためにも、食管を麦、飼料穀物、大豆などにも拡大すべきであるという提言をおこなっている。山崎充「地方の経済と雇用問題」は、各都市の産業の動向、就業労働者数の推移などを比較検討して、企業城下町と対比しながら、中小企業と地場産業を主体とした「地域完結型」の地域産業構造が、地方の雇用問題解決の条件となりうると結論している。（小淵 港）

『経済評論』12月号の特集は、恒例の「79年度の経済学一成果と展望」である。まず伊藤誠「マルクス経済学の活性化」は、欧米マルクス学派との交流が深まるなかで、正統派・宇野派・市民社会派の3大潮流の間にも対話の気運が芽ばえており、本年は国家論やユーロコミュニケーション評議などをめぐってマルクスの創造的展開のきざしがみられたと論じている。他方近経分野の回顧を、林敏彦「『供給の経済学』への方向」が試みている。これまでケインズ経済学では有効需要創出に気をとられすぎ、供給困難への対策が欠落しがちであった。したがって石油危機など外部的供給事情によってひき起された今日の経済危機は同時に、経済学の危機でもあり、今後は供給問題をくみこむ以外に経済学発展のみちはないと論じている。その他、世界経済・財政・金融・農業経済など各分野ごとに、研究動向の回顧がおこなわれており、一読の価値はある。

(3)

わが国の歴史学界では、民衆（思想・生活文化）史や民俗学分野への関心はたかまる一方にみえる。他方西欧の歴史学界にも、「社会史」と総称される類似の研究潮流が形成されている。こうした事情を背景にして近時、民衆史のたちばから西欧の社会史の動向を紹介し、その成果を受容・摂取しようという気運がひろ

がってきた。たとえば昨年度の歴史学分野の話題作となった網野善彦『無縁・公界・楽』、良知力『向う岸からの世界史』、阿部謹也『中世を旅する人々』などはともに、民衆史と社会史の交流の産物という性格をもっている。いわば国際的スケールで展開しつつあるこの種の研究動向を経済史を学ぶ者は、一体どのようにうけとめ、対応すべきであろうか。この課題が、80年代のマルクス主義史学の将来を左右しかねぬほどの重みをもって、われわれに迫ってきているという予感をもたざるをえない。

はたして『思想』9月号は「社会史」をテーマにした全面特集をくむに至っている。巻頭に配された柴田三千雄・渥塚忠躬・二宮宏之の3人の西洋経済史家によるい談「『社会史』を考える」は、フランスのアナール（年報）学派に焦点をしばりつつ、社会史の方法的特質を論じており、社会史とマルクス主義史学との方法論的相異を知るうえで役に立とう。社会史的方法受容の先頭にたつ二宮氏の整理によれば、フランスの社会史的潮流は、マルクス主義の「経済決定論＝階級（闘争）一元史観」への懷疑と反撲を1つのバネとする形で生まれたといふ。すなわち人間の生の営みをトータルにとらえようすれば、第一に人間行動を深層から規定する「心性」や文化現象などを重視する必要がある。歴史の実相は、この「心性」と政治経済現象との無限のからみあいとして展開しているからである〔二元論＝不可知論?!〕。第二に大衆闘争や政治的諸事件のなかよりも、もっとみぢかな日常生活の領域（たとえば性の問題や食物・住居・犯罪・教育など）のなかの方が、人間の本当の姿を浮びあがらせるうえで好都合だといふ主張である。このたとえながら、嬰児殺しや私生児・放浪者・刑吏・死の観念や狂気といった事象が歴史過程に果した役割にもっと光をあてるべきだと強調される。したがって第三に、この方法にあっては、当然、歴史過程の激変（革命）＝断絶性よりも連続性が、そのなめらかな漸進的変化の方が、強調されることとなる。誇張を恐れずにいえば、歴史の原動力なり人間の真実の姿というものは、いわば新聞記

事の政治経済欄よりも、文化・社会欄のなかの方により鮮明にみいだされるという主張（＝「三面記事の歴史学」）なのである。

中井信彦「史学としての社会史」でも、歴史を所有一収奪闘争に一面化したマルクス主義にたいする反省のうえに社会史が誕生したという経緯が語られている。次に社会史的方法応用の一実例として、長谷川昇「変革期における庶民エネルギーの源泉」は、明治維新期のヤクザの生態に着目して、乱世の狂氣と羣衆の精神構造の考察を試みている。

ところで社会史の流行は、歴科協運動のなかにも波紋を投じ、一種のとまどい状況が生まれているようである。たとえば『歴史評論』10月号は、「ヨーロッパ史学の新動向」と題する特集をくみ、社会史の紹介に大わらわである。しかし井上幸治「アナール学派の成立基盤」、二宮宏之「社会史における『集合心性』」とともに、十分考えぬかれた力作とはいがたく、時流への安易な追従がめにつく論稿である。他方木谷勤「西ドイツにおける『社会史』と伝統史学」は、政治事件史中心の保守的伝統史学の優勢な西ドイツにあっては、H・ヴェーラーに代表される社会史の動向は、逆に伝統史学からマルクス主義への独特的接近の一形態といふ一面をあわせもつと述べており、興味深い。

さて今夏の歴科協大会は、問題の重要性のために特別に「民衆の文化と思想」と題するシンポジウムを開き、社会史・民衆史の動向を集中的に検討する機会をもつて至った（『歴史評論』12月号にそのシンポジウムにおける3篇の報告内容が収録されている）。日本中世史の立場からの峰岸純夫報告は、思想文化領域への民俗学的方法のより大胆な活用を提言し、階級基軸に共同体基軸をくみ合せる必要を強調するなど、総じて社会史の提起する方法を積極的に受容・攝取しようとする姿勢の強いものとなっている。ヨーロッパ史の立場から報告にたった安川悦子氏は、E・ホブズボームとE・トムソンの学風を対比しながら、イギリス社会史の動向を客観的に紹介しようと試みている。氏によればイギリスでも社会史的動向は、「個人差も道徳

的抑揚も、土着のなまりもない」経済決定論的マルクス主義への幻滅をその発生基盤としており、ニューレフト的潮流とからみあって成長したという。その後トムソンの研究は、次第に闇わぬ民衆の民俗的世界への実証主義的沈潜の度を深めていったのにたいして、ホブズボームのはあい、民衆のマージナルな部分に期待をつなぐことによって、変革主体の形成を追求する姿勢をくずしていない、等々。

もっとも注目すべきは、日本近世史の立場からの津田秀夫報告であろう。氏はいつの世も支配階級の期待する民衆像とは、慣習の範囲内の日常性に埋没する静態的な民衆の姿である以上、民衆を静態状態においてのみ固定的に把えようとする傾向が、社会史のなかにみいだされるとすれば、この動きには警戒を払わねばならないと論じている。なぜならこの観点にたてば静態的な民衆（柳田国男のいわゆる常民の世界）にあっても、その深部に「運動する民衆」への転化の契機＝矛盾が隠されている点が視野の外におかれ、事件史と社会経済史との結びつきの切断を招きかねないからである。いま真に必要な課題は「闘う民衆」・「常民的」民衆の双方をともに動態的に把える論理を鍛えることだという。傾聴すべき提言であろう。

たしかに今日、先進国での民衆の闘争が必らずしも歴史的進歩のみちにそって力強く展開していないといふ一種の時代閉塞的実感がまんえんしており、このことが社会史の異常な流行の一つの客観的背景をなしていることは否定すべくもない。しかしこの事情を口実として、マルクス主義史学の側の主体的たち遅れの問題に、とりわけ歴史の基本的骨格ばかり追求したあげく「ひからびた古生物学のような」姿と化したときえ評される経済史研究の悲しむべき現状に目をつぶることは許されないであろう。とすれば今、「時代精神」がわれわれに求めてやまぬことは、弁証法的方法を——矛盾の動的論理を介して、歴史における人間のトータルな姿を総体把握する方法を経済史の世界にとり戻す作業ではないだろうか。すなわち経済現象という骨格を人間の血と肉でつつむためには、視野を狭義の

経済領域から思いきって広げ、人間的発達欲求とその充足障害との矛盾の織りなす人間模様をたえず表象に浮べ、それと関連づけて経済史を展開する必要があるのではないか。そしてそのためにも、わが国マルクス主義に根強く浸透したあの類型論的方法がもたらした、経済史の狭い静態的把握の伝統を克服することが先決ではあるまい。この感をいっそう深くさせられた特集であった。

(藤岡 悅)

(4)

『現代経済』No. 35、79年夏期号は、特集「公的赤字の政治経済学」を組み、黒川和美・館龍一郎・野口悠起雄・浜田宏一・正村公宏・蟻山昌一の6氏によるシンポジウム「赤字財政＝国債問題をどう評価するか」を掲載している。はじめに館氏が「赤字財政政策の存り方と国債消化問題」という報告を行なっているが、その論旨はほとんどケインズ主義的フィスカル・ポリシーにたいするブルジョア経済学内部からの批判を列挙するにとどまっている。それによれば、主要な批判には、(1)「今日の不況や失業は『構造的』要因によるところが大きく、総需要対策にすぎないフィスカル・ポリシーの効果には限界があるという主張」、(2)「貨幣供給量の増加を伴わないフィスカル・ポリシーの効果は一時的であり、かつこの短期的な効果も一般に期待されているよりは小さい」というマネタリストの主張、(3)公債残高の増加がプラスの富効果をもつとするケイジアンの立場を疑問視ないし否定するネオ・リカーディアンの見解、(4)「民主主義的政治体制」のもとではケインズ主義的政策は「大きな政府」を招来して国家破産に導くというブキャナン＝ワグナーに代表される主張、がある。館氏自身の主張は必ずしも明確ではないが、ケイジアンに近い立場から国債依存度を軽減するための「適正な負担増」と赤字国債の条件的認とを説いているように思われる。この報告をうけた討論も大旨館報告の基調にそったもので、各論者とも「本質論を欠くわが国の赤字財政論議」を口にしながら、今日の財政危機の根源である独占的大

企業と金融資本による国家の財政・金融へのタカリと寄生の構造にメスを入れることなく、「小さい政府」か「大きな政府」か、「マネタリズム」か「ケインズ主義」かという論議に終始しているために、当の本質論にせまりえないでいる。

上記特集ではほかに黒川和美「財政赤字と民主主義——ブキャナン理論の系譜」とJ・トービン「ケインズ的財政政策批判への反批判——『赤字財政の政治経済学』(ブキャナン・ワグナー著)をめぐって」が、ブルジョア経済学の「主義主張の分極化」を示していて興味深い。前者は「均衡財政主義への復帰」を説くブキャナン等の主張に同意する立場から、『財政赤字の政治経済学』とそれをめぐるアメリカ合衆国思想状況・学界動向を紹介しているのにたいし、後者はケネディ政権下の経済諮問委員として、またアメリカ・ケインジアンの旗手として、ブキャナン=ワグナーの主張に反論し、「均衡財政主義」の立場からする憲法改正論をしりぞけている。なお巻頭の特別論文、宇沢弘文「垂流ケインズ経済学の悪しき帰結」も、ケインジアンと反ケインジアンとの論争を問題にし、つぎのような評価を下している。「アメリカ・ケインジアンは、その理論的硬直性、反民主主義的性向によって、現実の経済における経済循環のプロセスを有効に分析しうる理論的枠組を持たなくなり、政策的有效性もまた疑問視されるようになった。しかし、マネタリストやブキャナン=ワグナーたちの垂流ケインズ経済学批判は多くの場合、不毛なレトリックに終始し、そこに建設的な示唆を見いだすことは困難である」。いずれにせよ、ブルジョア経済学の内部で、種々の立場の理論の思想的・政治的側面にかんする論議が活発になってきたことは注目に値する。

『現代経済』No. 36、79年秋季号は、「インフレー

ション」の特集を組み、「インフレーション=この多年草の病理と予防」というシンポジウムをおこなっている。新保生二「インフレーション理論の最近の傾向」、豊田利久「わが国のインフレーションと失業の関係」、野口悠起雄「地価上昇のメカニズムと地価対策」の三報告をうけての、香西泰・新開陽一・蟻山昌一の三氏をmajiedた討論では、最大の焦点が「マネタリズム的発想とそのモデルの問題点」にあてられ、現実的な政策論議の中心はもっぱら通貨供給量の制御可能性の有無にわかっている。野口氏は地価対策として「地価インデックス債」構想を提唱しているが、これは土地の擬制資本化を国庫に「土地債特別会計」を設けることによって促進し、公共体と民間デベロッパーによる用地取得を容易にすることを企図したものである。なお上記特集にはほかに、藤野正三郎「日本経済とケインズ政策の有効性」、S・フィッシャー、F・モジリアーニ「インフレーションの実物的影響とコスト」、J・ミード「『対内均衡』の現代的意義」の諸論文がある。前号の赤字財政の特集に続くインフレーションの特集でありながら、シンポジウム、論文とともにインフレーションの財政・金融的側面の分析がみいだせないのはどうしてであろうか。石油危機をたんなる外因として取り扱い、独占・独占価格・独占利潤の問題を、寡占理論的見地においてさえ欠落させていることも、ブルジョア経済学の限界だといえばそれまでだが、理解に苦しむところである。

その他の論稿では、西部邁氏の連載第1回「信仰と懐疑——経済学イデオロギーをめぐって(1)」が、いさかレトリックをもてあそんでいる感があるとはいえ、近代経済学=現代ブルジョア経済学のイデオロジー的閉塞性を省察している点で啓発的である。

(森岡 孝二)

第2回研究大会の報告

鶴 田 廣 己

基礎研夏季研究大会も回を重ねるごとに個人研究の幅の広がりと共同研究の前進を反映して充実を示してきたように思われる。現実感覚と高度の理論水準での議論の沸騰のため、三日間の日程を終えた時には他の学会では経験しないような知的刺激と知的疲労を味わうのである。

今大会は7月27日から29日まで関西地区大学セミナーハウスでひらかれた。統一テーマは、昨年の「現代資本主義の危機と経済学の課題」を受けついで「現代日本における資本主義分析の諸課題」と題し、「日本資本主義分析と現代資本主義国家論」(二宮厚美)、「日本経済の現状と民主的統治能力の形成」(池上淳)の報告をもとに、太田紘志・芦田直両氏のコメントをえて活発な議論がなされた。報告内容の詳細はいずれ本論に掲載されることになろうが、ここで当日提起された論点を若干紹介しておけば、次の通りである。

① 総合安保構想と住民統合。国家独占資本主義は総じて住民統合を一つの本質的特徴とするが、現代日本資本主義のもとでは、新(旧)中間層と労働者階級の分断的統合を地域の反動的再編(「三全総」)のなかで行なうことが企図されていること。この背景にはオイル・ショックを契機として促進されることになった国際的相互依存体制のもとにおける日本資本主義の不安定性の強まりが存在する。

② 現代日本資本主義と民主的統治能力の形成の必然性。論点は二つ。戦後改革=憲法体制は民主主義の巨大な前進を権利の体系として保障しながらも、経済計画、労働者階級の権利、地方自治の内容などの弱点をもつ。この憲法体制をめぐり、その「空洞化」をおし進める「うしろむきの民主主義」=安保・サン

フランシスコ体制か、「前むきの民主主義」=産業自治・地方自治・基本的権利の法体系か、が鋭く問われていること。今一つ、統治能力形成の契機。財産と共同体とから二重に自由になった=解放された労働者階級は、職域、地域、社会の三つのレベルでその全面的発達に対する障害に逢着し貧困化せざるをえないが、この過程は同時に、個性・集団性・社会性を身につけた労働者階級の全面的発達、統治能力の獲得の手がかりを発展させずにはいない。その契機は、職域における安全への規制、資本の権力=横暴に対する規制と、家族・共同体の解体の中から成長する労働者階級の「全面的流動性」、婦人・児童労働の意義の増大、そこから必然的に高まらざるをえない解体された社会の共同業務の再建の過程とが結合する中に、さらに、住民の発達保障を担う公務労働者が、労働者階級・住民と結合し、生活時間と労働時間の区別、人権の内実の確保を一般的強制法の体系によって確立し、資本と官僚機構の権力を規制する中にこそ見出されるだろう。

③ 公務労働者の専門性と共同業務の再建。科学・技術の発展の高度の成果が労働過程、生活過程に導入されれば、資本主義のもとでは労働者階級・住民の職域と地域・社会における貧困化は不可避であるが、科学・技術の成果を労働者階級と住民の側にとりもどし、その全面発達を保障する上で公務労働者のはたす役割、その専門性は重要な意義をもつ。たとえば、原子力発電などによる社会的な公・災害の際の軍隊の緊急出動を国民的に認知させようとする企図は、科学・技術の成果を軍隊に独占させ、地域の消防の機能を軍隊に吸い上げようとするものである。したがって、地域・社会の共同業務を官僚機構が吸い上げるのか、公務労働

者・住民が担うのかは決定的な違いである。社会教育と公務労働者の専門性が要請されるゆえんである。

④ 現代日本資本主義と階級結集の条件。その理論的課題。労働者階級の概念を、労働と所有の概念の豊富化を通じて再検討する必要がある。共同体内労働と企業体内労働との相互関係を、社会的分業の観点をふまえ、精神労働と肉体労働の対立を視野におさめつつ整理する必要があろう。その中で、変革すべき当の対象たる私的所有一資本の権力と官僚機構の権力、その相互の癒着関係についても解明すべきあろう。

もちろん、当日シンポジウムで出された論点は以上にとどまるものではないが、詳細はここではふれられない。次に、三日間の大会で報告された内容について紹介しておこう。

第一分科会<危機における産業と労働>

- ① 高知県農業（施設園芸）の実態とその発展方向
伊藤憲章（高知支部）

② 対米直接投資にあらわれたアメリカ「技術独占」の一面——アメリカ電機工業を例として—— 小林世治（吉田支部）

③ 大都市経済と小零細業者振興政策——大阪の住工混合地域の一研究—— 永吉秀幸（第三学科）

第二分科会<発達論と公務労働論>

① 地方都市と第三次産業——新しい社会変革の契機を求めて—— 太田絢志（高知支部）

② オコンナーの公務労働論 佐々木雅幸（吉田支部）

③ 19世紀中葉におけるイギリス査察官制度の成立 小沢修司（吉田支部）

④ 京都における革新自治体と公務労働者の役割 田畠安敏（第二学科）

⑤ 国家・共同業務・公務労働 小森治夫（広小路支部）

第三分科会<現代労働運動の課題>

- ① 三池闘争の経過からみた三つの潮流の発生過程 中原優（第四学科）

② イタリア資本主義発展の基礎構造とグラムシのヘゲモニー概念 長谷川真知子（第五学科）

③ イタリア経済を研究するにあたって 岡宏一（第五学科）

第四分科会<独占支配と経済民主主義>

① ツ連経済の地域構造の変化とその傾向 田中宏（大阪支部）

② 中期財政計画と西ドイツ財政の危機——今日の予算制度改革——真鍋能章（衣笠支部）

③ 昭和恐慌期救農政策の検討 岡田知弘（吉田支部）

④ 日本における1939—40年の電力「危機」 梅本哲世（大阪支部）

第五分科会<現代経済学の理論的諸課題>

① 「法人資本主義」論についての覚え書き 馬頭忠治（衣笠支部）

② 『金融資本論』における「転化」の謎 森岡孝二（大阪支部）

③ 恐慌の「一般的・抽象的可能性」——その形成史的特質と体系的意義について—— 赤間道夫（吉田支部）

④ 「独自な探究様式」としての循環—再生産論—「ブルジョア社会」の基本構成と基礎範疇—— 後藤康夫（直属）

⑤ 芝田進午氏の発達論の批判的検討 藤岡惇（広小路支部）

最後に、暑い中、遠路わざわざ本大会のため記念講演をいたいたいた井村喜代子先生に謝意を表したい。その報告内容については、本誌の次号に掲載の予定である。
(筆者 大会実行委員長)

研究所定例総会・研究科開講式を終えて

基礎研が研究教育活動の一大センターとしての事務所を現在地にかまえてから、早や5度目の秋が来た。開設当初は所員各自のいらなくなつた机や本棚を持ち寄った以外は何もなかつた事務所であったが、今では電子リコピーや複数の印刷機器一式も揃い、資料なども少しづつではあるが整備されてきてやや手狭になつた感じだ。

この丸4年間のあいだには、春・夏の合宿・研究大会は計8回を数え、また、夜間通信研究科も30名の修了生を世に送り出した。現在刊行中の『講座現代経済学』(青木書店刊)も好評だ。この間の活動については、過去の『通信』に掲載されている「活動日誌」にゆずるとして、以下、1979年度定例総会と研究科修了・開講式についての「便り」をお届けしたい。

○

代議員制による第2回目の79年度定例総会は、衆院選挙投票日の一週間前という忙がしい合間をぬって、9月30日(日)教文センターに於て行なわれた。

午前中は例年の如く、理事会事務局より「年間活動総括・方針・予算」「決算報告及び会計監査報告」があった。休けいをはさんで午後からは、午前の報告をふまえて各支部からの現況報告や、当面する諸課題についての熱心な討議が繰り広げられた。東京支部代議員による『通信』のPR活動―大学の広報版確保による紹介や、高知支部代議員による“落ちこぼれ”所員をなくすきめ細かな支部活動の紹介など、各支部独自の活動や問題点が出された。その他委員会報告では、『通信』編集局から『通信』の安定的発行のため

「300人の新規読者の拡大運動」の必要性が提起された。又、80年度年間活動の柱としての、共同研究会を軸にした合宿・研究大会を総合研究集会の場にして、その成果を『基礎研年報』に集約しようとの方針が確認された。最後に満場一致で新役員の選出・総会議案の承認が行なわれた。

○

今秋5周年を迎えた夜間通信研究科の修了・開講式は、10月21日(日)例年の如く、京都府立大学の遠望のよくきく視聴覚室で、17名の新たな研究生を含む約70名の参加を得て行なわれた。

まず、修了式では、あいさつに続き本多研究教育委員長より修了生一人ひとりに修了証書が手渡された。証書番号も今回で30番を数えるに到った。続いてすぐ開講式に移り、池上惇氏より「研究科の現在の到達点と80年代の課題」と題して、基礎研が60年代に学習協の一支部として発足した時代的背景や、“働く学ぶ”労働者の中から知識人を育てるこの重要性・必然性など、基礎研の思想・理論・課題についてのお話をいただいた。

あと、カリキュラムの説明・学科別の会議を行ない場所を事務所に移して、これまた例年の如くささやかな飲み物・つまみを囲みながらではあったが、なごやかな懇親会がもたれた。せまい部屋に40名を越す人が集まり、立錐の余地もないほどの盛況ぶりで新年度のスタートを切った。

(西田 達昭・事務局)

衣笠支部活動報告

I. はじめに

70年代初頭以来の世界的な構造的不況は、『不確実性の時代』という本をベストセラーにした。しかし、不況から「安定成長への移行」は、減量経営にみられるように、人べらし・「合理化」・中小企業の倒産などをひきおこしていく、独占の資本蓄積の再編成過程なのであり、このことが、勤労者の側に労働と生活の両面にわたる未曾有の危機に生じさせつつある。

国民の各層にわたる各種の学習欲求の高まりは、かかる状況にあって、現状打開の「確実性」を求めるようとする姿勢の一つの現われではないだろうか。現在の危機が、経済民主主義の実現以外に解決手段をもたないとすれば、労働と生活の場におけるその実現条件を探究してゆく『発達の経済学』がクローズアップされ然るべきであろう。こうして、現代とは、いわば『講座・現代経済学』がベストセラーになるべき時代なのである。

かかる状況にあって、こうした経済学の研究体制を保障する一環としての基礎研は重要な位置を占める。以下では、衣笠支部での試行錯誤の過程をありのまま記してみたい。この欄において、各支部の活動が交流され、全体として基礎研運動が発展してゆくことを期待しながら。

II. 支部活動の現状——78年11月～79年11月

立命館大学を地域内にかかえる衣笠支部は、その地域的特質を反映して、教員5名、院生16名、若手3名勤労者1名により構成されている。こうした構成員をもつ衣笠支部の活動は、①所員会議 ②例会 ③専門別研究会の三本柱を軸に適時に年2回ほどの合宿をは

さんだパターンをなしている。そして、この三本柱は次のように有機的に関連づけられている。すなわち、所員会議は、各自の研究テーマの客観化の作業を通じて研究を相互に促進すると同時に、研究交流を通じて幅広い総合的な視野を獲得してゆく場とする。専門別研究会は、専門テーマによる共同研究で専門性を一層引き上げる場とする。かくして、前者では専門外の所員も含めた総合的な侧面からの研究テーマの検討が、後者では、専門家によるより立ち入った検討が保障されることになる。例会は、基礎研全体の共同研究の大テーマ・現代の経済学が当面する諸問題を共同で深める場とする。それは同時に、自己の研究が現代経済学のなかで占める位置を明確にしつつすめることを保障する場ともなる。

以下では、個別・具体的に紹介してみよう。

① 所員会議

従来は、院生と若手層が別個に所員会議をもつ体制であったが、それでは、若手層の側では、若手層の固有な院受験という課題が前面に出て、自己のテーマ研究の深化が事実上放棄されざるを得ないか、行なわれても「客観化」の作業が十分に果されないという問題を生んだ。他方、院生の側では、『研究発表は院でできる』ということで、所員会議では、『通信』拡大等のことだけが課題となる傾向を生んでいた。

そこで、院生層と若手層を合体し、かつ時間的便宜を考慮して二班に分け、所員会議の内容を研究活動とその交流に重点をおくことで、両者層にあった問題を取り除こうと試みてきた。この結果、これまで年一回の定例所員会議は、計13回、報告者総数13名。内容はほとんど個人の研究テーマ発表であるが、併わせてそのテーマに関連する文献の検討、学界動向、研究動向

も報告された。個人の研究発表は、具体的に言えば、経済学方法論・技術論・独占理論・国際資本論・財政政策・有効需要論・交通論・労働運動など広い分野にわたっている。

かくして、我が支部での78年11月以来の試みは、①全体として出席する所員数が増大し、②特に、若手層において個人の研究テーマの明確化・深化が、かなり引き上げられたという好成績をおさめているが、なお特にD層の専門性を生かした参加形態が未確立であるという点、更に内容的にも、基礎研の理念学習・研究過程論などを積極的に組み入れてゆく点など、なお改善すべき問題点は残っている。

②例会

月一回の例会では、数回分を一つの大テーマの下に議題設定してきた。

第1回 78年12/21 『現代経済学』第2巻序章、1、2章

第2回 79年2/22 『現代経済学』第2巻3～5章

第3回 79年5/9 「山崎隆三氏の日本資本主義分析」

第4回 79年6/13 「現代国家によるブルジョア社会の総括」

第5回 79年12/21 「スタグフレーション論」

みられるように、1・2回目は、それ以前の『現代経済学』1巻から引きついで「発達の経済学」の検討3回目からは、「現代資本主義の危機と経済学」というテーマ設定の下に、危機の諸相を明らかにする、更にそれに切り込む経済学は如何にあるべきか、という目的をもって課題が設定されてきた。その際、執筆者の参加によって、直接問題点を掘り下げることのできた例会では、議論が深められ盛会であった。この点は、D層の専門性を生かした参加と関連するものであり、今後は、D層をコメンター・報告者として確保することにより、密度の濃い例会を目指したい。更に、大学の教員である所員にも、コメンター等として参加して頂くように、この欄を借りて要望しておきたい。また

例会は、広く宣伝し、所員外の人の参加も積極的に追

求し、基礎研活動のすそ野を広げていきたい。

③専門別研究会

従来、『資本論』研究会と現代資本主義研究会が開かれ、特に後者は、これまでの専門別研究会ではもっと多くの所員を結集し、活発な議論を展開してきたが、現在、両研究会とも開店休業の状態である。この原因は、参加者の問題意識と意欲に支えられて、文献の検討と論点は豊富になってゆくが、共同研究として成果をまとめるという方向が不明確であったためと思われる。専門別研究会は、基礎研活動の参加率が悪いD層が専門性を生かして発展しうる研究会であり、また、若手層の研究能力養成でも重要な位置を占めるため、真剣に取り組む必要がある。今後は、専門別研究会の目標を明確にして、一定の時期を区切って、書評・論文等にまとめあける方向を目指したい。

III. 今後の展望

合宿等のことについては紙幅の関係上、割愛するがただこうした合宿では院生・若手層の生活実態、人生経験などが酒の媒介により、赤裸々に語られることにより、一層の親睦の深まり、未来への展望を得る場となっていることを付言しておきたい。

今後の展望としては①80年3月に「研究半年報」を出すこと、②基礎理論の必要性が共通認識となっており、理論関係の共同研究会を発足させることができて決定されている。衣笠支部の長期的・構造的な解決が望まれる問題として、支部構成員中、勤労者数が極めて少ないとされる事態がある。そのため、勤労者との共同研究を通じる「生き生きとした現実的感覚」把握は夜間通信研究科への参加等により個人的に解決されていることにとどまっている。今後は、例会などに所員外からの参加を積極的に組織し、勤労者所員を増やしていく必要がある。その条件は十分に存在しているのである。また、研究大会等への院生の積極的参加を追求することによって、各大学の院生の交流が深まるよう活動を行っていきたい。

(文責 支部事務局)

◇ 編集後記 ◇

○…………階級分析をめぐる従来の錯綜した論争をどう総括し、現代日本の労働者階級の特質をどう把えるのか、そこから変革主体形成の方途をどう展望するのかが、「働く者の経済学」に課せられた根本的・窮屈的目標だといってよいでしょう。本号では労働現場からの中原報告をはじめ、刺激的な問題提起を含む諸報告を並べてみました。運動の前進、認識の深化のために「物議をかもす」こと、論争を組織することが必要です。基礎研運動としても、3月22・23日に開催される夜間通信研究科の春季合宿集会の場で、労働と生活の現場に密着したたぢばから、この問題をめぐる集中的な討論を組織する予定です。「もっと物議を、そこに光が！」と思います。

○…………次号は、島崎美代子さんの論文（昨夏の研究大会講演）、『講座・現代経済学』の評価をめぐる諸論稿、研究運動論、春季合宿の成果などを中心にして編集する予定です。

○…………昨年末に、財政危機を克服すべく本誌の大普及運動を展開したところ、読者の皆様のご支援をえて257人の新読者を迎えることができました。普及にご協力いただいた読者の皆様や新読者の皆様の本誌充実への期待の大きさを痛感し、編集局一同身のすぐむ思いです。この運動で得た一定の財政的余裕を編集内容充実に直結させるため、編集局はその体制を一新して、ベストをつくす所存です。

○…………とくに次号からは、誌面の一部を開放して、「通信欄」「読者のなんでも告知板」を設ける予定です。はさみこみ葉書を活用され、基礎研運動や本誌への感想・注文、「私の主張」「読者へのアピール」など、お寄せ下さい。原則として、すべて掲載する予定です。この欄をつかって、読者の間の連絡を密にし、地域の読者を糾合した「読者会」ができたら、と思います。そして「通信」が、労働と研究を結びつける組織、働きつつ学ぶ組織が全国各地に續々と誕生する産婆役となることができれば、最高の喜びです。

経済科学通信

(季刊) 第27号 1980年3月15日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)
TEL (075) 255-2450

編集委員 振替 京都1972 基礎経済科学研究所 編集局
青水 司 池上 慎 江尻 彰
尾崎 芳治 木原 正雄 小淵 港
坂井 昭夫 佐々木秀太 島 恒彦
重森 晓 田井 修司 中谷 武雄
中村 雅秀 林 弥富 藤岡 悅
光岡 博美 森岡 孝二 柳ヶ瀬孝三

印刷所 中央印刷工房株式会社

大阪市北区西天満4丁目10番16号 TEL 06(365)0492
額 価 1部 650円 (実費)
定期購読費 (年間4冊分) 2,500円 (郵送料300円)

池上 惇著

現代國家論

日本資本主義と
統治能力の形成

青木現代叢書 ¥1500

平易な話し言葉で解き明かす現代國家論入門！ 危機における現代國家の諸様相を、独創的な「官僚機構論」と日本資本主義の現状分析とともにとづいて追究。さらに、国家独立資本主義のもとでの貧困化法則を明らかにしつつ、現代国家の変革主体の形成のすじ道を探求する時宜をえた好著。

池上 惇著 国家独立資本主義論争 ¥1300

島 恭彦・池上 惇編

46判／¥2300

財政民主主義の理論と思想

「安価な政府」と公務労働 政府機構を簡素化し軍事費や冗費を削減して、効率よく運営される「安価な政府」と財政民主主義の理論と思想の展開過程を世界史的に考察し、財政改革の現実的方法を追究した共同労作！ 今日の財政危機の克服と財政の民主的変革に重要な示唆をあたえる。

坂本忠次著

46判／¥2000

國家と地方自治の行財政論

政治学と経済学の接点としての行財政理論の意欲的な探求！ 革新自治体の「後退」と地方行財政政策の問い合わせを迫られている今日の状況を見据えつつ、国家論をふまえた地方自治と地方行財政の理論的・原理的中心課題に切り込んだ書下しの労作。

講座 資本論の研究

全6巻

編集顧問 小林 昇／富塚良三／渡辺源次郎
編集委員 相沢与一／市川佳宏／下平尾勲

中川 弘／真木実彦／吉原泰助
米田康彦
（50音順）

現代資本主義の科学的分析 II 変革の理論的武器として、『資本論』把握をいつそう発展させた共同研究の成果！

第1巻 資本論の形成

第2巻 資本論の分析 (1)

第3巻 資本論の分析 (2)

第4巻 資本論の分析 (3)

第5巻 資本論の発展

別巻 資本論研究案内

46判上製函入／各¥1800～2000

2月下旬 刊行開始！

各巻の詳細は内容見本をごらんください

青木書店

電話・東京03-292-0481(代)

〒101 東京都千代田区神保町1-60